

入尾市 文化財保存活用地域計画



魅力創造部観光・文化財課

歴史資産を活かして拓く わがまちの未来

～知り・守り・活かし・伝え、次世代に繋げる～

八尾市は、大阪府のほぼ中央部に位置し、市域は東方の生駒山地西麓から、西方の大阪平野東部にかけて広がっています。古くから、旧大和川の支流であった多くの河川によって形成された肥沃な平野は、国指定史跡である心合寺山古墳を初めとして全国的にも有数の遺跡の宝庫となっています。



平成 30 (2018) 年 2 月には道鏡と称徳天皇により建立された由義寺跡が指定されるなど、市民をはじめとする多くの方々のご理解とご協力のもと、多くの文化財が連綿と受け継がれてきました。

一方、少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、文化財や地域の祭礼などの行事といった歴史資産を受け継ぐ担い手の不足といった課題があります。

このような中で本市では、文化財の保存を計画的に進め、歴史資産を魅力ある地域のまちづくりに活用するための基本的なマスタープランで、アクション・プランとなる「八尾市文化財保存活用地域計画」を策定しました。この計画の策定を機に、歴史資産の保存・活用と、様々な主体と連携した取り組みを積極的に進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見ならびにご提案をいただきました八尾市文化財保存活用地域計画協議会の皆様をはじめ、ご尽力いただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 4 (2022) 年 7 月

八尾市長

大松 桂右

例 言

1. 本書は、令和4（2022）年7月に文化庁より認定を受けた八尾市文化財保存活用地域計画である。
2. 本書は、令和2（2020）年より八尾市文化財保存活用地域計画協議会により、協議、検討され、八尾市で策定したものである。
また、計画策定にあたっては、文化芸術振興費補助金を活用し、文化庁及び大阪府教育庁の指導、助言を得た。
3. 本書に掲載した図版類は、八尾市において作成したものを中心に使用しているが、一部既往の文献や成果等を使用しており、出典については、表題に併記している。

目 次

序章 計画作成の背景・目的	1
第1節 計画作成の背景と目的	1
第2節 「文化財」と「歴史資産」の定義	3
第3節 地域計画の位置付け	6
第4節 計画期間	12
第1章 八尾市の概要	13
第1節 地勢	13
第2節 社会的状況	20
第3節 歴史的背景	30
第2章 八尾市の歴史資産の概要	43
第1節 これまでの歴史資産の調査	43
第2節 指定等文化財	47
第3節 指定等文化財の類型別概要	52
第4節 未指定文化財	61
第5節 地域別の歴史資産	63
第3章 歴史文化の特徴	71
第1節 歴史文化に関わる主な歴史資産の関係性	71
第2節 歴史文化の特徴	72
第4章 関連文化財群に関する事項	74
第1節 関連文化財群の考え方	74
第2節 関連文化財群の設定	75
第5章 歴史資産の保存・活用に関する基本理念	86
第6章 歴史資産の保存・活用に関する現状・課題	88
第1節 歴史資産の現状・課題	88
第2節 課題の整理	98

第7章 歴史資産の保存・活用に関する方針..... 99

第1節 歴史資産の保存・活用に関する基本方針の考え方99

第2節 市域全体における歴史資産の保存・活用に関する方針100

第3節 関連文化財群の保存・活用に関する課題と方針104

第8章 歴史資産の保存・活用に関する措置..... 107

第1節 措置の考え方107

第2節 歴史資産に対する措置108

第3節 関連文化財群に対する措置115

第9章 歴史資産の保存・活用の推進体制 120

第1節 歴史資産の保存・活用の推進体制120

第2節 基本理念の実現に向けた各主体の効果的な取り組み122

参考資料

序章

計画作成の背景・目的

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第1節 計画作成の背景と目的

1-1 背景

文化財は、地域の歴史や文化の理解に欠かせないものとして、人々の営みと関わりながら、連綿と受け継がれてきました。文化財の本質的な価値を理解し、共有して後世に伝えていくことは、現在の私たちが担うべき重要な役割となっています。

しかし、全国的に過疎化や少子高齢化が進展することで、文化財を継承する担い手が不足し始め、そのことに起因する滅失や散逸から文化財をいかに守るのが大きな課題となっています。また、異常気象による大規模な自然災害や令和元(2019)



図1 八尾市域（西南から）

年から世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が地域のまつりなどの継承を妨げるといった新たな課題が発生しています。

国においては文部科学大臣が、文化財の確実な継承に向けて必要な施策を講じるための文化財保護制度のあり方について、文化審議会に諮問し、同審議会文化財分科会企画調査会による検討を経て「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」として平成29(2017)年12月18日に答申が出されました。この答申を踏まえ、地域社会総がかりで文化財を継承していくため、文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力強化を図ることを目的に、改正文化財保護法が平成30(2018)年6月8日公布され、平成31(2019)年4月1日施行されました。さらに令和3(2021)年4月16日には、地域のまつりや郷土料理などの無形文化財や無形民俗文化財の登録制度を整備した文化財保護法の一部を改正する法律が国会で成立しました。

大阪府教育庁では、平成31(2019)年4月1日の文化財保護法改正を踏まえ、大阪府を取り巻く状況を鑑み、文化財の保存・活用の課題に対応し、目指すべき将来像や施策の方向性を示すため、「大阪府文化財保存活用大綱」を令和2(2020)年3月に策定しました。

文化財の継承や保存への課題がある一方で、人類共通の宝物として未来へ引き継いでいくべき世界遺産が多くの人々の関心を集め、また、地域の歴史文化の魅力をストーリーとして発信する「日本遺産」の認定事例も普及するなど、まちづくりを進める上で、地域の特色ある文化財を掘り起こし、活用する機運が高まっています。

そのため、文化庁は、平成28(2016)年3月に政府が策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、文化財を貴重な地域・観光資源として活用するために令和2(2020)年までに取り組むアクションプログラムとして「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を定めました。そこでは、多言語化による解説やボランティアの育成、文化財のユニークベニューとしての活用や美装化などが推進され、外国人を含めた観光客等への対応が行わ

れました。

大阪府内では、令和元(2019)年度に G20 サミットの開催や百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録、ラグビーワールドカップ 2019 (東大阪会場) があり、観光統計調査によると、平成 29(2017)年には、来阪外客数が約 1,110 万人となり、初めて 1,000 万人を超えました。その内の約 922 万人 (83.1%) は観光・レジャーを目的に来阪しています。新型コロナウイルス感染症により、観光客は減少しましたが、令和 7 (2025)年には日本国際博覧会 (通称「大阪・関西万博」) 開催が予定され、観光客数の回復・増加が期待されています。

文化財を継承し、観光資源として活用を進めようとする国等の動向の一方で、文化財や伝統文化等を維持する機能は、脆弱化しています。八尾市では、近年、出生数が死亡数を下回る自然減が進むとともに、年間 8,000 人程度の人口が転出入するなど人口流動が進んでおり、少子高齢化・人口減少によって地域社会を支える人が減少しています。加えて、ライフスタイルに対する価値観が多様化する中で、自治会への加入者や子ども会等への入会者が減っており、見守りやお互いを支えあう活動が衰退しています。このように関わりの希薄さは、地域への関心をも低下させています。

八尾市第 6 次総合計画 (令和 3 (2021)年度～令和 10(2028)年度) (以下「第 6 次総合計画」という。)は、「共創と共生の地域づくり」を進めており、地域住民、企業、学生、通勤・通学者等という立場を超えて互いに助けあい支えあいながら、歴史資産 (P5 参照) を将来にわたって着実に保存・継承していく歴史資産を活かしたまちづくりをめざしています。史跡の整備や維持・活用、効果的な情報発信の方向性を検討し、実施していくことで、多くの人々にとって八尾の歴史や歴史資産の新たな発見につながり、持続性のある地域活性化につなげることが期待されています。

1-2 目的

八尾市では、これまで伝えられ、あるいは残されてきた先人の文化的活動によって生み出された有形・無形の事象や事物は、地域の活性化や郷土愛の醸成等のために活用することで、本市にとって様々な恩恵をもたらすものであると考え、これらを活かしたまちづくりを推進するために、平成 31(2019)年 3 月に「歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方」(以下、「基本的な考え方」という。)をまとめました。

文化財の保存・活用の担い手の層を厚くするために、これまで文化財に関心がなかった人々とその価値や魅力を共有して関わるきっかけをつくり、文化財の確実な継承につなげていく必要があります。

そのため、今回作成する「八尾市文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」という。)は、「基本的な考え方」を踏襲しながら、市民・地域・行政などの多様な主体が自らまたは協力・連携して、歴史資産を将来にわたって着実に保存・継承し、歴史資産を活かした魅力あるまちづくりを進めることを目的として作成します。

第2節 「文化財」と「歴史資産」の定義

【「文化財」の定義】

『文化財保護法』（昭和25年法律第214号）における「文化財」とは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類です。

このほかに文化財に関連するものとして埋蔵文化財と文化財の保存技術があります。

表1 文化財の体系

文化財 (6類型)	①有形文化財	建造物	社寺、城郭、民家、近代洋風建築など
		美術工芸品	絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料等
	②無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	
	③民俗文化財	有形の民俗文化財	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などの無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
		無形の民俗文化財	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
	④記念物	遺跡	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等
		名勝地	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等
		動物、植物、地質鉱物	
	⑤文化的景観	棚田・里山・用水路等	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地
	⑥伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村等	
埋蔵文化財		土地に埋蔵されている文化財	
文化財の保存技術		文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等	

①有形文化財には、建造物や絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料等があります。

②無形文化財は、演劇や音楽、工芸技術など昔から守り伝えられてきた伝統的なわざのことで、具体的にはそうした技を会得した人や集団によって表現されます。

③民俗文化財は、生活や生業に関わるもののことで、物として形がある有形の民俗文化財と形のない無形民俗文化財に分けられます。有形の民俗文化財は、衣服や家、生活で使用する用具、祭りの道具（例えば布団太鼓、法被等）、信仰の対象となっているもの等で、無形の民俗文化財は、年中行事などの風俗慣習、祭りや踊りなどの民俗芸能、民俗技術などがあります。

④記念物には、遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物があります。遺跡は、過去の間が行動した痕跡を留めている場所であり、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等があります。名勝は美しい景色のことで、山岳、峡谷、海浜など自然の景色と、庭園、公園、橋梁など人工的な景色があります。動物は生息地や渡来地、植物では自生地を併せて示すことがあります。

⑤文化的景観は、平成16(2004)年に創設されたもので、人々の生活や生業あるいは、地域の風土によって形成された建築物、工作物、自然や山並みなどの景色をいい、鉱山や海村、棚田や里山、草原などがあげられます。

⑥伝統的建造物群は、昭和50(1975)年に設けられた文化財の種別で、城下町や宿場町、門前町など歴史的な集落・町並みのことです。

埋蔵文化財は、地中に埋もれている昔の人々の建物跡、墓、耕作地などの遺構と、土器や石器などの遺物があります。

文化財の保存技術は、昭和50(1975)年に設けられたもので、文化財を保存するために欠くことのできない伝統的な技術、技能のことで、建造物の修理関係では木工・彩色、檜皮葺・茅葺、美術工芸品の修理関係では木造彫刻・甲冑・金工・漆工品等の技術などがありますが、本市では確認できていません。

 【建造物】 けんしょうじ 願証寺 本堂 (府指定有形文化財)	 【美術工芸品】 もくぞうしょうとくたいしこうようぞう に おうじりゅうぞう 木造聖徳太子孝養像・二王子立像 (市指定有形文化財)	 【有形民俗文化財】 いこまじゅうさんとうげ じゅうさんつか 生駒十三峠の十三塚 (重要有形民俗文化財)
 【無形民俗文化財】 じょうこうじ 常光寺地藏盆踊り (未指定)	 【遺跡】 しおんじやま 心合寺山古墳 (国指定の史跡)	 【遺跡】 おんちじょうあと 恩智城跡 (未指定)

図2 八尾市内における「文化財」の例

【指定等文化財と未指定文化財】

文化財のなかで歴史上、芸術上、学術上価値の高いものは、国や府、市によって指定等文化財として区別し、許可制等の規制と保存に係る補助金制度によって保護しています。また、平成8(1996)年に文化財保護法が改正され、評価されることなく消滅の危機にある近代の建造物等を後世に継承していくため登録文化財の制度が導入されました。従来の指定制度を補完するものとして、届出制と指導等による緩やかな保護措置を行っています。

しかし、指定等文化財や登録文化財ではない文化財(以下、「未指定文化財」という。)も地域の成り立ちを考えるうえで大切なものです。未指定文化財は、指定等文化財と歴史的あるいは立地的に関連するものも多く、地域で継承されてきた風習や行事、地蔵や古民家等の身近な文化財などがあります。

【本計画における「歴史資産」の定義】

先人の文化的活動によって生み出された有形文化財、無形文化財等の文化財（6類型）とそれに関連する埋蔵文化財や文化財を保存する技術のほか、伝承や説話等は、八尾を形作るものであり、八尾らしさを表すものとなっています。これらを活用し情報発信を行うことで、地域の活性化や郷土愛の醸成等につながるなど、本市にさまざまな恩恵をもたらします。そのため、文化財（6類型）と埋蔵文化財、文化財を保存する技術、その他、伝承、説話等、これまでの文化財類型では捉えられなかったものも含めて「歴史資産」と定義します。この「歴史資産」という文言は、本市の第6次総合計画で用いており、本計画でもこの考え方を踏襲します。

なお、文化財（6類型）は、国、大阪府、八尾市により指定等を受けているものだけでなく、未指定文化財も含むものとします。これは、未指定文化財も市域の成り立ちを考えるうえで重要だからです。

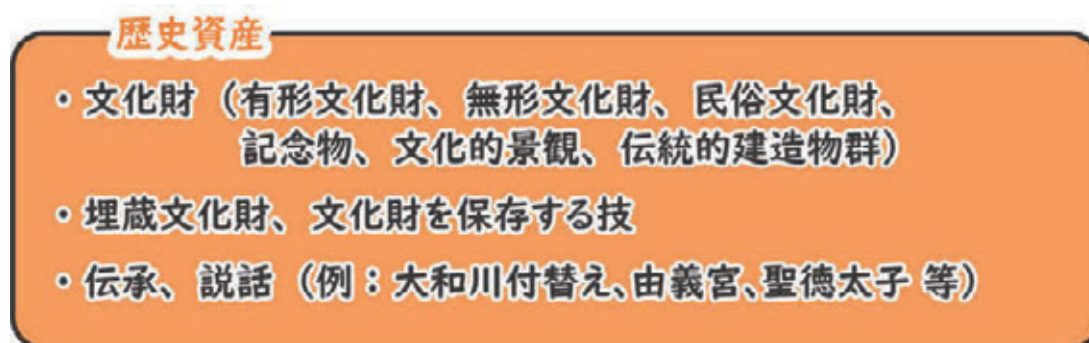


図3 歴史資産の対象



第3節 地域計画の位置付け

3-1 地域計画の位置づけ

「地域計画」は、『大阪府文化財保存活用大綱』を勘案のうえ、文化財保護法第183条の3の規定等に基づいて作成し、八尾市における文化財の総合的な保存・活用のマスタープラン兼アクションプランと位置付けられます。また、本計画は、『第6次総合計画』の分野別計画を遂行するための方針を示すものです。

作成にあたっては先行して策定された『第6次総合計画』を上位計画に、『八尾市教育振興基本計画』、『第2期八尾市人口ビジョン・総合戦略』、『八尾市地域防災計画』、『八尾市都市計画マスタープラン』などの関連する行政計画や構想との整合を図るとともに、個別文化財に関する既刊計画である『史跡高安千塚古墳群保存活用計画』(平成29(2017)年7月策定)、^{たかやすせんづかこふんぐん}『史跡由義寺跡保存活用計画』^{ゆげでらあと}(令和3(2021)年3月策定)との整合も図ります。

また、歴史資産を魅力ある地域のまちづくりに活用するため、本計画をマスタープラン兼アクションプランとして、八尾市が遂行する各部局の関連する事業や施策について、地域の歴史資産の特性を反映させていきます。あわせて、本計画を市民とともに進めることで、地域の魅力を引き出し、文化財の確実な継承につなげていきます。

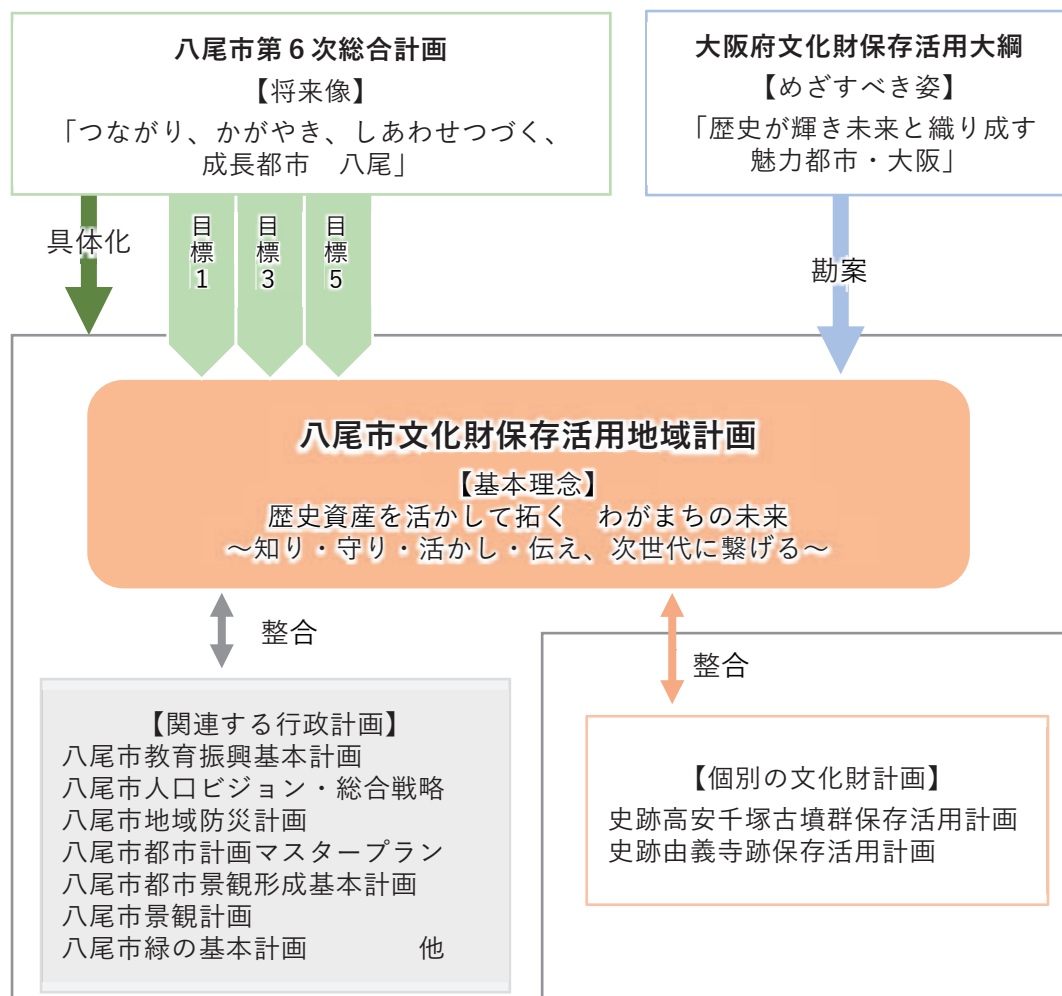


図4 「八尾市文化財保存活用地域計画」と他の計画との関係性

3-2 上位計画の概要と文化財施策の位置づけ

(1)「八尾市第6次総合計画（八尾新時代しあわせ成長プラン）」（期間：令和3(2021)年度～令和10(2028)年度）

第6次総合計画（令和3(2021)年4月策定）は、令和10(2028)年度を目標年次とした八尾市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの目標等を示しています。

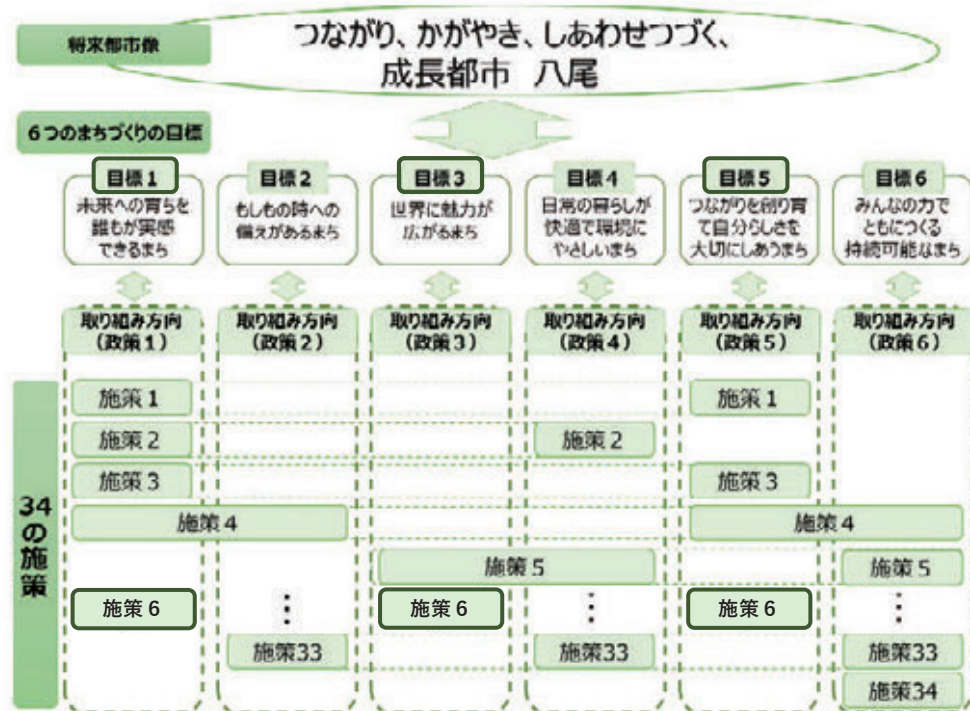


図5 横断的な視点によるまちづくり（イメージ）

八尾の歴史資産に関する直接的な施策は、図5の「6つのまちづくりの目標」の目標1、目標3、目標5を目標とする「施策6 歴史資産などの保全・活用・発信」です。今回の地域計画では、この施策のみならず、歴史資産を活用し、将来都市像の実現に寄与できる全ての施策を包括的にとらえ、それぞれの施策展開に伴う事務事業を促進します。

「施策6：歴史資産などの保全・活用・発信」の基本方針

めざす暮らしの姿	基本方針
地域住民との協働等による歴史資産等の保全・活用の取り組みが広がり、貴重な文化財が受け継がれています。（目標5）	地域に受け継がれてきた様々な歴史資産等を次世代に継承するために、地域住民やNP0・ボランティアとの協働による保全・活用を進めます。
生涯学習や学校教育等の様々な機会を通じて、国史跡等の八尾の歴史資産に触れることができ、市民が郷土に誇りを感じています。（目標1、目標3）	歴史資産を活かしたまちづくりの核として、生涯学習や地域での活用のほか市内外への魅力発信ができるように国史跡高安千塚古墳群、由義寺跡等の整備に取り組みます。
歴史資産や文化財施設の情報を身近に得ることができ、観光と連携した取り組みが進むことにより来訪者が増え、八尾の歴史資産等の魅力が市内外に広く知られています。（目標3）	市民にとって新たな発見につながり、より多くの人が八尾の歴史資産等の魅力を知ることができるように歴史資産や文化財施設の情報発信を進めます。

※引用元：第6次総合計画

3-3 主な関連計画の概要と文化財施策の位置づけ

(1) 「八尾市教育振興基本計画」(期間：令和 3 (2021)年度～令和 10(2028)年度)

八尾市教育振興基本計画（令和 3 (2021)年 3 月策定）は、八尾市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画で、「第 2 期八尾市教育大綱」を踏まえて策定されています。この計画の中で、八尾の歴史資産に関する施策は、「3－3 歴史資産などの保全・活用・発信」に位置付けられています。

「3－3 歴史資産などの保全・活用・発信」の施策の方向性

- 歴史資産を活かしたまちづくりの核として、文化財を地域や生涯学習で活用でき、市内外への魅力が発信できるように国史跡高安千塚古墳群、由義寺跡等の整備に取り組みます。
- 地域に受け継がれてきた様々な歴史資産を次世代に継承するため、「文化財保存活用地域計画」の策定を行い、地域住民やNPO・ボランティアとの協働によって保全、活用を進めます。
- 市民等にとって新たな発見につながり、興味をもってもらえるような方法を検討し、歴史資産や文化財施設において I C T を活用した情報発信を進めます。
- （公財）八尾市文化財調査研究会の役割を整理し、持続可能な文化財保護行政を構築します。

※引用元：八尾市教育振興基本計画

(2) 「八尾市人口ビジョン・総合戦略」(期間：令和 3 (2021)年度～令和 6 (2024)年度)

八尾市人口ビジョン・総合戦略（令和 3 (2021)年 3 月策定）は、第 6 次総合計画におけるまちづくりの目標を念頭に置きつつ、第 6 次総合計画の計画期間においても引き続き、人口減少を克服し地方創生を目的として、特に重点的に進めるべき取り組みを位置付ける総合計画の実行計画として策定しています。

第 2 期八尾市総合戦略（前期戦略）での歴史資産の位置づけ

【基本目標 6】

行ってみたい、関わってみたい、住みつづけたい、魅力があふれるまち

【基本的方向】

市内外への地域資源の発信等によるイメージアップの実現

(主な取り組み)

- ・国史跡を中心とする歴史資産及び利活用を促すための周辺環境の保存・整備
- ・八尾の文化、史跡など地域資源の発掘と魅力向上に関する取り組み
- ・多様な主体や他の取り組みと連携した歴史資産の保全・活用と魅力の向上・発信に関する取り組み

※引用元：第 2 期八尾市総合戦略（前期戦略）

(3) 「八尾市地域防災計画」(期間：令和 3 (2021)年度～)

八尾市地域防災計画（令和 3 (2021)年 3 月修正）は、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び防災関係機関、市民等の力を合わせて実施すべき「減災」のための役割を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的に策定しています。

八尾市地域防災計画での歴史資産の位置づけ

【文化財対策】

市は、文化財所有者と連携し、災害時における文化財の被害の拡大防止及び応急復旧に努める。また、倒壊建物等の被害状況を把握し、埋蔵文化財発掘調査の適切な取扱いを行う。

※引用元：八尾市地域防災計画

また、「八尾市国土強靱化地域計画」（令和2(2020)年12月策定）において、文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態に備え、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備するための具体的な防災・減災の取組み（文化財の防災対策）として、災害時に文化財の被害が生じ、復興が遅れないよう、文化財の種類ごとに想定される災害に応じた予防措置を検討し、その整備に努めることとしています。

八尾市国土強靱化地域計画での歴史資産の位置づけ

【目標（令和2～6年度）】

- 建造物、史跡、有形文化財等の文化財の種類ごとに想定される災害を検討する。
- 史跡由義寺跡保存活用計画において想定される災害と予防措置を検討し（令和2年度）、史跡整備計画策定時に具体的な整備内容を揭示する（令和3年度以降）。

※引用元：八尾市国土強靱化地域計画

(4)「八尾市都市計画マスタープラン」（期間：令和3(2021)年度～令和10(2028)年度）

八尾市都市計画マスタープラン(令和3(2021)年3月改定)では、将来の八尾市がめざす都市の姿や、都市計画決定・変更など都市計画に関する基本的な方針を示しています。

歴史資産に関する事項は、分野別整備方針のうち

「3-4-5都市景観形成」が主に該当し、久宝寺寺内町の景観整備(a.都市景観

の形成やまちなみの保全・形成)や国指定史跡等の整備(c.歴史資産の活用)などが位置づけられています。

c. 歴史資産の活用			
基本方針	将来ビジョン	都市課題	整備方針
④みどり豊かな潤いを感じる都市づくり	観光と連携した取り組みにより、高安山の自然や歴史資産に親しむ市民や来訪者が増えている。	国史跡高安千塚古墳群、由義寺跡等は、古代を偲ぶことができる貴重な歴史資産であるため、保存し、活用することが求められます。	歴史資産を活かしたまちづくりの核として、生涯学習や地域での活用のほか、市内外への魅力発信ができるように国史跡高安千塚古墳群、由義寺跡等の整備に取り組みます。
	 史跡山古墳山古墳  史跡由義寺跡		
関連計画 八尾市都市景観形成基本計画、八尾市景観計画、八尾市みどりの基本計画、八尾市環境総合計画、史跡高安千塚古墳群保存活用計画、史跡由義寺跡保存活用計画 関連事業 史跡等保存活用事業			

※引用元：八尾市都市計画マスタープラン

八尾市都市計画マスタープランでの歴史資産の位置づけ

（５）「八尾市都市景観形成基本計画」（期間：平成 29(2017)年 12 月～）

八尾市都市景観形成基本計画（平成29(2017)年12月改定）は、市民・事業者・行政が共通のイメージをもって、協働によるまちづくりに取り組むことで八尾らしい都市景観を形成することを目指しています。八尾市の景観を構成する要素のひとつに、久宝寺寺内町^{きゅうほうじないまち}に代表される歴史的市街地の景観のほか、歴史的集落の景観、古墳群の景観などの歴史的景観があり、歴史と生活文化を活用した景観づくりを都市景観形成の基本方針のひとつとしています。

（６）「八尾市景観計画」（期間：平成 29(2017)年 12 月～）

八尾市景観計画（令和 2 (2020)年 9 月変更）は、八尾市全域を計画区域としています。また、令和 2 (2020)年12月に住民意向を踏まえたうえで、本市の特徴的な景観形成を図るために必要な地区として、久宝寺寺内町^{きゅうほうじないまち}（久宝寺 1 丁目から 6 丁目の各一部）を重点地区に指定しています。

重点地区では、寺院を中心に栄えた当時の町割りが残り、^{つしにかい}厨子二階・^{むしこまど}虫籠窓等、^{まちや}町家の形態が現存する寺内町らしい歴史・文化の趣ある景観を受け継ぎつつ、古いものと新しいものが調和するまちをつくることを目標に、①町割り、町家や寺社などの歴史的資源と調和した景観形成、②まちなみの連続性を保ち、統一感のある通りの景観形成、③水路空間を保全し、人々が身近にうるおいを感じることができる景観形成の 3 つを方針としています。そして、平成 5 (1993)年に制定された「久宝寺寺内町まちづくり要綱」（現・「久宝寺寺内町街なみ景観保全要綱」）に基づき、修景基準を定めるとともに、保全地区内の歴史的まちなみとその景観を保全するため、必要と認められる物件の管理、修理、修景、復旧等について、その所有者に対し、経費の一部を補助するなど、地域と行政の連携によるまちなみ保全の取り組みが進められています。

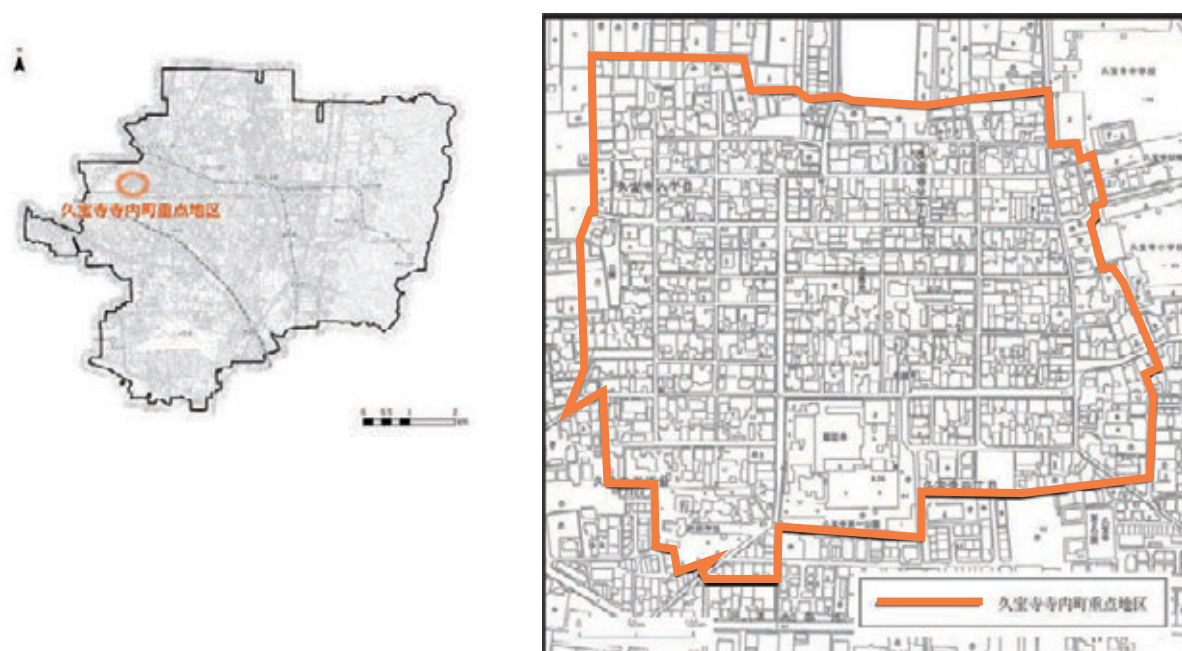


図6 久宝寺寺内町重点地区

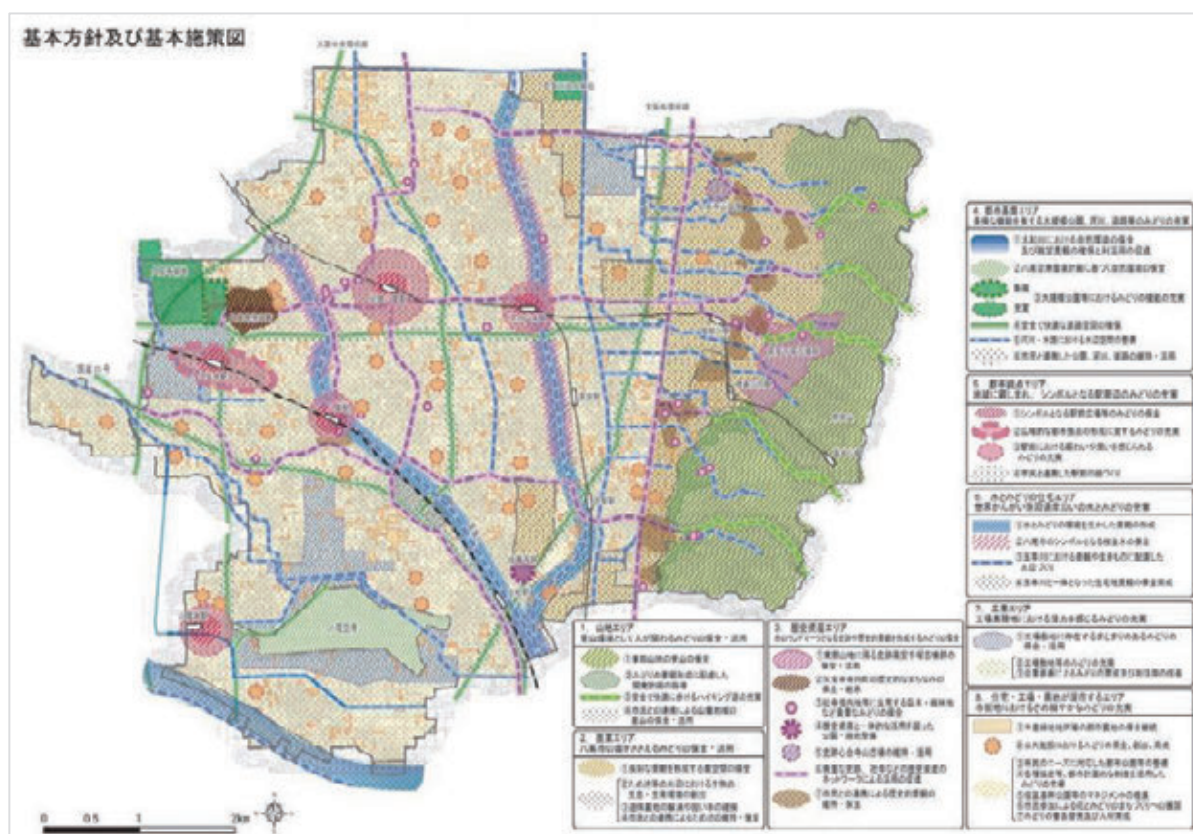
(7)「八尾市みどりの基本計画」(期間：令和3(2021)年度～令和10(2028)年度)

八尾市みどりの基本計画(令和3(2021)年3月改定)は、本市が抱える地域課題に対応するために、みどりをその特性に応じて活かすことや、それに関わる市民協働の取り組みを広げるなど、総合的な観点からみどりのまちづくりを進めていくことを目的に策定しています。

市域を8つのエリアに区分し、その特性に応じてみどりを分類し、課題を検討した8つのエリアに対して、「～多様なみどりを活かして、人とみどりがつながるまち 八尾～」という基本理念を掲げ、「まもる」、「つくる」、「そだてる」といった基本的な考え方やその取り組みが示されています。

歴史資産に関連しては、歴史資産エリアと分類し、山ろく部の古墳群や集落、寺社、平野部では久宝寺寺内町や由義寺跡などの地域を対象としています。「まもる」では、古墳群など歴史資産と一体となったみどりの保全や町並みとの修景を進めることが記載されています。「つくる」では、史跡由義寺跡の整備や緑化について記されています。そして「育てる」では、住民の憩いの場やレクリエーションの拠点としての利用促進と市民と連携した歴史的景観の維持・保全に努めることとしています。

八尾市みどりの基本計画の基本方針及び基本施策図



※引用元：八尾市みどりの基本計画

第4節 計画期間

地域計画は、第6次総合計画で示した施策の展開方針等を具体化した分野別での個別計画の位置づけとしているため、第6次総合計画にあわせ計画期間を令和4(2022)年度から令和10(2028)年度までの7年間とします。本計画は、アクションプランとして着実な実施にむけ、措置等の個別事業については本市の実施計画に位置付け、適切に進捗管理を行います。また、必要に応じて見直しを進め、計画期間終了前に八尾市文化財保存活用地域計画協議会による評価を行って次期地域計画に反映させていきます。

なお、計画期間が変更した場合、文化財の保存に影響を与えるようなことが生じる場合、本計画の実行に支障が生じる場合については、計画を見直し、改めて文化庁長官の認定を受けることとします。また、これら以外の軽微な変更については、変更後、大阪府を通じて文化庁に報告します。

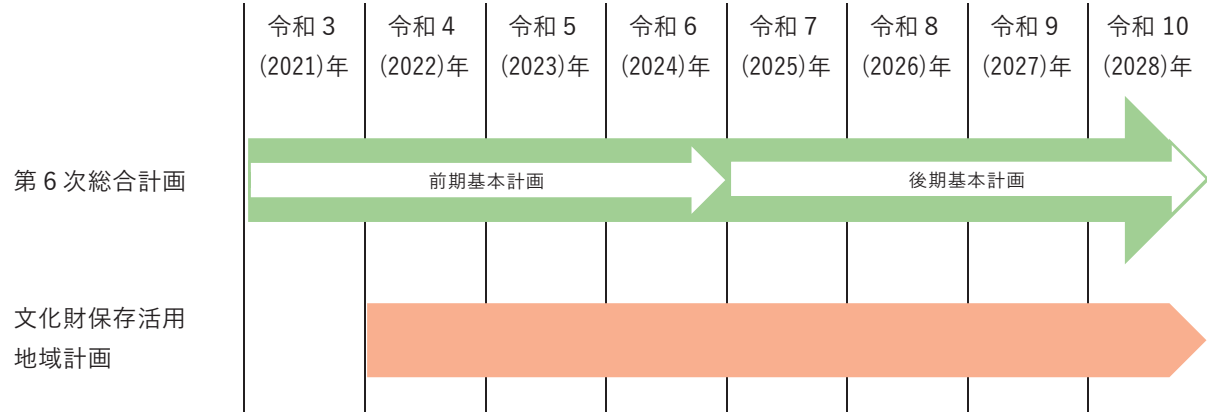


図7 第6次総合計画と文化財保存活用地域計画の関係（計画期間）

第1章

八尾市の概要

第1節 地勢

1-1 位置

八尾市は、大阪府の中央部東寄り、東部大阪、
「中河内」と呼ばれる一画、東西約9km、南北約7km
の範囲に位置し、東は生駒山地の稜線を境に奈良県
平群町・三郷町に、西は大阪市平野区に、北は
東大阪市に、南は柏原市・松原市・藤井寺市に接して
います。

1-2 面積

八尾市の面積は、41.72km²あります。人口集中地区
[DID]面積は、昭和40(1965)年には15.00km²でしたが、
以降、増加傾向がみられ、平成7(1995)年をピーク
(32.20km²)に、以後減少に転じ、令和2(2020)年
には31.26km²となっています。

また、令和3(2021)年4月時点で都市計画区域面積4,172haのうち、市街化区域面積は、
2,766ha、市街化調整区域面積は、1,406haとなっています。



図8 八尾市の位置

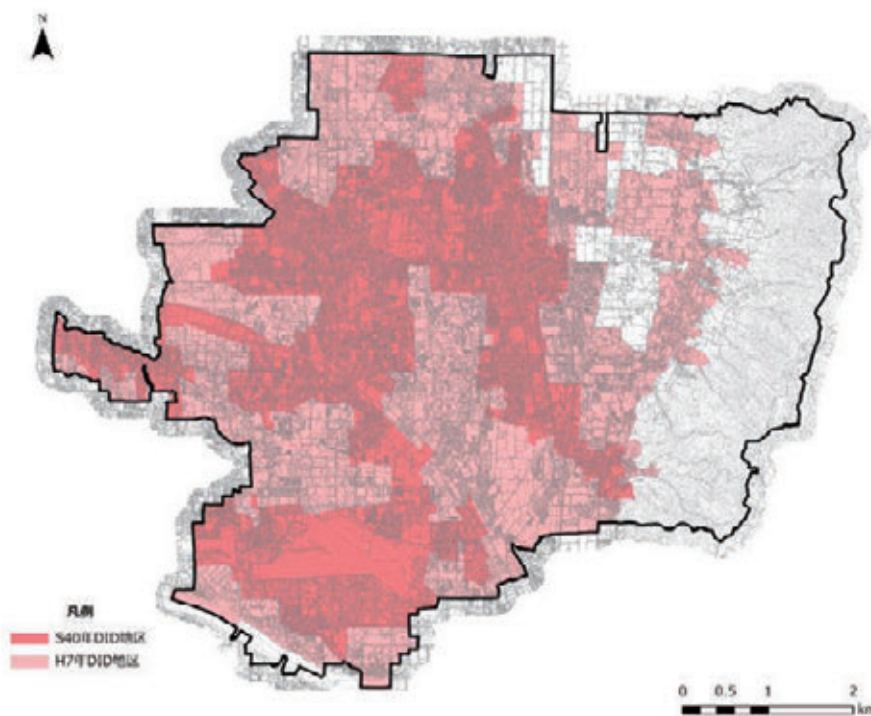


図9 八尾市の人口集中[DID]地区

(出典：「国土数値情報（人口集中地区データ）」（国土交通省）を加工して作成）

1-3 地名

現在の八尾市に関連する地名としては、『古事記』（和銅5（712）年頃成立）の仁徳紀に高安山が見え、『日本書紀』（養老4（720）年頃成立）には、高安、志紀、渋川、若江等の郡名が出てきます。『和名類聚抄』（承平年間（931～938）頃成立）には、高安郡の玉乃於也（玉祖）、若江郡の由介（弓削）・刑部、渋川郡の多加不知（竹渕）・邑智（恩智）・阿止部（跡部）、志紀郡の志紀・田井・新家等が見えます。「八尾」という地名が確認される最古の史料は寛元元（1243）年の「海龍王寺僧等申状」（海龍王寺文書）です。文永8（1271）年から弘安元（1278）年に山城、大和、河内で行われた十万人念佛勧進の史料である「円覚上人導御持斎融通念佛勧進目録」（清水寺所蔵文書）には、現在も町名とされている弓削・玉櫛・八尾・八尾木・佐堂・萱振・木元・亀井等が確認されます。八尾の地名の由来については、天文22（1553）年に公家の三条西公条が著した『吉野詣記』に、鶯の尾羽は12枚だが、この地（八尾）では8枚の美しい鶯がいることにちなむと記されています。

1-4 気候

大阪平野の東に位置する八尾市の気候は瀬戸内型気候に属し、生駒山系の山地等が季節風の影響を和らげるため、温暖で少雨であることが特徴です。そのため、年平均気温16.9度、年間降水量1,263.9mm（気象庁アメダス八尾観測所データ 平成15（2003）～令和2（2020）年の平年値）となっています。一方で、観測史上の数値の1位を更新することとなった平成30（2018）年の西日本豪雨での「48時間降水量」や平成30（2018）年の台風21号での「日最大瞬間風速」及び「日最大風速」など、近年、温暖化に起因するといわれる大雨（ゲリラ豪雨）や猛暑日、大型台風などの極端な現象に多く見舞われています。

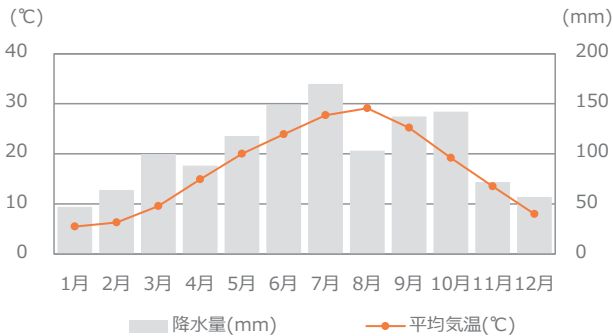


図10 アメダス八尾観測所の
2003～2020年の観測値（平年値）
（出典：気象庁アメダス八尾観測所データ）

表2 アメダス八尾観測所の観測史上1位～5位の値（統計期間：2003年～2020年）

観測史上	日最高気温 (°C)	日降水量(mm)	日最大10分 間降水量(mm)	日最大風速 (m/s)	日最大瞬間 風速(m/s)
1位	38.2 (2020/8/10)	183.0 (2017/10/22)	20.5 (2017/9/12)	17.7 (2018/9/4)	35.5 (2018/9/4)
2位	38.2 (2018/7/19)	146.5 (2018/7/6)	20.5 (2012/8/6)	16.6 (2012/4/3)	26.7 (2012/4/3)
3位	38.0 (2018/7/24)	123.5 (2015/7/17)	17.5 (2012/8/19)	15.2 (2020/12/30)	24.7 (2020/7/8)
4位	38.0 (2013/8/14)	114.5 (2016/8/29)	16.0 (2012/8/13)	15.0 (2020/1/8)	24.2 (2020/12/30)
5位	38.0 (2013/8/12)	98.0 (2010/7/14)	15.5 (2015/8/6)	15 (2007/5/10)	24.2 (2020/1/8)

※統計期間：2003年～2020年（日最大10分間降水量及び日最大瞬間風速は2009年より）
出典：気象庁アメダス八尾観測所データ（2020年12月31日現在）

1-5 地形・地質

【河川と平野部】

八尾市の地形は、東部の生駒山地と西部の河内平野に大別されます。河川は、市域南部を西に流れる大和川、北西に流れる大和川分流の玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等があります。市域東部の水を集めて北に流れる恩智川は寝屋川と合流します。

平野部は、約6千年前、縄文海進によって河内湾が広がっていましたが、旧大和川や淀川によって運ばれた土砂が湾を埋め立て、河内潟、河内湖へと変遷していきました。この間、約2千～3千年前には陸化が進み、集落がつけられ始めました。その後も、土砂が堆積し、河内平野が形成されました。地質は泥・シルト・砂で構成された沖積層で、軟質地盤となっています。

八尾市域は旧大和川の水運で大和と難波を結ぶ中継地にあり、河内湖があった時代には、大陸からの水上交通の到着点ともなりました。旧大和川は古代から氾濫を繰り返し、国家的な堤の修復が行われてきました。

氾濫と洪水によって形成された自然堤防上には、中世には久宝寺寺内町・萱振寺内町が、近世には八尾寺内町がつけられ在郷町として発展していきました。度重なる洪水被害を受けて元禄17(1704)年に大和川の付替え工事が行われ、元の河床に新田が開発されました。河床は砂地であったため新田では特に木綿の栽培が盛んとなり、河内での木綿や綿織物(河内木綿)の生産量は全国有数の規模となりました。明治22(1889)年頃の地形図(P38図42参照)をみると、平野部で形成されている集落は概ね自然堤防上に位置しています。



図11 河内湾の時代(左) 河内湖の時代(右)

((一財)大阪市文化財協会 提供)

【市東部の山地と地質】

東部に位置する生駒山地^{いこまさんち たかやすやま}の高安山(標高 488m)を最高峰にして標高 400～450m の稜線が南北に連なっています。この生駒山系の山地は、約 100 万年前に東西方向からのプレート^{いこまだんそうたい}の水平方向の応力により生じ、生駒断層帯等の断層運動によって東側の地盤が持ち上がってできた断層崖のため、河内平野に面して斜度 40 度以上の急斜面が発達し、屏風のような様相を呈しています。一方で東側(奈良県側)は、緩やかな山裾^{けいどうちかい}が広がる傾動地塊となり、東西で景観が異なっています。

山地の地質は、主におよそ 1 億年前に形成された花崗岩類で、段丘層^{かこうがんらい}、扇状地の沖積層^{だんきゅうそう}、楽音寺付近の大坂層群^{ちゅうせきそう}で構成されています。花崗岩類は、気候変動や地殻変動の影響を受けて深層風化^{しんそうふうか}が著しく、花崗岩類を構成する主要な鉱物である長石^{ちようせき}や雲母^{うんも}が、粘土に変質し、土器作りに用いられました。同様に石英^{せきえい}が変質した真砂土^{まさど}が地場に恵みを与え、近世の植木や花卉栽培に適した環境を形成しました。

また、山間を流れる谷川によって形成された谷筋付近には片麻状黒雲母花崗岩や閃緑岩^{へんまじょうくろうんもかこうがん}等の古墳の石室石材に適した岩石が分布しており、高安千塚古墳群など、多くの古墳が造営されました。

段丘層は砂・礫、扇状地の沖積層は砂・礫・粘土、大坂層群は砂・礫・粘土でそれぞれ構成されていて、いずれもよく締まった地層です。しかし、山ろく部にある土石流^{どせきりゅう}・崖錐^{がいすい}等の地形は未固結な泥・砂・礫等で構成される沖積層で崩土地盤です。一方で、低地は泥・シルト・砂で構成される沖積層で、軟質地盤となっています。このように山ろく部は段丘及び複合扇状地地形となっていて、緩斜面で、土石流地形や地すべり地形がみられます。

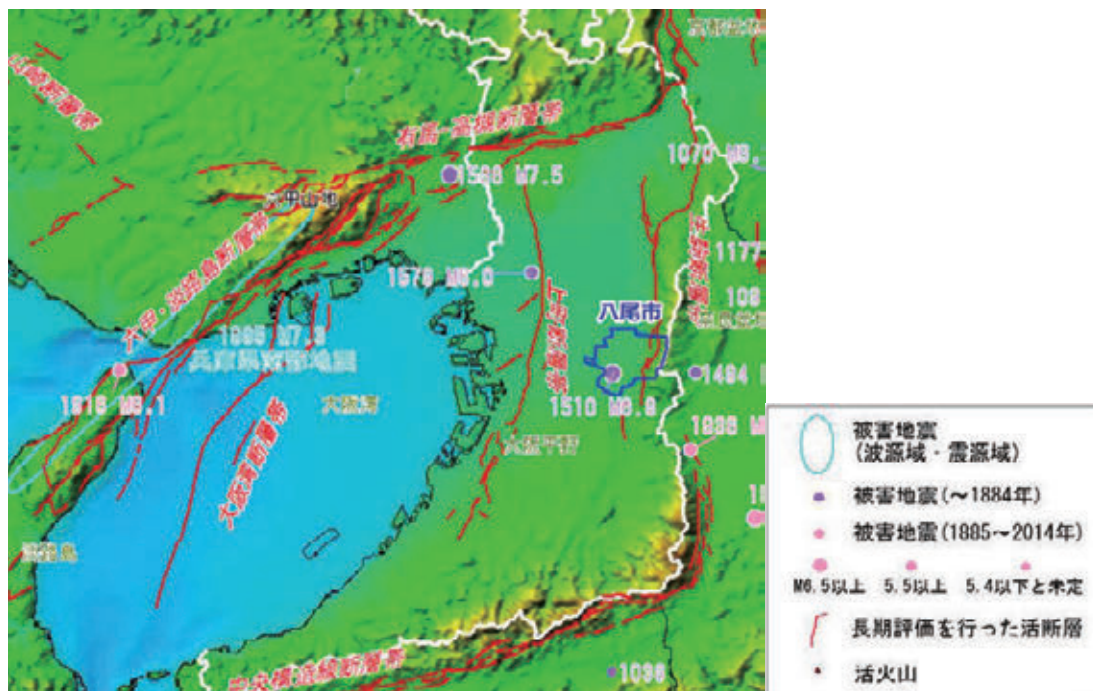


図12 活断層及び被害地震の分布図

(出典:「大阪府の地震活動の特徴」(地震調査研究推進本部)に八尾市域を追加)

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kinki/p27_osaka/ (2022年3月15日利用)

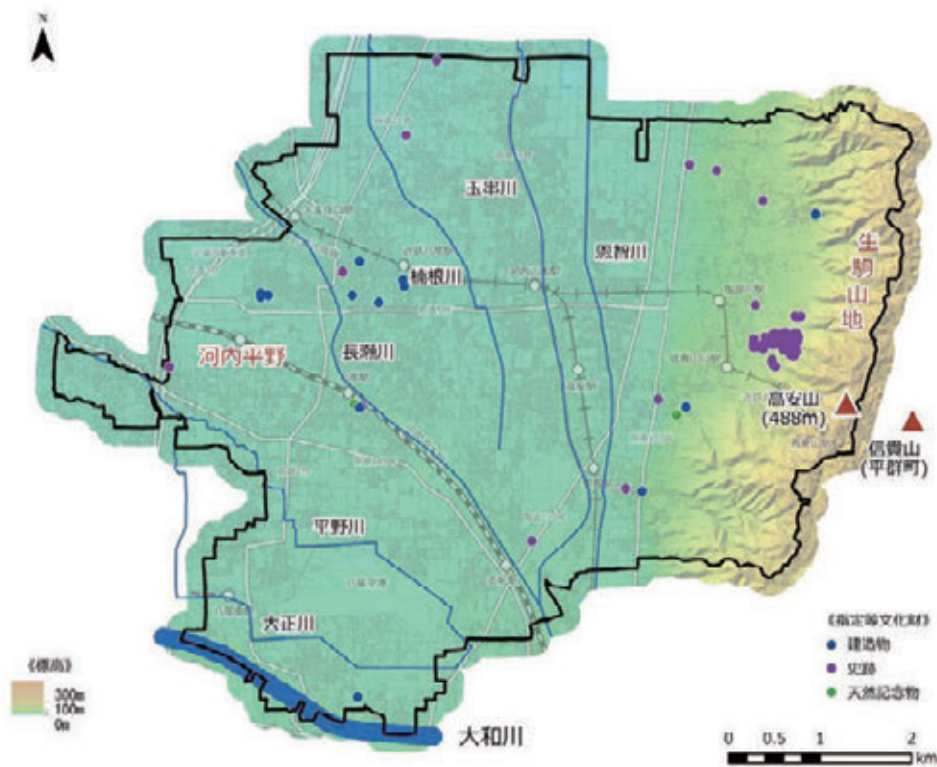


図13 八尾市の河川と生駒山地
(出典：「色別標高図」(国土交通省)を加工して作成)

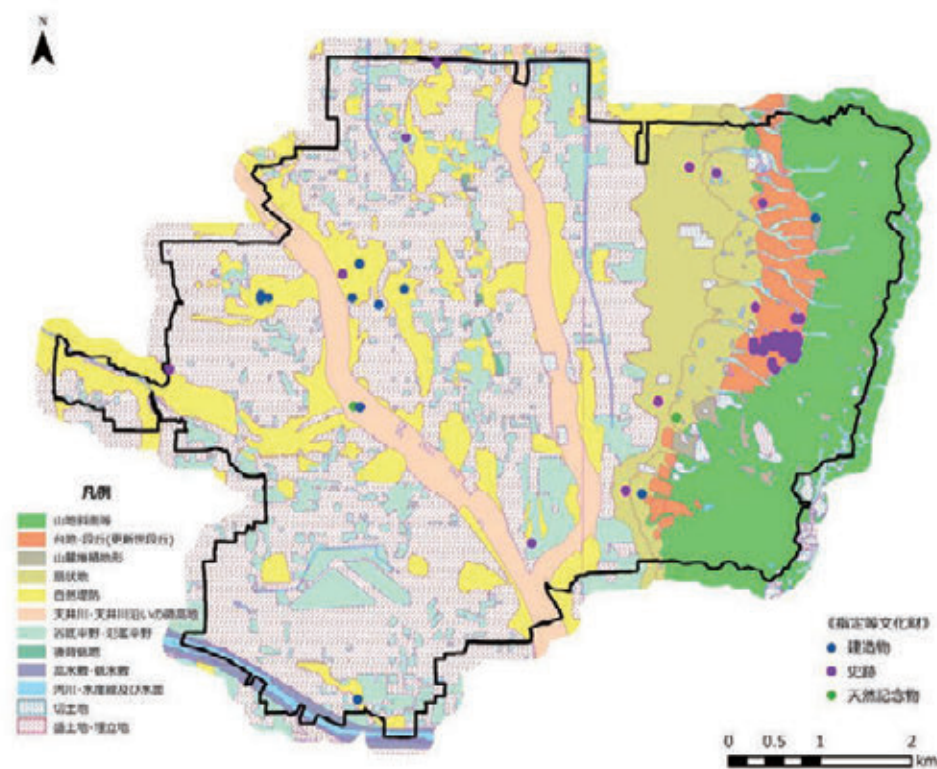


図14 八尾市の地形分類
(出典：「数値地図 25000 (土地条件)」(国土交通省)を加工して作成)

1-6 生態系（植物・動物）

八尾市のみどりは、市域東部の山地から丘陵地にかけての東部山ろく地域に集中しています。高安山を中心とした東部山ろく地域の森林は、古くから生活に必要な不可欠な燃料としての柴などを確保するため、人為的な影響を受けた里山（二次林）であり、コナラ、クスギ及びヤマザクラ等の落葉広葉樹が優占していますが、谷筋の急斜面や社寺周辺には、アラカシ、クロガネモチ等の常緑広葉樹もみられます。このうち、市内唯一の自然植生である恩智神社^{おんちじんじゃ}辺りのアラカシ^{ぐんらく}群落は「植物群落レッドデータブック」（財団法人日本自然保護協会、平成8年）において、保護対策の必要な群落に指定されています。また、群落ではないものの平野部の社寺には、クスノキ、エノキ、ムクノキ、イチョウなどの大木が残されているところが多くあります。「玉祖神社^{たまのおやじんじゃ}のくす」や「善光寺^{ぜんこうじ}のくす」、「渋川神社^{しぶかわじんじゃ}のくす」が「府指定天然記念物」となっているほか、社寺等で古くから地域住民に親しまれてきた健全で樹容が優れているイチョウ、クスノキ等を「八尾市指定保全樹」としています。

動物では、東部山ろく地域にタヌキ、キツネ、イノブタ等の中型ほ乳類が生息し、貴重な動物種を含め、その生息域が集中しています。また、東部山ろく地域より流れ出る河川にはサワガニやヘイケボタルが生息し、ため池には環境省の「レッドデータブック」で絶滅危惧ⅠA類に指定されているニッポンバラタナゴの生息が確認されており、NPO法人等により保護活動が行われています。



図15 ニッポンバラタナゴ

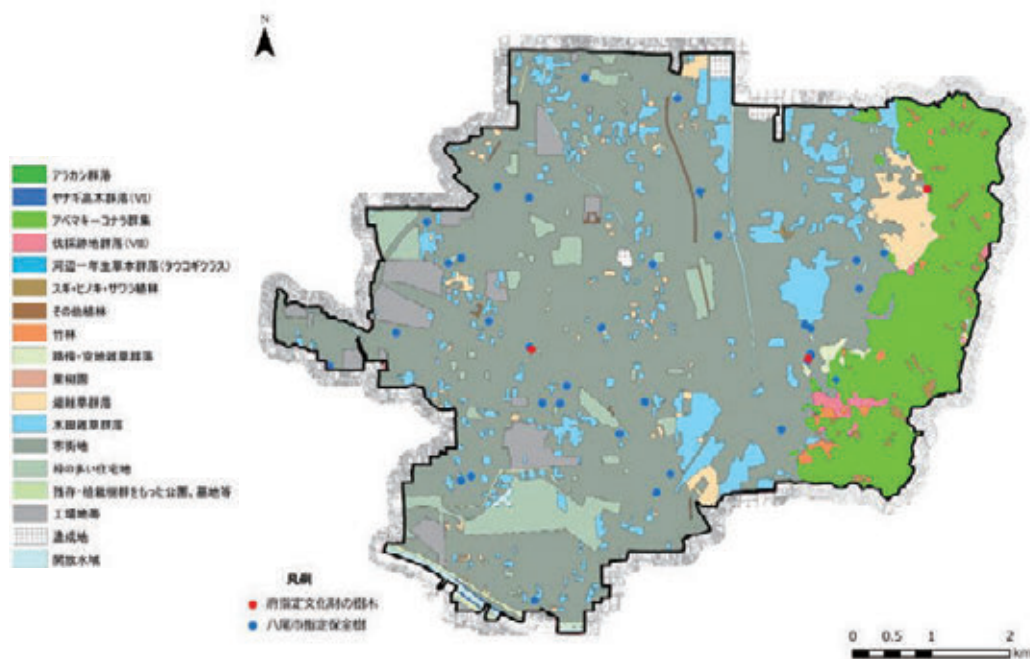


図16 八尾市の植生と指定等文化財の樹木

（植生出典：第7回自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センター）を加工して作成）

1-7 景観

八尾市は、大阪市の近郊都市として都市機能が集積した都市的景観を形成しています。一方で、大和川とその支流、山間を流れる谷川などの自然環境に恵まれており、玉串川・^{たまぐしがわ}長瀬川^{ながせがわ}では、豊かな水辺空間がひろがり、水と緑のうるおい景観軸となっています。さらに南部の大和川の眺望景観や本市のランドマークである東部の高安山^{たかやすやま}を望む自然豊かな眺望景観が本市の特徴となっています。こうしたことから、平成29(2017)年に策定された「八尾市景観計画」では、市域全体を景観計画区域としています。

平野部で歴史的な町並みが残されている久宝寺寺内町^{きゅうほうじ じないまち}やJR八尾駅南側の植松地域は、歴史的市街地景観ゾーンとして、それぞれの特性に応じた景観形成の方針や行為の制限に関する事項を定めて、よりよい景観の保全・継承を推進しています。

東部の山ろくには、自然景観に調和した歴史的景観が残る旧集落や農業振興地域に指定された植木や花卉栽培などの農地が保全されています。

また、自然公園である金剛生駒紀泉国定公園^{こんごういこまきせん}があり、その指定や近畿圏整備法等の規制により生駒山地の連続的な自然環境並びに山なみ景観が保全されています。金剛生駒紀泉国定公園を形成する生駒山地^{いこまさんち}と金剛山地^{こんごうさんち}には、尾根上の縦走路を軸にハイキング道が整備され、多くのハイカーに利用されています。その一角を成す高安山は、史跡等を散策するための「史跡の道」が設定されていて、道標や説明板が設置されています。また、山頂に至るハイキング道や近鉄西信貴ケーブル^{にししぎ}が整備されており、山頂の展望台は大阪平野全体を一望できる眺望ポイントとなっています。

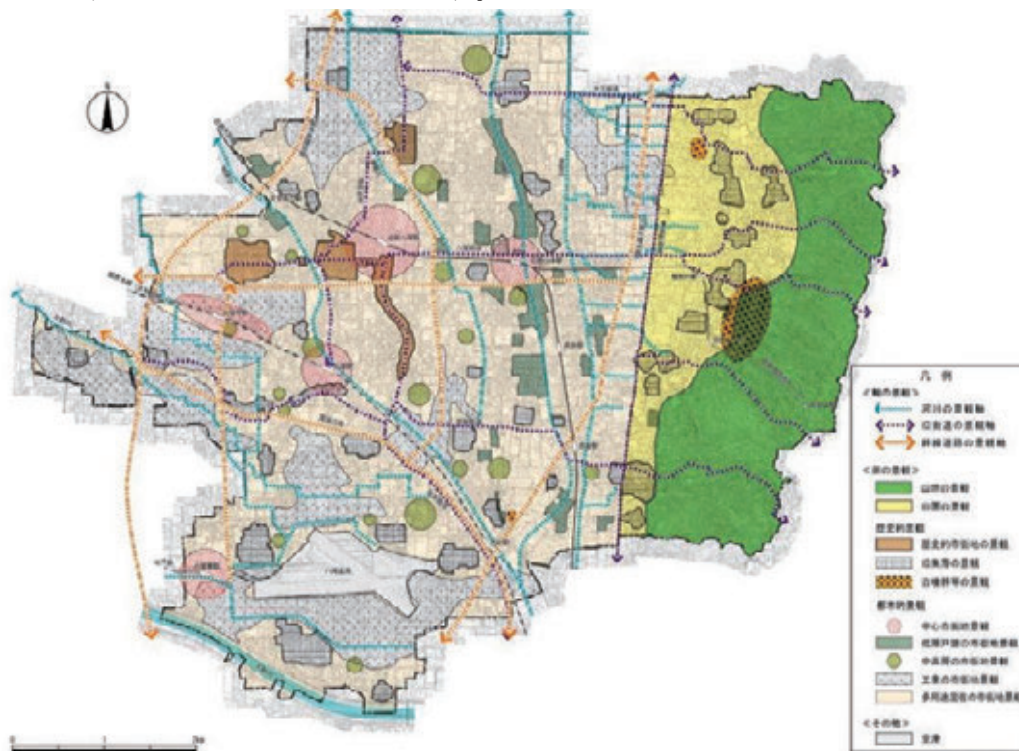


図17 八尾市の景観構造図
(出典：八尾市景観ガイドライン)

第2節 社会的状況

2-1 人口動態

八尾市の人口推移を見ると、市制施行時の昭和 23(1948)年には 64,431 人でしたが、高度経済成長期の昭和 44(1969)年には 207,361 人と 20 万人を超えました。その後、平成 3(1995)年をピークとして、現在は、微減傾向となっており、令和 3(2021)年 3 月末日現在、人口 264,867 人、世帯数 126,462 世帯となっています。

平成 2(1990)年から平成 27(2015)年までの年齢区分の推移では、高齢化率が上昇、年少人口率は下降を続け、少子高齢化・人口減少が続いています。近年、出生数が死亡数を下回る「自然減」が進んでいるとともに出生数自体も微減傾向にあります。また、年平均 8,000 人程度の変動（転出・入）があり、人口流動が進んでいます。

このような近年の人口動態をもとに「第 6 次総合計画」では、人口減少・少子高齢化による高齢化率がさらに上昇していくと想定し、将来の推計人口は、令和 10(2028)年には約 244,000 人程度にまで減少していくと見込んでいます。

こうした状況のなかで、八尾市では、定住につなげる取り組みをすすめて、転入者が転出者を上回る社会をめざすとともに、交流人口と関係人口という考え方を取り入れ、令和 10(2028)年の想定人口を約 254,000 人としています。更に、人口ビジョンの長期展望として令和 42(2060)年に 219,000 人と推計しています。

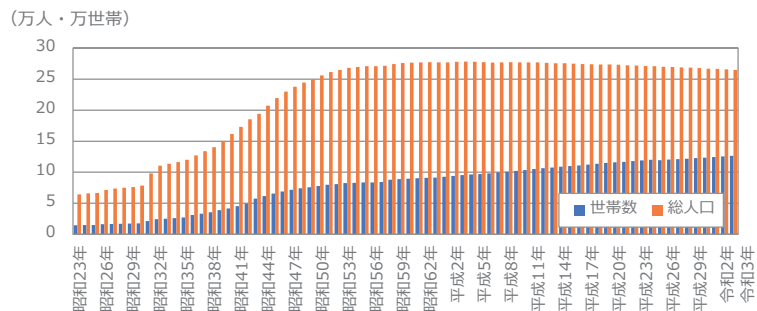


図18 八尾市の人口・世帯数の推移
(各年 3 月末・外国人込み)
(昭和 23(1948)年～令和 3(2021)年)
(参照：八尾市統計資料)



図19 高齢者による河内音頭健康体操

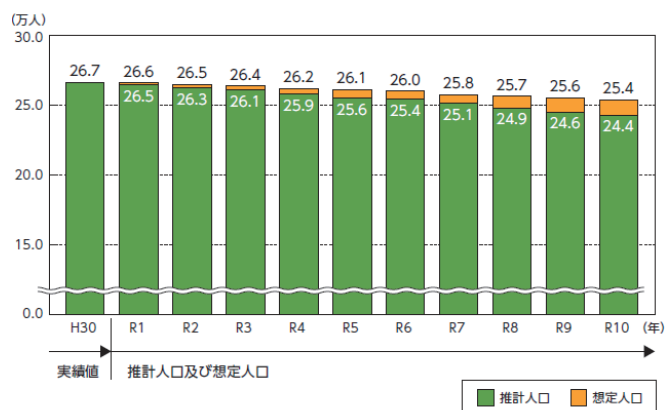
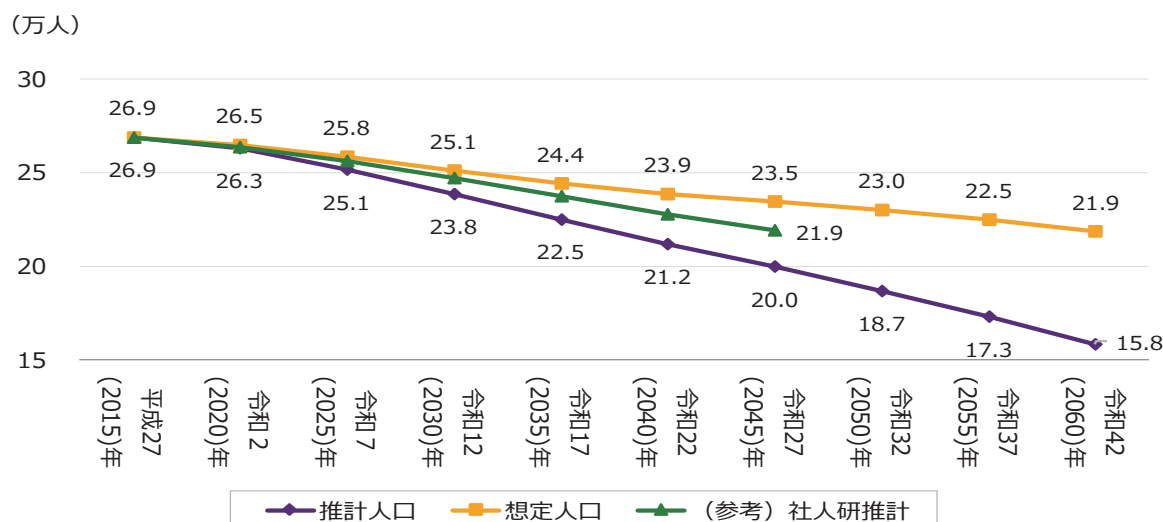


図20 推計人口と想定人口
(出典：八尾市第6次総合計画)

推計人口：本市の近年の人口動態の状況をもとに将来人口を推計したもの。

想定人口：本市の近年の社会動態のうち、20 代及び 30 代の社会動態がゼロと仮定し、かつ合計特殊出生率が令和 12(2030)年で 1.8 と仮定したもの。



注：社人研による市区町村別推計は令和 27(02045) 年までしか公表されていない。

図21 八尾市の人口の長期的見通し

(出典：八尾市人口ビジョン (令和 2 (2020)年度改訂版)

2-2 産業の動向

【製造業の状況】

本市の特徴は、府内でも大阪市、東大阪市、堺市に次いで多くの製造業の事業所があることです。そのうち約8割超の事業所は、従業者数が30人未満の中小規模の事業者ですが、八尾は「ものづくりのまち」として知られ、とくに歯ブラシ生産は全国トップシェアの出荷額となっています。しかし、平成3(1991)年をピークとして、製造業の事業所数は減少傾向にあります。「製造業」以外では、「卸売、小売業」が多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」となっています。全体的な事業所数でも平成8(1996)年のピークを境にして、減少傾向にあります。

【農業の状況】

農業は、産業の発展や都市化によって、蚕食された農地が散在する状況で、農地面積は年々減少しています。一方、東部山ろくの一部が農業振興地域に指定され、造園業者による植木・花卉栽培などを営む農地として保全されています。

北高安・高安地域では花卉・花木、南高安地域は枝豆・若ごぼう、八尾・曙川・竜華・志紀・三野郷地域は小松菜・春菊などの軟弱野菜、大正地区



図22 若ごぼう

は、葉ぼたんなどの農業特産品を栽培しています。とくに、八尾市は消費地大阪に位置し、卸売市場も近いことから収穫適期が2～3日と短く、鮮度が求められる枝豆の産地として高い評価を得ているほか、大正時代頃から栽培されるようになった「若ごぼう」が、平成25(2013)年に特許庁から府内2例目のブランド野菜「八尾若ごぼう」として地域団体商標登録の認可を受けています。

【観光業の状況】

八尾市観光案内所への来館者は、コロナ禍の令和2年度は前年度実績の6割に落ち込んだものの、コロナ禍前の平成30年度から令和元年度では年間25,000人前後の人が訪れています。また、本市が所管する観光施設として、文化財施設等(歴史民俗資料館、しおんじやすなかしんでんかいしよあときゅううえだけじゅうたくおおはたやまやま古墳学習館、安中新田会所跡旧植田家住宅、大畑山青少年野外活動センター)の年間利用者は、38,000人前後です。

本市は、大阪方面から朝護孫子寺(奈良県平群町)がある信貴山へ参詣する際の入口となっており、古くから信貴道が整備されてきました。昭和5(1930)年には、西信貴鋼索線(西信貴ケーブル)が設置され、現在も運行しています。また、全国的にも珍しい2本の交差滑走路をもつ八尾空港では小型飛行機やヘリコプターによる遊覧飛行を実施しており、大阪のみならず奈良や京都などを上空から眺めることができます。

八尾は、大都市圏に隣接していますが、東部山ろくの自然や古墳群、平野部にある歴史的町並みなど観光スポットとなるものも多くあります。令和7(2025)年には大阪・関西万博が開催される予定であり、交通アクセスの良さを活かして歴史資産を周遊するような仕組みをつくりだすことで、多くの人が訪れることが期待されます。

2-3 土地利用

八尾市は、用途地域界、土地利用の状況などから、広域交通の大動脈となる大阪中央環状線沿いの西部地域と、中央部の地域、東側の生駒山地及び山ろく一帯の東部地域及び空港周辺の南部地域に区分されます。

西部地域は、交通の利便性を生かした都市活力ゾーンであり、工業地、宅地等が広がります。中央部の地域は、近鉄八尾駅周辺を中心市街地や近鉄河内山本駅周辺、JR八尾駅周辺等の都市核と宅地、商業地、工業地で構成されます。東部地域は、農地と宅地が調和する田園住宅地域であるとともに、多くが市街化調整区域であり、高安山を中心とした山ろく部は、山林による自然が広がるゾーンです。南部地域においては、ヘリコプターや小型飛行機等の小型機専用空港となる八尾空港や陸上自衛隊八尾駐屯地があり、これらを囲むように宅地と工場地が混在しています。

市域全体として、人口の増大や産業の発展に伴い農地の転用が進み、市域全体に都市化してきました。さらに、近年の事業所数の減少が住宅地化を促進し、住宅数は増え続けていますが、少子高齢化により空き家は増えています。

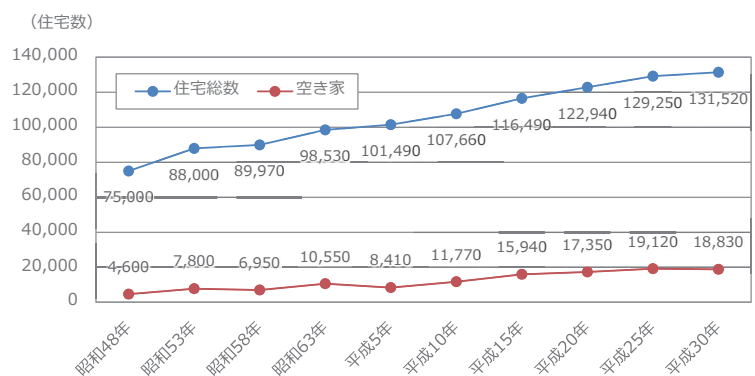


図23 八尾市の住宅総数と空き家の推移(昭和48(1973)年～平成30(2018)年)

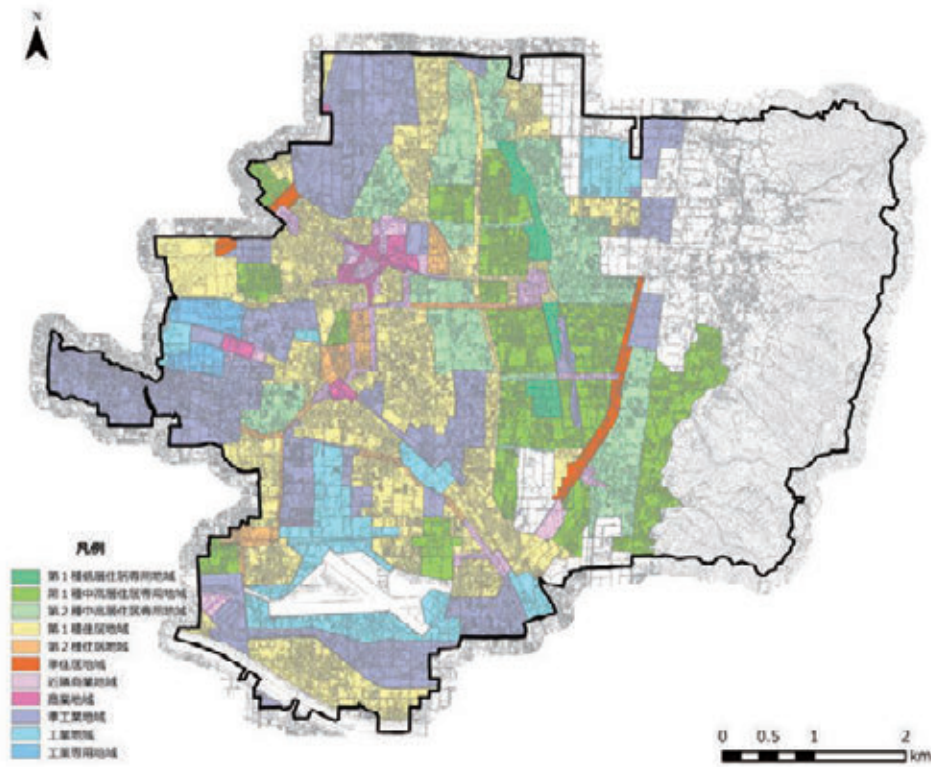


図24 八尾市の用途地域

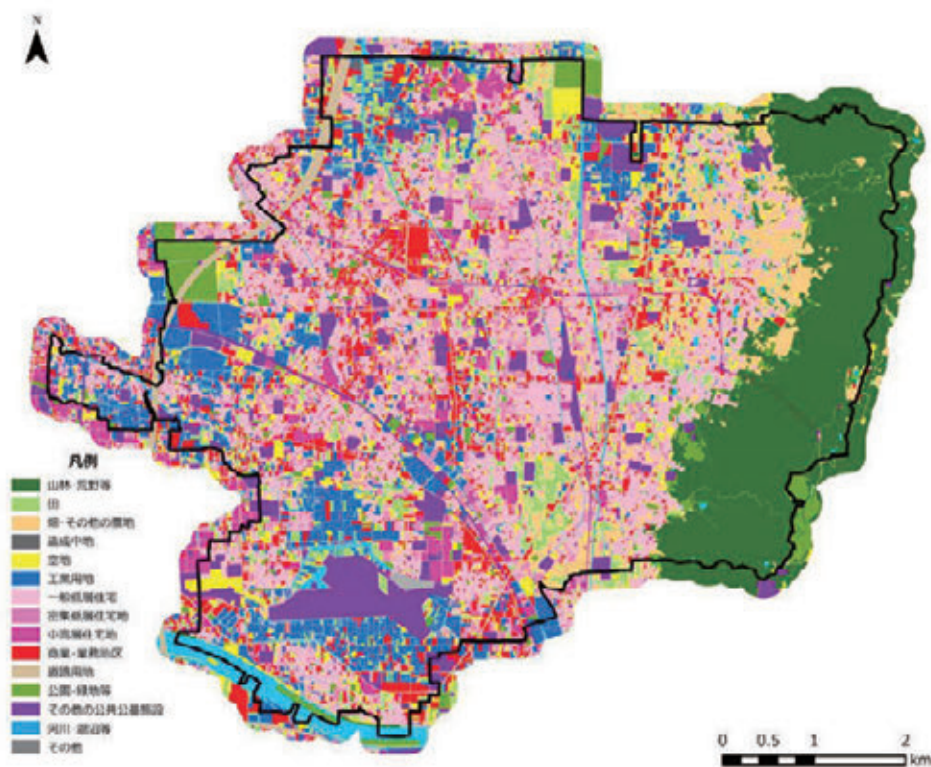


図25 八尾市の土地利用状況

(出典：「数値地図 5000 (土地利用) 2008 年調査」(国土交通省) を加工して作成)

2-4 交通の状況

八尾市域の幹線道路は、南北軸として西側に大阪中央環状線（府道2号）・近畿自動車道が、東側に大阪外環状線（国道170号）が、東西軸は南側に国道25号が通っていて、これらの道路を軸として府道・市道が縦横に走り道路網が形成されています。また、住宅密集地の生活道路等が多いことから、幾つかの都市計画道路が決定されていますが、未整備の区間が多く、主要幹線では渋滞がみられます。

市域の約8割を占める平野部では、平坦な土地であることから、自転車の利用しやすい環境にあり、令和2（2020）年度の市民意識調査でも市内で利用する交通手段として、61.7%の人が「自転車」と回答しています。

公共交通機関では、明治22（1889）年に大阪鉄道、大正13（1924）年に大阪電気軌道（現：おおさかでんききどう近鉄大阪線）が敷設されるなど古くから鉄道網が発達していました。昭和5（1930）年にはきんてつおおさかせん信貴山電鉄により、高安山の勾配に対応できる鋼索線（しぎさんでんてつ たかやすやま こうさくせん）で信貴山口駅－高安山駅が、そして鉄道線で高安山駅－信貴山駅が開通し、大阪電気軌道から連絡することで、大阪からしぎさんもうで信貴山詣の利便性は向上しました。しかし、第二次世界大戦の激化に伴う資源不足により、昭和19（1944）年、鋼索線はレールを供出し、路線は休止しました。戦後の昭和32（1957）年には、きんてつにしぎこうさくせん近鉄西信貴鋼索線として信貴山口駅－高安山駅は再開しましたが、高安山駅－信貴山門駅は、バスが運行されています。

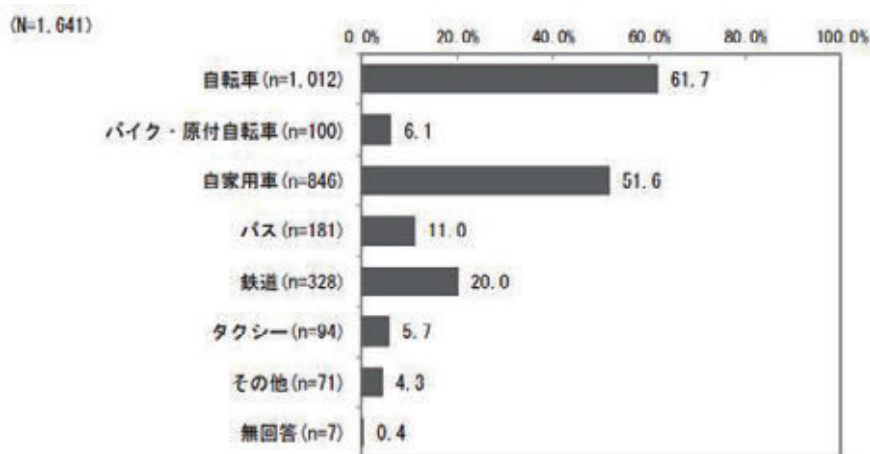
現在の八尾市域には、JR関西本線（大和路線）、近鉄大阪線、信貴線及び西信貴鋼索線（ケーブル）、Osaka Metro谷町線が通っており、JR西日本が3駅、近畿日本鉄道が8駅、Osaka Metroが1駅あるなど、大阪都心とのアクセスは良好です。さらに、平成31（2019）年には、おおさか東線（JR新大阪駅～JR久宝寺駅）が全線開通し、ますます利便性が高まっています。あわせて、主要各駅には、自転車駐車場が整備され、事業者によってレンタルサイクル事業も行われています。

また、昭和4（1929）年からバス路線も運行されています。現在、市内や隣接する市域を近鉄バスと大阪バスが運行しており、近鉄八尾駅前が主要なバスターミナルとなっています。大阪バスの路線は、バス路線のないエリアにおいて、平成28（2016）年より新たに運行開始されました。

昭和13（1938）年に八尾市南部（当時、大正村）にたいしょうむら阪神飛行学校が開校し、この学校が所有していた飛行場は「大正飛行場」と呼ばれていました。その後、戦争が拡大するなか、軍事用飛行場となりました。昭和31（1956）年に「八尾飛行場」と改称、昭和36（1961）年には小型機専用空港に指定され、「八尾空港」として開港しました。現在、航空写真撮影や遊覧飛行などの民間利用のほか、防災ヘリコプターなどの航空基地として利用されています。



図26 八尾空港



※複数回答、※Nは「令和2年度八尾市民意識調査」の有効回答数

図27 市内で利用する交通手段（出典：令和2年度八尾市民意識調査）

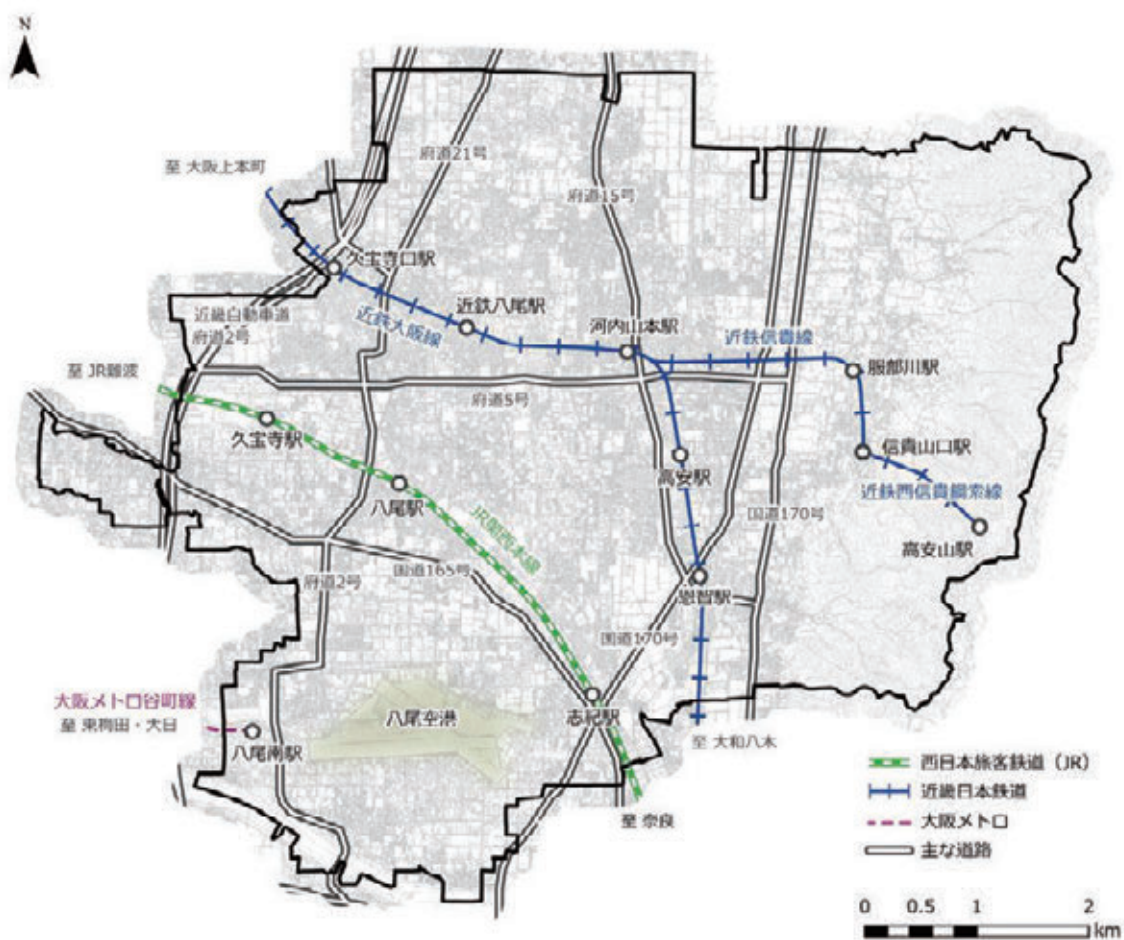


図28 八尾市の交通網

2-5 学校教育、文化・生涯学習等施設

本市には、市立の小学校が27校と中学校が14校、そして義務教育学校が1校、私立の中学校が1校あります。また、府立の高等学校が4校、私立の高等学校が1校あり、私立大学が1校あります。

文化・生涯学習施設としては、文化会館(愛称：プリズムホール)、生涯学習センター(愛称：かがやき)、くらし学習館のほか、図書館が4館、文化財施設が4館、コミュニティセンターが10館あり、市民に講演や講座、体験などの生涯学習機会の提供を行っています。また、青少年の学習、体験・交流の場としての教室や講座等を実施する青少年センター、2つの青少年会館、大畑山^{おおはたやま}青少年野外活動センター(愛称：アクトランドYAO)があります。

スポーツ施設では、総合体育館(愛称：ウイング)、南木の本防災体育館、山本球場、屋内プール(愛称：しぶき)、4つの市民運動広場、青少年運動広場があり、市内外の人に利用されています。このほか、小中学校と義務教育学校の体育館を開放しています。

ここでは、歴史資産と関連の深い施設について説明していきます。

(1) 文化財施設

各々の文化財施設では、さまざまな展示や講座、体験やイベント等を実施しています。こうした情報については、対象者を踏まえてWEBサイトやSNS、ポスター、ラジオ、新聞などの媒体を使用して発信を行っています。

【施設名】八尾市立歴史民俗資料館(昭和62(1987)年～)	
	【所在地】八尾市千塚3丁目180-1 【アクセス】近鉄服部川駅下車、徒歩8分。 【内 容】博物館相当施設であり、八尾市の文化財調査、収集の中心的な役割を担い古文書、民俗文化財、埋蔵文化財等さまざまな史資料を展示しており、体験講座等も実施しています。また、山ろくの史跡やハイキングの拠点としても多くの方が利用されています。
【施設名】八尾市立埋蔵文化財調査センター(平成8(1996)年～)	
	【所在地】八尾市幸町四丁目58-2 【アクセス】近鉄八尾駅から近鉄バスで萱島または住道行きに乗り西郡西口で下車、徒歩2分。 【内 容】埋蔵文化財の調査、研究と保存を行っています。また、石器や土器、埴輪等を展示しており、また、土器の接合や図面作成の様子も見学することができます。

【施設名】八尾市立しおんじやま古墳学習館（平成 17(2005)年～）	
	【所在地】八尾市大竹 5 丁目 143 番地の 2 【アクセス】近鉄服部川駅下車、徒歩 25 分。 【内 容】国史跡心合寺山古墳のガイダンス施設として、発掘調査で見つかった鏡や剣、勾玉等（レプリカ）や埋葬施設の模型を展示しており、体験講座や学習講座も実施しています。また、高安千塚古墳を巡る拠点となっています。
【施設名】安中新田会所跡旧植田家住宅（平成 21(2009)年～）	
	【所在地】八尾市植松町 1 丁目 1-25 【アクセス】JR 八尾駅下車、徒歩 3 分。 【内 容】江戸時代の旧大和川付替工事で誕生した安中新田の会所建物を継承した旧植田家住宅（市指定文化財）を公開しています。蔵では、植田家で利用されていた生活用品を展示しており、昔の暮らしについて学ぶことができます。また、貸部屋があり、利用することができます。

（2）その他歴史資産と関連が深い施設

天台宗の僧侶であり、作家でもあった今東光^{こんとうこう}は、昭和 26(1951)年から昭和 50(1975)年までを本市で過ごし、河内・八尾の歴史、文化、人びとの日常生活などを生き生きと描いた作品を多く創出し、昭和期の河内を俯瞰するうえで重要です。また、まちなみセンターは、久宝寺寺内町に関する展示を行っています。

【施設名】今東光資料館（平成 26(2014)年～）	
	【所在地】八尾市本町 2 丁目 2-8（八尾図書館 3 F） 【アクセス】近鉄八尾駅下車、徒歩 7 分。 【内 容】河内・八尾の文化を愛した作家・今東光の文学及び活動の紹介を通じて、八尾市の魅力を発見・発信し、文芸の奥深い世界にふれることのできる資料館として、「今東光資料館」を八尾図書館 3 階に設置しています。
【施設名】八尾市まちなみセンター（愛称：寺内町ふれあい館）（平成 12(2000)年～）	
	【所在地】八尾市久宝寺 3 丁目 3-20 【アクセス】JR 久宝寺駅下車、徒歩 12 分。 【内 容】久宝寺寺内町の歴史的遺産の継承と八尾市のまちづくりについての地域活動の拠点として設置しています。

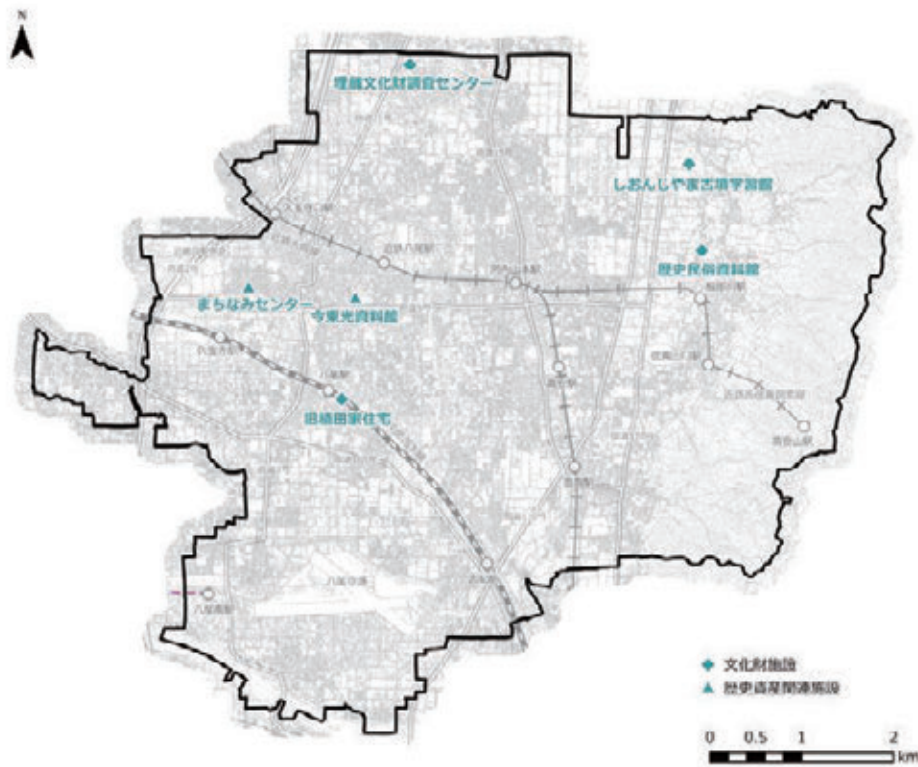


図29 文化財施設等の分布

2-6 地域活動等

本市は、河内の中心に位置し、中世～近世には^{かわち}久宝寺・^{きゅうほうじ}八尾・^{かやふり}萱振の3つの寺内町が形成されました。ここに住民自治の萌芽がみられ、さまざまな文化が継承されるとともに、官民協働の実績を生み出してきました。そして、人情と情熱にあふれる人々が先人の知恵と努力を引き継ぎながら、八尾固有の風土を作り上げてきました。

第二次世界大戦後、戦前から結成されていた町内会組織（隣組）は解散しましたが、民主的な社会の成立と経済の復興とともに、地域生活の必要性から自主的に新たな自治会が組織され、積極的な活動が行われるようになりました。

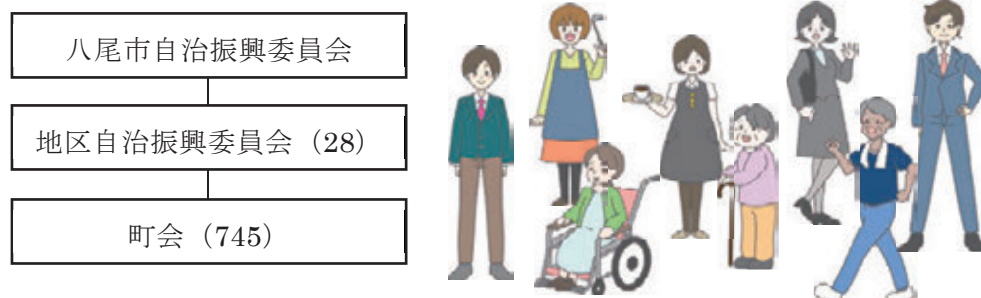
八尾市では、かつての自治都市としての伝統を引き継ぐように、地域社会の健全な発展と住民福祉の増進、市政の円滑な推進への協力を目的に昭和26(1951)年5月に自治会活動の全市的組織として「八尾市自治振興委員会」が結成されました。その構成団体として、地域に地区自治振興委員会が設置され、それぞれの活動区域内で活動している各町会（自治会）によって構成されています。

これまで地域で年中行事などを担ってきた基礎的な活動組織である町会（自治会）ですが、平成元年度に94.8%であった加入率は年々減少し、令和3(2021)年度には58.9%となっており、活動の担い手不足や住民同士のつながりの希薄化などの課題がみられます。

また、平成18(2006)年には「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（平成18年八尾市条例第20号）」が制定・施行され、平成24(2012)年に同条例を改正し、市民が、地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに校区まちづくり協議会を設置するこ

とができるようになり、現在、28の校区まちづくり協議会が市民の手で運営されています。

その他、福祉活動を展開する32地区の地区福祉委員会、八尾市民生委員・児童委員協議会のもと民生委員児童委員活動を遂行する16地区の地区民生委員児童委員協議会、地域の青少年の健全な育成を目指した連絡組織である八尾市青少年育成連絡協議会のもと34の地区青少年育成連絡協議会が組織されるなど、様々な地域コミュニティが地域課題の解決や地域の魅力の発信に取り組んでいます。



八尾市自治振興委員会組織構成（令和2（2020）年5月1日現在）

第3節 歴史的背景

3-1 八尾市の歴史

【旧石器・縄文時代】（約 26000 年前～）

八尾市域で最も古い人々の足跡は、今から約 2 万年前、旧石器時代後期にさかのぼると考えられます。羽曳野^{はびきのきゅうりょう}丘陵^{や おみなみ おおた こう}の先端付近にあたる八尾南遺跡、太田遺跡で国府型ナイフ形石器をはじめとする石器の製作跡が確認されています。

縄文時代になると、海が河内平野の奥深く（現在の東大阪市と八尾市の境界付近）まで入り込み（河内湾と呼ばれる）、周縁の陸地化していた生駒山^{いこま}ろく裾野^{やまが}に山賀遺跡や池島・福万寺遺跡、田井中遺跡、八尾南遺跡などのほか、東部山ろく裾野^{おんち}の恩智遺跡（府指定史跡）や水越遺跡、楽音寺遺跡、花岡山遺跡などで縄文時代の土器や遺構が確認されています。

【弥生時代】（約 2400 年前～）

弥生時代に入ると、海水が引き、河川が流れ込むことで河内湾の淡水化が進み、河内湖^{かわちこ}が中河内の北西側を中心に広がります。稲作の開始とともに、河内湖に注ぐ旧大和川流域の肥沃な土地に多くの集落が営まれました。恩智遺跡、亀井遺跡、久宝寺遺跡^{きゅうほうじ}には河内平野を代表する拠点的な集落がつけられました。そのほか平野部の田井中遺跡、跡部遺跡、弓削遺跡、山ろく部では水越遺跡、大竹西遺跡などでも集落跡が見つかっており、市域全域に弥生時代を通じて連綿と幾つもの集落が形成されていました。このうち畿内でも最古の環濠集落である田井中遺跡では、縄文時代晩期と弥生時代前期の集落が近接しており、移行期の集落形成を考えるうえで重要です。また恩智遺跡や跡部遺跡、亀井遺跡^{どうたく}では、銅鐸が見つかっています。

【古墳時代】（約 1800 年前～）

弥生時代末期から古墳時代初頭の 3 世紀前半、平野部の久宝寺遺跡や東郷遺跡、中田遺跡などで、庄内式土器を有する集落が出現し、吉備や山陰をはじめとする他地域との活発な交流が行われました。この庄内式土器は、八尾を中心とする中河内と奈良県桜井市の纏向遺跡^{さくらいし まきむく}で作られていたと考えられ、『魏志倭人伝』に登場する邪馬台国^{またいこく}を検討するうえで、重要なものです。



図30 庄内式土器

4 世紀に入ると、精巧な形象埴輪^{けいしょうはにわ}を持つ古墳が見られるようになり、平野部の美園古墳や萱振 1 号墳、中田古墳などで、高床式の家形埴輪^{みその かやふり なかた}や靱形埴輪^{たかゆかしき いえがたはにわ}、船形埴輪^{ゆぎがたはにわ ふねがたはにわ}などが見つかっています。さらに百舌鳥古市古墳群^{も ず ふるいち}に代表される巨大な前方後円墳が造られるなか、市域でも山ろく部北方の楽音寺・大竹古墳群^{がくおんじ おおたけ しおんじやま}において 5 世紀前半に中・北河内最大の全長約 160m の心合寺山古墳（国指定史跡）が造られま

した。心合寺山古墳は、それまで楽音寺・大竹古墳群で築かれてきた前方後円墳とは隔絶した規模であることから、中河内地域の山ろくから平野部を治める権力を有した首長の墓であったと考えられています。

6世紀前半になると、山ろく部の南方に全長 60m前後の前方後円墳である郡川西塚古墳こおりかわにしづかと郡川東塚古墳こおりかわひがしづかが築造されます。いずれも朝鮮半島から伝えられた横穴式石室を導入しており、鏡や玉や耳飾りなどの装身具、刀剣、馬具が出土しています。このふたつの古墳の築造を嚆矢として、現状で約 230 基からなる高安千塚古墳群たかやすせんづかこふんぐん（国指定史跡）の造墓が行われ6世紀後半に最盛期を迎えます。

7世紀に入ると、高安千塚古墳群における古墳の数や規模が縮小されていきます。古墳群の盛衰は、ヤマト王権もののべしに参画し、中河内を拠点とする有力氏族である物部氏の動向と連動したものと考えられます。そうしたなかで楽音寺・大竹古墳群の近くに愛宕塚古墳あたごづか（府指定史跡）が築かれます。大阪府内で最大級の両袖式の横穴式石室りょうそでしき（全長 15.7m、玄室長 7m、幅 3.1m、高さ 4.2m、羨道長 8.7m、幅 2.1m）を持ち、物部氏の本拠地にある塚穴山古墳（奈良県天理市）との類似性が指摘され、龍文銀象嵌鞆金具付振り環頭大刀りゅうもんぎんざうがんきやかなぐづけねじりかんとうや鉄地金銅張子持てつちこんどうばり剣菱形杏葉などで飾られた馬具などが出土しています。

【飛鳥時代】（約 1400 年前～）

物部氏と蘇我氏は仏教の受入れを巡って対立していました。背景に勢力争いがあり、用明天皇の次の天皇に穴穂部皇子あなほべのみこを推す物部守屋に対し、蘇我馬子は炊屋姫かしきやひめ（後の推古天皇）を皇位につけようと考えていました。587年7月、守屋を滅ぼそうと厩戸皇子うまやどのみこ（聖徳太子）等の皇族と諸豪族と共に攻め込んだ馬子の軍に対し、守屋は河内の渋川にある居館に稲城を築いて応戦しました。苦戦を強いられるなか、厩戸皇子は白膠木で四天王像をつくって戦勝を祈願し、ついに迹見首赤檮しづかわ いなきが守屋を射落として勝利しました。これが、崇仏戦争あるいは丁未の役と呼ばれる戦いで、その舞台となった渋川に中河内最古の寺院である渋川廃寺が建立されます。7世紀前半に建立された渋川廃寺では、蘇我氏が建立した豊浦寺で使用されたものと類似した瓦が出土していることから物部氏の衰退後に厩戸皇子（聖徳太子）もしくは蘇我氏が



図31 心合寺山古墳出土甲冑鉄剣



図32 郡川西塚古墳



図33 物部守屋大連墳

建立に関係したと考えられています。また、称徳天皇と道鏡しやうとく どうきやうが関わる由義寺の前身寺院である弓削寺ゆげでらも、弓削氏の氏寺として飛鳥時代に建立されたと考えられます。この他、東郷とうごう廃寺や錦織氏の氏寺と推定される西郡にしごおりはいじ廃寺等があります。

山ろく部では、柏原市域に河内六寺（智識寺、山下寺、大里寺、三宅寺、家原寺、鳥坂寺）が造られました。この河内六寺に続くように、市域の山ろく部には教興寺や心合寺（秦興寺）、高麗寺等の寺院が建立されます。

乙巳の変の後に導入され、大宝元(701)年の大宝律令で制度化された班田収授法はんでんしゅうじゅのほうに基づく条里区画が全国に広がります。市域においては池島・福万寺遺跡で条里制の地割を示す水田跡が確認されています。

『日本書紀』によると天智6(667)年に高安城たかやすのきが高安山頂付近に築造されたとあります。高安城は、唐・新羅軍に大敗した白村江の戦い後の緊迫した対外状況の中、大和を防衛する最終の砦として築かれました。城の位置は明らかではありませんが、「高安城を探る会」により高安山山頂付近の東側で奈良時代前期の倉庫跡が確認され、その一端を知る貴重な資料となりました。高安城は、持統8(694)年の藤原京への遷都後も修理、使用されていましたが、大宝元(701)年に廃城となりました。

【奈良時代】(約1300年前～)

和銅3(710)年、藤原京から平城京への遷都が行われ、律令国家としての体裁が整ってきます。現在の八尾市域は、河内国に含まれ、その範囲は高安郡、若江郡、渋川郡、志紀郡、丹比郡、大県郡にまたがります。そして、平城京と難波宮、難波津を結ぶ要衝の地として発展しました。発掘調査では、成法寺遺跡や小阪合遺跡で奈良時代の建物や道路跡の他、河川や井戸から祭祀に使われた人面墨書土器や銭貨などが出土しています。

『続日本紀』によると、奈良時代後期に称徳天皇が弓削氏出身の道鏡しやうとく どうきやうの故郷である弓削ゆげの地に行幸し、弓削寺に礼仏したとあります。以降、称徳天皇の八尾への行幸は3度に及びます。そして、神護景雲3(769)年には、河内職を置き、平城京の西側に位置する西京さいきやうとすべく、現在の八尾市域において由義宮の整備が進められました。しかし、天皇の死によりわずか1年足らずで造営は中止となりました。この由義寺や由義宮の実態は不明でしたが、発掘調査によって由義寺の大規模な塔基壇跡が発見されました（国指定史跡由義寺跡）。官営寺院として建立された由義寺、そして由義宮さらに西京の実態を知る貴重な手がかりをようやく得ることができました。

【平安時代】(約1200年前～)

称徳天皇の死後、都は平城京から長岡京、そして平安京へと遷都されます。堀田永年こんでんえいねん私財法によって奈良時代後期から貴族や大寺社の私有地である荘園が増え、さらに有力な農民たちが貴族等に土地を寄進することで平安時代後期には各地に荘園が拡大しました。山ろく部にある池島・福万寺遺跡では藤原摂関家の荘園の1つである玉櫛たまぐし荘のしょうに関わる水田跡がみつかっています。この玉櫛荘は、藤原頼通が宇治の別業べつぎやうに平等院びやうどういんを創立する際

に寺院に寄進しており、大竹地区にある向山瓦窯^{むかいやま がよう}では、平等院の瓦が焼かれました。近年の平等院の瓦葺き替えに伴う調査で1,500枚を超える平安時代の瓦が現代まで葺かれていることが判明し、そのうち1,273枚が河内系の瓦でした。これは摂関家の寺院経営において玉櫛荘の果たした役割が大きかったことを示しています。

【鎌倉時代～室町時代】（約800年前～）

平安時代に引き続き、八尾市域では貴族や大寺院の荘園が多く営まれました。また、新たに台頭した武士等が開発した土地を貴族等に寄進し、荘園として現地で管理することでその実権をもつようになります。このように荘園領主の役割を担っていた地域の有力層の屋敷跡と推定される掘立柱建物5棟、井戸17基の遺構や中国製白磁、銭貨等の遺物が池島・福万寺遺跡で見つかっています。

山ろく部にある式内社玉祖神社^{たまのおや}には、文治元(1185)年に、北条時政^{ほうじょうときまさ}が神社の神宮寺である菌光寺^{おんこうじ}に与えた、現存する国内最古の木造制札^{もくぞうせいさつ}(国指定重要文化財)が残されています。

中世における寺院の様相は明らかではありませんが、山ろく部に所在し、飛鳥時代の創建とされる教興寺^{きょうこうじ}は、衰退していましたが、鎌倉時代に律宗^{りつしゅう}の僧で西大寺中興^{さいだいじちゅうこう}の祖である叡尊^{えいそん}により復興が進められました。その後、室町時代から戦国時代にかけて、中河内も戦乱に巻き込まれ、教興寺周辺も合戦の場となりました。

【戦国時代～安土・桃山時代】（約500年前～）

平野部には浄土真宗の中興の祖である蓮如^{れんにょ}の布教をもとに建立された西証寺^{さいしょうじ}(現在の顕証寺^{けんしょうじ})を中心とした久宝寺寺内町^{きゅうほうじ}、さらに萱振寺内町^{かやふり}がつくられます。これら寺内町は、城ではないものの、堀と土居で囲まれた強固な都市でした。その後、浄土真宗の東西分派と久宝寺寺内の課税問題に端を発して、新たに八尾寺内町が成立しました。

戦国期の城は、高安山山頂に松永久秀^{まつながひさひで}が信貴山城^{しんぎさんじょう}に出城を築いたほか、平野部に池田教正^{いけだのりまさ}の八



図34 顕証寺本堂

尾城があり、当該期の遺構や遺物が確認されつつあります。この八尾城下には、800人のキリシタンがおり、仮聖堂が2か所あったとイエズス会の記録にあります。これらを示すものとして、最古級のキリシタン墓碑である天正10(1582)年の満所^{まんしょ}(MAITIO)キリシタン墓碑(府指定有形文化財)が残されています。

戦国時代最後の戦いとなった慶長20(1615)年の大坂夏の陣では、山ろく部の千塚^{ちづか}に徳川勢^{とうとう}の藤堂軍^{ちようそう}が陣を敷き、豊臣方の長宗我部軍^{ちようそく}と八尾、久宝寺付近で戦いました。また、若江^{わかえ}では徳川方の井伊軍^{い い}と荒木村重^{あらきむらしげ}が率いる豊臣方が戦うなど、市域は戦場となり大きな被害を受けました。

【江戸時代】(約400年前～)

河内平野では、旧大和川とその水系が運ぶ肥沃な土壌を利用して田畑が耕作されてきましたが、その反面、江戸時代になると旧大和川の天井川化が進み、洪水による被害も多発していました。そのため、中甚兵衛らの訴えにより洪水を防ぐ対策として宝永元(1704)年に付替え工事が行われ、堺方面に流れる新たな川筋がつくられました。

旧大和川の河床では新田開発が行われ、砂地に適した木綿が多く栽培され、河内を代表する産地となりました。これら新田を管理するために設けられた会所のうち、長瀬川の旧川筋を開発した安中新田の会所を継承する建物(市指定有形文化財:安中新田会所跡旧植田家住宅)が今なお残っています。また、山ろく部の高安郡で織られた河内木綿は「山根木綿」と呼ばれるなど、八尾は河内を代表する木綿の産地となりました。

八尾市域を含む河内は、強力な支配勢力がないようにするため、幕府領のほかには大名領、寺社領、公家領に分けられ、相給村も存在しました。そのため、現在の八尾市域には60を超える村がありました。これらのなかには在郷村として商業が盛んな地域もあり読書きや算盤とともに学問が身近なものとなりました。そのため、八尾の環山楼(市指定有形文化財)、久宝寺の鱗角堂、植松の簷葡舎、八尾寺内の三堂学舎などの私塾が創設され、多くの人が学びました。

河内平野では、旧大和川とその水系が運ぶ肥沃な土壌を利用して田畑が耕作されてきましたが、その反面、江戸時代になると旧大和川の天井川化が進み、洪水による被害も多発していました。そのため、中甚兵衛らの訴えにより洪水を防ぐ対策として宝永元(1704)年に付替え工事が行われ、堺方面に流れる新たな川筋がつくられました。

旧大和川の河床に開発された新田では、綿栽培が行われ、それを原料に河内木綿が織られていました。こうした新田を管理するために会所が設けられましたが、長瀬川の旧川筋を開発した安中新田の会所を継承する建物(市指定有形文化財:安中新田会所跡旧植田家住宅)が、今なお残っています。木綿を扱う商人も活躍し、八尾組、久宝寺組、山の根き組などの組合ができ、八尾の名産として全国に売買されていました。江戸時代の本草学者である貝原篤信(益軒)が著した『諸州めぐり南遊紀行』(元禄2(1689)年)には、「凡河内国は木綿を多くうふ。山の根の邊殊におほし。畠持たる者は餘の物を作らず、悉くきわたをうふると云。此邊もめんをおほく織いだす。山根木綿とて京都の人は是を良とす。」とあり、河内で作られた木綿が商品として流通していました。しかし、明治時代になると、外国の綿花が安く輸入され、輸入綿花を使用した大規模な機械紡績になったことなどから機械織



図35 旧大和川の痕跡 昭和23(1948)年
出典：国土地理院

りに不向きな、繊維が太くて短い日本の綿は急激に生産量が減少し、さらに明治26(1893)年の綿花輸入関税廃止法の成立は木綿手工業の衰退に拍車をかけました。現在では産業としては成立していませんが、市民活動団体等により、木綿地の収集や綿作、縞柄や型染めの復元・創作など、河内木綿を継承する動きもみられます。



図36 高安の里の木綿買（出典：河内名所図会 ※彩色は八尾市立歴史民俗資料館）



図37 河内木綿（八尾市立歴史民俗資料館蔵）

【近代～現代】（約 150 年前～）

明治維新後、新政府は明治2(1869)年1月20日、
河内県を設置し、同年4月22日に河内県庁が八尾の
寺内村にある大信寺に置かれました。しかし、8月
には河内県は狭山県とともに堺県に編入されたた
め、河内県庁は廃止されました。この時代、八尾市域
の村々は、河内郡、渋川郡、高安郡、志紀郡、大泉
郡、丹北郡に分かれていました。その後、堺県は、
岸和田県や奈良県等を併合しますが、明治14(1881)
年1月、政府は、大阪府域を拡大する方針を打ち出し
たことで、最終的に大阪府に併合されました。



図38 河内県庁跡（大信寺）

県庁が置かれた寺内村は、在郷町として発展し経済や政治の中心であったことから明治20年には八尾町と改称しました。明治22(1889)年、市制町村制の導入により合併が進み、15の村とともに八尾村となりましたが、明治36(1903)年8月、町制を施行して八尾町となりました。そして、戦後の昭和23(1948)年には、八尾町・龍華町・久宝寺村・大正村・西郡村が合併して八尾市が発足し、その後、河内市の一部・南高安町・高安村・曙川村・志紀町・松原市の一部が編入され、現在の八尾市となりました。

鉄道網や道路網の発達、商工業の発展により、八尾市は寺内町などの旧市街地を中心に拡大し、大阪市の郊外に位置する住宅都市として発展しました。こうした戦後の都市発展期に移住してきたのが、作家の今東光です。昭和26(1951)年に西山本町の天台院の特命住職となった今東光は、八尾市に居住した24年間に河内の歴史や生活を題材とした文学作品を数多く発表しました。終戦直後に生まれた「浪曲音頭」から出発した現代の河内音頭も、その作品の題材となっています。

また、市域では、神社祭祀である恩智神社卯辰祭供饌行事（市指定無形民俗文化財）をはじめ多彩な祭礼文化が展開されてきました。各地域では、ふとん太鼓やだんじりが出され、現在では地域の結束にとって重要な要素となっています。

平成30(2018)年4月1日には中核市となり、大阪府の事務権限の多くが八尾市に移譲されたことで、住民にもっとも近い基礎自治体として、より幅広くきめ細やかなサービスを提供できるようになりました。

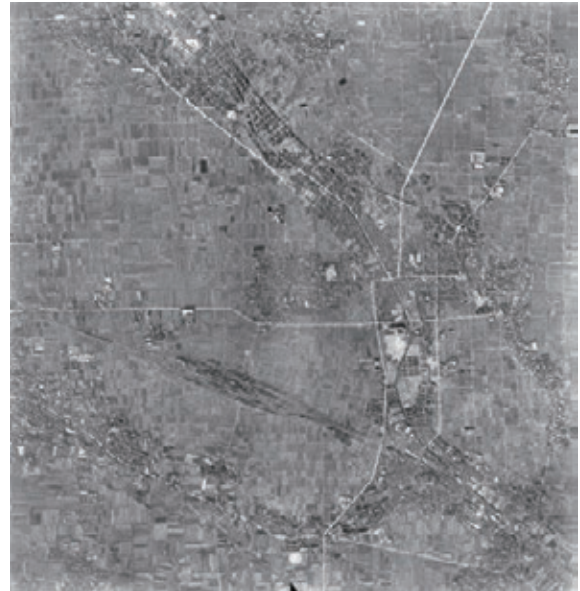


図39 3つの寺内町 昭和23(1948)年
出典：国土地理院

3-2 市域の変遷

明治22(1889)年の町村制により、それまでの60余の村々が合併し「八尾村」、「龍華村」、「久宝寺村」、「三木本村」、「太田村」、「西郡村」、「南高安村」、「北高安村」、「中高安村」、「曙川村」、「志紀村」が誕生しました。さらに明治36(1903)年には八尾村に町制が施行され「八尾町」となりました。その後、大正2(1913)年に太田村が三木本村に編入、改称して「大正村」が誕生、昭和2(1927)年に龍華村が龍華町になり、昭和23(1948)年には八尾町と龍華町、久宝寺村、大正村、西郡村の5つの町村が合併し、「八尾市」が誕生しました。昭和30(1955)年には河内市（現：東大阪市）の福万寺・上之島が本市に編入となり、昭和32(1957)年には、前年に村から町になった志紀町が、昭和39(1964)年に松原市の若林・大堀の一部が本市に編入され、現在の「八尾市」へと引き継がれています。

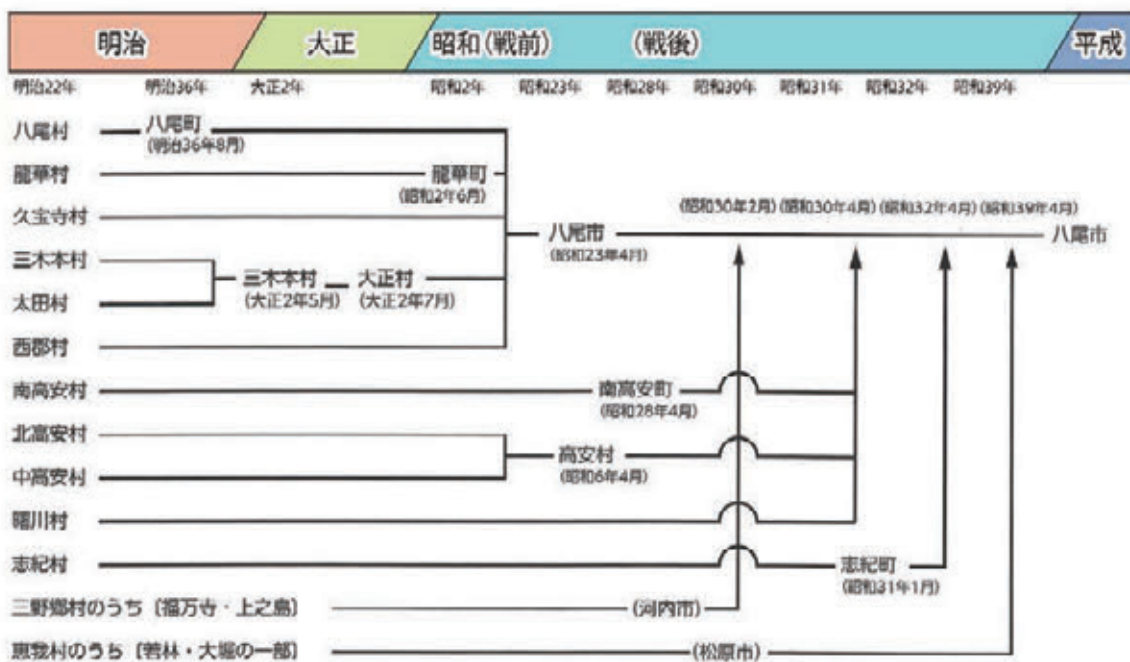


図40 八尾市域の近現代町村の変遷概略

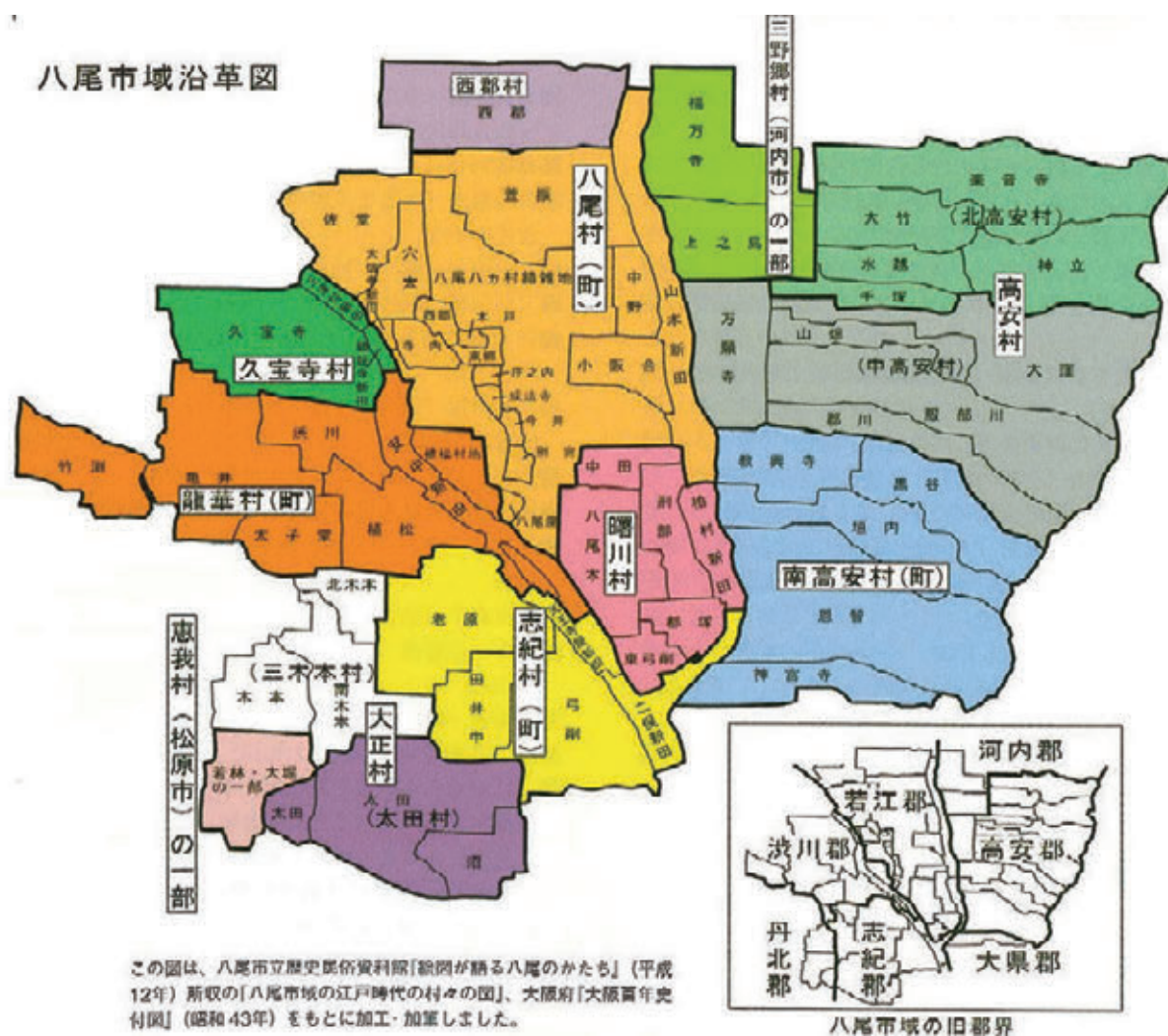


図41 八尾市域の沿革図

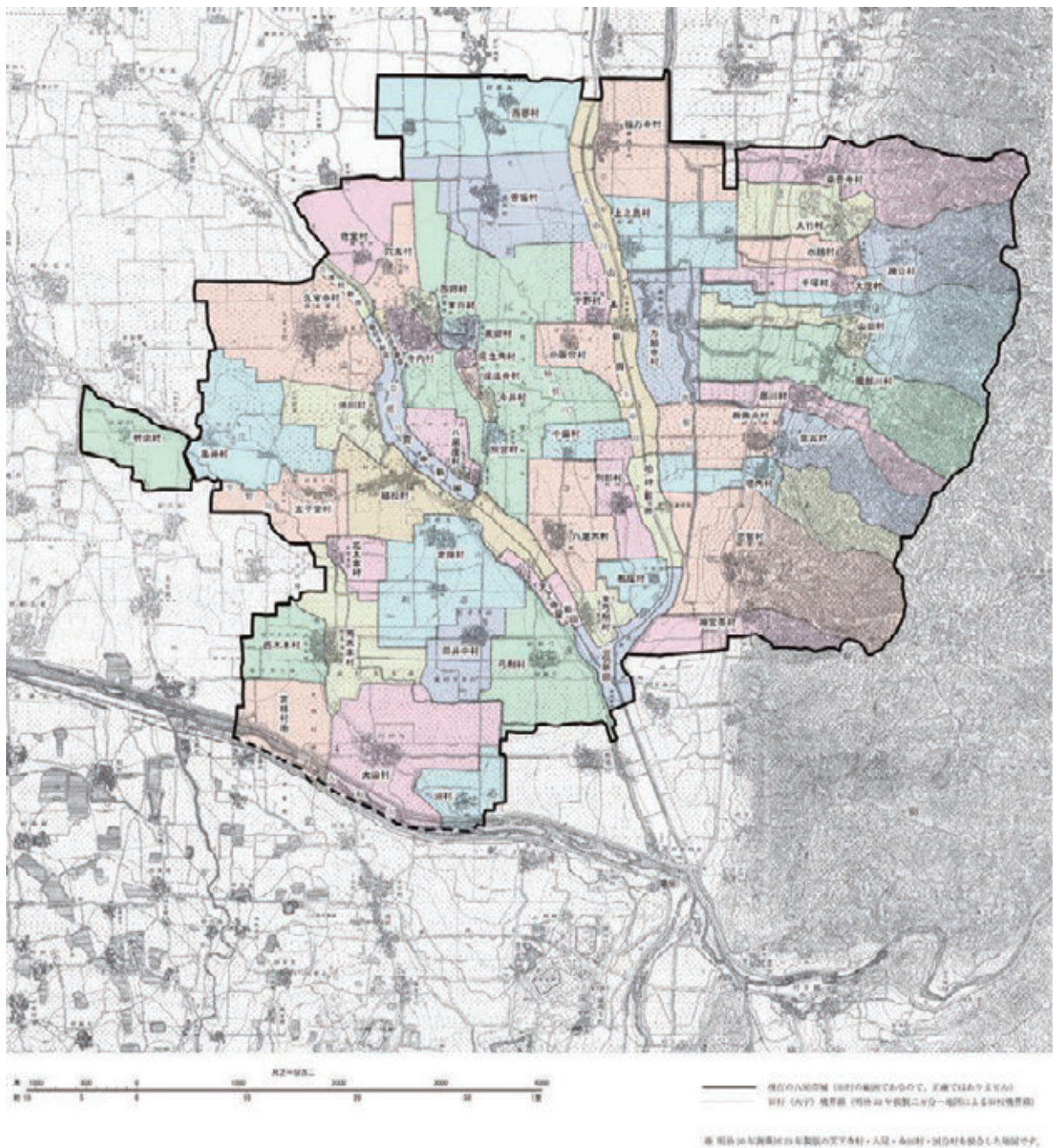


図42 明治20(1887)年頃の集落の位置
 （出典：八尾市史域所領配置図）

3-3 交通史

『古事記』には雄略天皇の時代(およそ5世紀後半)、呉国くれのくにの使者のために住吉の津から大和にむかう磯齒津路が整備されたという記事があり、この道は現在の大阪市の長居公園通りに沿って八尾市域を通り抜けていたと考えられています。また、『続日本紀』の天平勝宝8歳(756)に孝謙天皇が、難波宮から智識寺行宮(柏原市)に還るときに渋河路を利用したとありますが、これは四天王寺付近から旧大和川の久宝寺川堤防を利用し、中河内最古の寺院である渋川廃寺付近を通った道であったと推定されます。



図43 垣内村一里塚

これら以外に近代まで利用されていた街道として、南北方向では河内街道、八尾街道、東高野街道が、東西方向では奈良街道、恩智街道、立石街道、十三街道などがあります。南北方向の東高野街道は、平安時代や鎌倉時代に京都から高野山や熊野への参詣に利用された道で、平野部の湿地を避け高安山の裾部を通っていました。街道沿いには飛鳥時代の瓦が出土する教興寺や高麗寺があり、古くから利用されていたことがわかります。江戸時代には一里塚が設けられ、市内には垣内村一里塚(市指定)が今も残っています。また、河内街道は、明治22(1889)年に整備された大阪鉄道八尾駅(現: JR関西本線 八尾駅)付近から枚方の伊賀野で国道1号に通じる街道ですが、南北に通じる主要な道筋として古くから利用されていたと考えられます。

東西方向の道では、玉造から大和の竜田へ向かう十三街道は、在原業平が著した『伊勢物語』で「ある男」(業平自身を主人公としていると考えられる)が高安に住む女性の元へ通った道(業平道)としても知られており、峠には重要有形民俗文化財である生駒十三峠の十三塚があります。八尾街道は、住吉から平野を抜け、久宝寺寺内や八尾寺内に至り、奈良街道や立石街道に接続し大和へ向かいました。さらに信貴山道やおと越え、恩智越えなどの信貴山へ参詣する道がありました。また、街道ではありませんが、大和川(旧大和川)を利用した舟運が発達し、交通の要衝として様々な物資が行き交い、経済の発展に寄与しました。

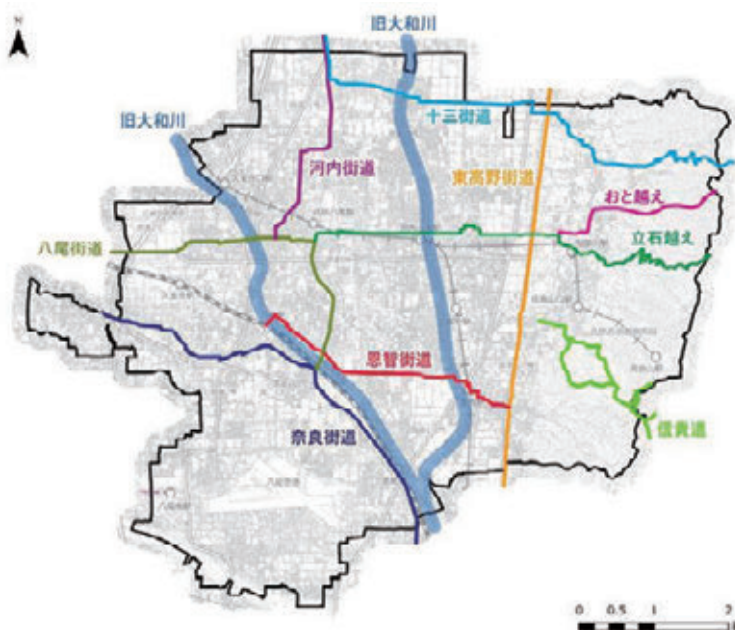


図44 旧街道と旧大和川

3-4 産業史

八尾は、古くから陸上交通だけでなく河川等の水上交通も利用されており、人々の盛んな交流によって様々な物がつくられてきました。弥生時代には、生駒山西ろくの角閃石類を含む粘土を使ってチョコレートのような茶褐色が特徴の生駒西ろく産の土器や、古墳時代の始まりの指標になっており、八尾周辺と奈良県桜井市付近で作られて全国各地に運ばれた庄内式甕（土器）などがあります。平安時代には、高安山ろくの粘土を使用して宇治平等院に瓦を供給しています。

中世になると玉櫛荘や高安荘、若江荘、弓削荘などの荘園があったことが文書などからわかっており、池島・福万寺遺跡などでは、連綿と水田など広がっていたことが発掘調査で分かっています。

近世になると、木綿が商品として流通し、寛永15(1638)年刊行の『毛吹草』には河内の名産品として「久宝寺木綿」があげられています。そして、宝永元(1704)年に大和川が付け替えられ、旧河床で木綿が盛んに栽培され、手工業によって製造された河内木綿が水路や陸路を利用して各地に運ばれました。『河内名所図会』(享和元(1801)年)には、「名産高安木綿」として



図45 綿の花と実

「此郡内の農民綿を多く作りて、夜は家毎に老若男女のわいためなく紡績て、女はこれを織て商ふ。他郡に勝れて幅広く、染るに色よく、着るに強地也。是を河内木綿といふ。」とあります。木綿は、江戸時代を通じて生産されましたが、明治時代になると安価な外国産の綿の輸入が始まり、明治26(1893)年の綿花輸入関税廃止法案が国会を通過すると、綿作は急速に衰退し、木綿は生産されなくなりました。

また、木綿の運搬には、旧大和川を利用した舟運が活躍し、八尾浜や久宝寺船着き場の名称が残っています。大坂京橋から亀ノ瀬まで久宝寺川を利用して、剣先舟が下りは米や木綿等、上りは干鰯・油粕などの綿作に必要な肥料等を運搬していました。しかし、大和川の付け替えによって旧大和川井路川の水量が減り、舟運は衰退しました。

近代になると鉄道や道路網が整備され、大阪市に隣接する立地性などから製造業を中心に産業が発展しました。

【農業】

農業は、江戸時代以来、主に米・麦・木綿、菜種を生産していました。また、『河内名所図会』(享和元(1801)年)には、木ノ本の乾瓢や沼の南瓜、太田蕪を名産としていますが、『中河内郡誌』(大正11(1922)年)では「今は然らず。」とあり、南瓜は種子も伝わらず、乾瓢と蕪は自家用に栽培しているような状況となっていました。

宝永元(1704)年の大和川付け替えによる新田では、綿作が普及しましたが、明治時代の近代化の影響によって国産綿の需要が減少するにつれ、米作の比重が高まりました。また、山手では、花卉栽培、果樹栽培や植木も行われるようになります。

大正時代になると、平野部において、交通の便も良く農作物の販売にも便利で、大阪市などの大都市にも近いことから利益の大きい野菜の栽培が増加し、また、促成栽培の方法も導入されました。

アジア・太平洋戦争の後、食糧増産のために土地改良や田畑の開拓が進み、昭和23(1948)年の田畑面積は、約8,710反(約8.6km²)で、当時の市域の約8割を占めていました。しかし、昭和30年代の高度経済成長期の工場誘致や人口増加による宅地開発などにより、農地面積も減少していきます。現在も農地面積は減少を続け、固定資産概要調書によると平成30(2018)年の農地面積は、約4.3km²と地目面積合計約27.3km²(公有地等除く)の約1.6割となっています。

【町工場】

明治22(1889)年に大阪鉄道が敷設され、明治42(1909)年に志紀駅が、翌年(1910)に久宝寺駅が開設されるなど、交通網の発達により、開設された駅周辺に撚糸や綿実油の製造など河内木綿の伝統産業から転化された工場ができるようになりました。また、大正13(1924)年の大阪電気軌道の開通もあり、八尾市の工場は増加して行きます。大正時代初期には、ブラシ製造が八尾市でもはじまり、特に歯ブラシは、生活様式の変化に伴い普及しました。八尾市の歯ブラシ生産は全国の3～4割を占めるといわれるようになり、ブラシ産業は昭和30年から40年代にかけて最盛期を迎え、全国の半分ほどを生産するようになりました。



図46 歯ブラシ生産の様子

また、昭和30年代には、中規模以上の工場を誘致し、同時期から大阪市内や近隣市からの工場移転も増加し、ろうそく工場やパン工場、化粧品製造工場、チャック工場、パッキング工場、鉄工場、アルミ箔工場、アルミ器物製造工場、貝ボタン工場、染色工場、ゼラチン工場、金網工場など多種多様な製造工場が発展していました。

現在でも、八尾市の基幹産業は製造業であり、中小企業を中心とした「ものづくりのまち」として高い知名度を誇っています。全国トップシェアの出荷額である歯ブラシ生産や、金属製品、電子機器等、伝統的な製品から最先端技術に至るまで、高度な技術力と製品開発力を誇る企業が様々な製品が製造されています。

そして、ものづくりの魂を次世代にも紡ぎ、この地域の魅力を後世の子どもたちにも伝えるために、中小企業の叡智を結集した市内企業の魅力を知ることができる施設「みせるばやお」が平成30(2018)年近鉄八尾駅前にオープンしました。

3-5 災害史

【地震災害】

八尾市域に影響を及ぼした主な大地震は、永正7
(1510)年の河内地震^{かわち}や宝永4(1707)年の宝永南海^{ほうえいなんかい}
地震、嘉永7(1854)年の安政東海地震^{あんせいとうかい}と安政南海^{あんせいなんかい}
地震などがあり、文献史料から八尾の被害状況がう
かがえます。また、『日本書紀』に記されている天武^{てんむ}
天皇13(684)年の白鳳大地震^{きゅうほうじ}の痕跡が久宝寺遺跡^{くほうじ}
の発掘調査で確認されています。



図47 久宝寺遺跡噴砂痕跡

近年でも、平成7(1995)年に発生した阪神・淡路^{はんしん あわじ}
大震災や平成23(2011)年の東日本大震災、平成28(2016)年の熊本地震など、日本各地で発
生した巨大地震による被災地域の大きな被害は、記憶に新しいところです。

阪神・淡路大震災で現れた「震災の帯」の要因と考えられている基盤の形状や地盤条件
の大きな違いが、生駒断層^{いこまだんそう}にも見られます。また、100年から150年周期で発生するといわ
れている南海トラフ地震が近い将来起こることが推定されており、歴史資産についても被
害が懸念されています。

【風水害】

八尾市は、古くから旧大和川による水害が頻繁に発生していました。『続日本紀』には、
旧大和川の洪水により決壊した渋川堤^{しぶかわつつみ}や志紀堤^{しきつつみ}などをたびたび修復した記事が見受けら
れ、その原因として、台風による暴風雨をはじめ、梅雨前線等による集中豪雨が考えられ
ます。旧大和川は、宝永元(1704)年に川筋が付け替えられましたが、洪水の心配が無くな
ったわけではなく、正徳6(1716)年には、大和川の流れを変えた地点に築かれた築留樋^{つきどめひ}
が決壊して河内平野が大洪水となっています。

八尾市に大きな被害をもたらした風水害は、昭和25(1950)年以降の記録によると、2,000
戸以上の浸水被害をもたらしたものが6回、土砂災害は7回記録されています。

浸水被害は、昭和40年代、50年代に多発しています。これは人口の急増に伴い浸水被害
の発生しやすい大和川の氾濫原である低地の開発が進んだこと等が原因です。近年は下水
道が整備され、水害が発生する頻度は低くなってきています。しかし、平成29(2017)年の
台風21号による記録的な大雨や平成30(2018)年の豪雨による被害等、異常気象による風水
害の発生に対する歴史資産の損壊等が懸念されます。

また、土砂災害については、東部の山地・丘陵で発生しています。そのため、東部山ろ
くに国指定史跡である心合寺山古墳^{しおんじやま}と高安千塚古墳群^{たかやすせんづか}を有する本市では、土砂災害や強風
が原因の倒木等による史跡の損壊等への対応も求められます。

第2章

八尾市の歴史資産の概要

第1節 これまでの歴史資産の調査

1-1 八尾市による調査

本市ではこれまで、分野別や個別の歴史資産の調査を進めてきました。とりわけ、平成22(2010)年12月に『新版八尾市史編纂の基本方針』を定め、最新の研究成果や情報を盛り込んだ新しい八尾市史の編纂を進めるため、考古、古代、中世、近世、近・現代、民俗、美術、建造物の分野ごとに調査研究を行い、平成29(2017)年7月に『新版八尾市史近世史料編1』を刊行し、以後、順次編纂を進めています。一方で、収集・保存した資史料について、今後の活用方法を検討する必要があります。

また、八尾市の歴史資産の調査・研究の拠点である八尾市立歴史民俗資料館においても、様々な調査・研究の成果をもとに展示等を行っています。

1-2 大阪府による調査

府内における総合的な調査としては、大阪府が昭和63(1988)年度から平成7(1995)年度に行った「有形文化財・無形文化財等総合調査」があり、府内を8地域に分け各地域における有形、無形文化財について調査を行い、報告書を刊行しています。

この他に大阪府では、文化庁による全国調査の際の府内取りまとめも含め、文化財の分野ごとに調査が行われています。

また、大阪府及びその外郭団体である大阪府文化財センター等による発掘調査が、八尾市域でも実施されており、多くの報告書が刊行されています。

1-3 外郭団体等による調査

公益財団法人八尾市文化財調査研究会は、約40年にわたり八尾市内の遺跡を中心に発掘調査などを行っており、結果をまとめた報告書を刊行しています。また、長年にわたって八尾市立歴史民俗資料館の管理運営を行っており、市域の古文書や河内木綿、民俗調査等を実施するとともに、史資料の展示に合わせた調査結果等をまとめて研究紀要や図録等を刊行しています。



図48 古文書調査

1-4 市民、民間団体等による調査

村の歴史をまとめたものとして『久宝寺村誌』^{きゅうほうじそんし}（昭和3（1928）年刊行）や『志紀村誌』^{しきそんし}（昭和30（1955）年刊行）があります。また、地域を広げて中河内の歴史等をまとめた『中河内郡誌』^{なかかわちぐんし}（大正2（1913）年刊行）のほか、明治初頭までに廃絶した寺院を集めた『中河内郡廃寺』^{なかかわちぐんはいじ}（大正12（1923）年刊行）などがあります。

昭和39（1964）年に「文化財をたいせつにしましょう。」ということも謳われた『八尾市民憲章』が制定されて、市民の文化財保護意識が芽生えました。

郷土史家が中心になって刊行された『河内史談』^{かわちしだん}には、作家の今東光^{こんとうこう}も参加して様々な分野を調査対象として取扱っています。また、布施市^{ふせし}（現：東大阪市の西部）や八尾市の郷土史家の集まりである河内史談会は、河内を対象に社寺や大和川周辺史、民話や伝説、河内言葉などの調査を行い昭和39（1964）年～昭和57（1982）年までの成果を『河内文化』として刊行しています。

NPO 法人やお文化協会は、河内の古代～近世、弓削道鏡や今東光などの人物、街道、寺内町、古墳、戦争遺跡などの歴史のほか、八尾^{や お}正調河内音頭踊り^{せいちょうかわちおんどおど}なども対象として取り上げ、その研究成果を『河内どんこう』に取りまとめ、昭和51（1976）年～令和2（2020）年までの間、120号まで発行しました。

高安城^{たかやすじょう}を探索する会は、1970年代から高安城の踏査、研究を行い、奈良時代の高安城のかかわる倉庫跡を発見する等の成果をあげています。また、併行して高安千塚古墳群の踏査を行っており、その記録は本市が調査を行う上で参考となりました。こうした調査は、『夢ふくらむ幻の高安城』、『高安古墳群の分布調査』などとして取りまとめ刊行されています。

やお歴民友の会は、平成3（1991）年に歴史民俗資料館のボランティア団体として発足し、平成18（2006）年に改めて市民団体として活動しています。石造物部会は、市内の灯籠など石造物に関する調査を行っており、『八尾の灯籠』や『八尾の地藏さん』など報告書に取りまとめて刊行しています。

また、戦争や農地解放、高度経済成長などの社会変化により散在していく歴史史料もある中、旧家に残されてきた古文書などの史料は、幾世代にもわたって受け継がれ、八尾の歴史を語り続けてきました。

このように本市では、市民による歴史資産の調査・研究、保存・活用が進んできました。



図49 『河内どんこう』

1-5 埋蔵文化財の調査

古代から現代に至る歴史の中で、永らく政治経済の中心であった畿内に位置する八尾市は交通の要所でもあったことから多くの遺跡があり、市域の7割近くが埋蔵文化財包蔵地となっています。そこには、42の集落遺跡と3つの古墳群、13の古代寺院跡、1つの瓦窯跡、2つの城跡、3つの寺内町があります。また、前述した古墳群以外に現在、地上に残る前方後円墳や方墳、円墳などは主要なもので7基を数えます。

遺跡の時代は、八尾^{や おみなみ}南遺跡^{おんこうじあと}の約2万年前の後期旧石器時代を端緒として、縄文時代早期^{おんち きゅうほう}の遺物が出土している菌光寺跡、前期から晩期にかけての遺物がみられる恩智遺跡^{おんち}、久宝寺遺跡^{きゅうほう}などがあります。弥生時代になると多くの遺跡で遺構や遺物がみられ、河内平野に多くの人々が住み着いていたことがわかっています。

こうした埋蔵文化財を保護し、また記録保存するための発掘調査は、八尾市教育委員会、公益財団法人八尾市文化財調査研究会、大阪府教育庁、大阪府文化財センターなどが主に実施してきました。

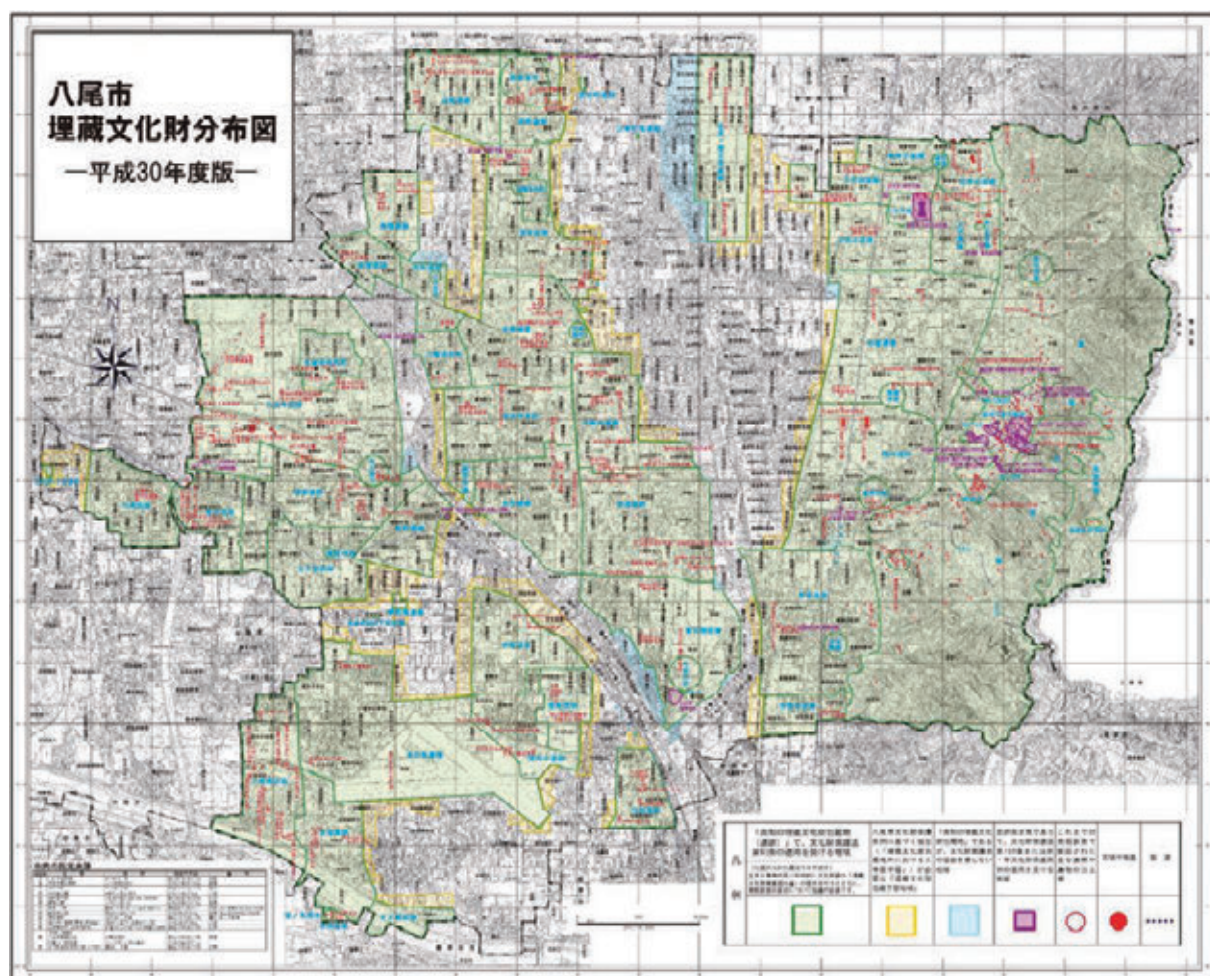


図50 八尾市埋蔵文化財分布図（平成30年度版）

1-6 把握調査の総括

八尾市では、行政主体による調査のみならず、市民、民間団体等による調査も行われており、歴史資産を把握してきました。特に、平成 22(2010)年 12 月に『新版八尾市史編纂の基本方針』を定め、新版八尾市史の刊行に取り組む中で、既存の調査結果を用いるだけでなく、改めて悉皆調査を行っています。調査について所有者の同意が得られていないものがあり、一部の社寺の美術工芸品や古文書などの把握調査ができていないものがあります。そのため、未調査となっている歴史資産の把握調査を進めていくことが求められます。

遺跡については、市域の 7 割近くが周知の埋蔵文化財包蔵地であり、遺跡の分布を広範囲で把握しています。国指定史跡となっている由義寺跡などでは詳細調査も進められています。

表3 歴史資産の把握調査の実施状況

有形文化財								無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	説話・伝承
建造物	美術工芸品								有形民俗文化財	無形民俗文化財	遺跡	名勝地	動物植物地質鉱物			
	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料									
△	△	△	△	△	△	○	△	-	△	△	△	△	△	△	△	△

《凡例》○：把握調査済み、△：把握調査が残っている、×：把握調査を行っていない、-：対象無し



図51 古墳の発掘調査



図52 埴輪の出土状況

第2節 指定等文化財

国や大阪府による指定等によって文化財の保護が図られてきましたが、八尾市でも平成3(1991)年度に文化財保護条例を制定し、市史編纂事業や文化財調査による実態把握を進め、文化財を指定しています。

これまで国指定等文化財として8件、大阪府指定等21件、市指定67件、国登録31件の127件の文化財が指定等されています。(令和4(2022)年3月現在)

表4 八尾市の指定等文化財件数 (令和4(2022)年3月現在)

文化財の種類			国指定等		府指定等		市指定		国登録		合計
有形文化財	建造物	寺社	4	0	12	1	62	6	31	7	14
		民家		0		0		5		24	29
	美術工芸品	絵画		0		1		18		0	19
		彫刻		1		4		11		0	16
		工芸品		0		2		3		0	5
		書跡		0		0		1		0	1
		古文書		1		0		7		0	8
		考古資料		2(2)		3		10		0	15
		歴史資料		0		1		1		0	2
無形文化財			0	0	0	0	0	0			
民俗文化財	有形民俗文化財	1	0	0	0	1					
	無形民俗文化財	0	0	1	0	1					
記念物	遺跡	3	6	4	0	13					
	名勝地	0	0	0	0	0					
	動物、植物、地質鉱物	0	3	0	0	3					
文化的景観			0	－	－	－	－	0			
伝統的建造物群保存地区			0	－	－	－	－	0			
合計			8	21	67	31	127				

※国指定等の考古資料の括弧内は旧重要美術品の件数

国指定等文化財としては、3件の史跡(心合寺山古墳、高安千塚古墳群、由義寺跡)と2件の重要文化財(神宮寺感應院の木造十一面観音立像(観音堂安置)、木造制札 文治元年十二月日アリ)、1件の重要有形民俗文化財(生駒十三峠の十三塚)、31件の登録文化財と2件の旧重要美術品があります。

大阪府指定文化財は、6件の史跡(愛宕塚古墳、木村重成墓等)、12件の有形文化財(大聖勝軍寺の木造四天王像、満所(MAITIO)キリシタン墓碑等)、3件の天然記念物(善光寺のくす、玉祖神社のくす、渋川神社のくす)があります。

八尾市指定文化財は、4件の史跡(垣内村一里塚、三好長慶墓・三好義継墓等)、62件の有形文化財(慈願寺文書、常光寺三門等)、1件の無形民俗文化財(恩智神社卯辰祭供餞行事)があります。



図53 満所キリシタン墓碑



図54 装飾付高杯
大阪府中河内郡高安村出土
(高安古墳群箸塚古墳出土)

表5 国の指定等文化財(令和4(2022)年3月現在)

種目	名称	員数	時代	指定等年月日
重要文化財	木造十一面観音立像 (観音堂安置)	1 軀	平安	昭和 25 年 8 月 29 日
	木造制札 文治元年十二月日トアリ	1 枚	文治元 (1185) 年	昭和 25 年 8 月 29 日
史跡	心合寺山古墳	30,340 m ²	古墳時代中期	昭和 41 年 2 月 25 日
	高安千塚古墳群	63740.76 m ²	古墳時代後期	平成 27 年 3 月 10 日
	由義寺跡	10498.46 m ²	奈良時代	平成 30 年 2 月 13 日
重要有形民俗文化財	生駒十三峠の十三塚	13 基 (奈良県平群町に跨る)	江戸時代	昭和 61 年 3 月 31 日
(旧)重要美術品	銅製画文帯神獸鏡	1 面	古墳時代後期	昭和 10 年 5 月 20 日
	装飾付高杯 大阪府中河内郡高安村出土 (高安古墳群箸塚古墳出土)	1 点	古墳時代後期	昭和 16 年 4 月 9 日
登録有形文化財	桃林堂板倉家住宅	1 棟	18 世紀初期～前期	平成 11 年 6 月 7 日
	浅野家住宅主屋	1 棟	江戸時代	平成 16 年 11 月 8 日
	浅野家住宅乾蔵	1 棟	江戸時代	
	浅野家住宅巽蔵	1 棟	昭和時代	
	浅野家住宅東納屋	1 棟	昭和時代	
	浅野家住宅南納屋	1 棟	昭和時代	
	慈願寺本堂	1 棟	文化 14 (1817) 年	平成 18 年 3 月 2 日
	慈願寺手水屋	1 棟	寛文年間	
	慈願寺太鼓楼	1 棟	江戸末期	
	慈願寺経蔵	1 棟	明治 9 (1876) 年	
	慈願寺鐘楼	1 棟	明治 33 (1900) 年	
	慈願寺表門及び築地塀	1 棟	安政 3 (1856) 年	
	慈願寺脇門及び築地塀	1 棟	明治時代初期	
	旧植田家住宅主屋	1 棟	江戸後時代期	平成 18 年 3 月 27 日
	旧植田家住宅土蔵一	1 棟	江戸時代後期	
	旧植田家住宅土蔵二	1 棟	江戸時代後期	
	旧植田家住宅控舎 (番部屋)	1 棟	明治時代中期	
	旧植田家住宅表門	1 棟	明治時代中期	
	高田家住宅主屋	1 棟	江戸時代	平成 20 年 3 月 7 日
	高田家住宅米蔵	1 棟	大正時代	
	萩原家住宅主屋	1 棟	江戸時代後期	令和元年 9 月 10 日
	萩原家住宅巽蔵	1 棟	江戸時代後期	
	萩原家住宅木綿蔵	1 棟	江戸時代後期	
	萩原家住宅米蔵	1 棟	明治 42 年	
	萩原家住宅納屋	1 棟	昭和時代前期	
	萩原家住宅裏門	1 棟	昭和時代前期	
	萩原家住宅表門及び高塀	1 棟	大正時代前期	
	木村家住宅主屋	1 棟	江戸時代後期	令和 3 年 6 月 24 日
	木村家住宅土蔵	1 棟	文政 8(1825)年	
	木村家住宅本蔵	1 棟	明治時代後期	
	木村家住宅茶室	1 棟	明治時代中期	



図55 恩智遺跡



図56 西郡廃寺塔刹柱礎石

表6 大阪府の指定等文化財(令和4(2022)年3月現在)

区分	類型	名称	員数	時代	指定年月日
有形文化財	建造物	顕証寺(本堂、庫裏、長屋門、西長屋、東長屋、渡廊、表門及び脇築地塀、鐘楼、手水鉢) 附 棟札2枚	1件(9棟)	江戸時代 中期～後期	平成31年3月22日
	絵画	絹本着色 不動明王坐像	1幅	平安時代	昭和45年12月7日
	彫刻	玉祖神社 木造 男女神像	各1躯	平安時代	昭和45年2月20日
		大聖勝軍寺 木造 二臂如意輪 観音思惟半跏像及び同胎内仏 金銅菩薩思惟半跏像	各1躯	江戸時代・ 鎌倉時代	昭和45年2月20日
		大聖勝軍寺 木造 四天王像	4躯	平安時代後期・ 鎌倉時代初期	昭和52年3月31日
		大聖勝軍寺 木造 毘沙門天像	1躯	平安時代	昭和52年3月31日
	工芸品	神宮寺 金銅四槨	4本	鎌倉時代	昭和59年5月1日
		大聖勝軍寺 色々威胴丸 兜、広袖付	1領	南北朝～室町時代	昭和59年5月1日
	歴史資料	満所(MAITIO)キリシタン墓碑	1基	安土桃山時代	令和2年3月12日
	考古資料	愛宕塚古墳出土品	一括	古墳時代後期	平成7年12月13日
		恩智都塚山の袈裟襷紋銅鐸	1口	弥生時代	昭和57年3月31日
		西郡廃寺塔刹柱礎石	1基	飛鳥時代	昭和49年3月29日
記念物	史跡	木村重成墓	1基	江戸時代	昭和14年2月6日 (規則指定)
		河内県庁跡	4㎡	明治時代	昭和45年2月20日
		鏡塚古墳	694㎡	古墳時代後期	昭和45年12月7日
		萱振1号墳	1基	古墳時代前期	平成元年3月1日
		愛宕塚古墳	405㎡	古墳時代後期	平成4年3月31日
		恩智遺跡	1,056.78㎡	弥生時代	平成7年12月13日
	天然 記念物	玉祖神社のくす		現代	昭和45年2月20日
		善光寺のくす		現代	昭和45年2月20日
		渋川神社のくす		現代	昭和45年2月20日

表7 八尾市の指定文化財(令和4(2022)年3月現在)

区分	類型	名称	員数	時代	指定年月日
有形文化財	建造物	環山楼	1棟	江戸時代中期	平成11年3月10日
		寶殿神社本殿 附 狛犬二対	1棟	17世紀中期 (狛犬：江戸中期)	平成15年3月11日
		旧植田家住宅(旧会所継承建物) 主屋	1棟	江戸後時代期	平成18年6月19日
		旧植田家住宅(旧会所継承建物) 土蔵一	1棟	江戸時代後期	平成18年6月19日
		旧植田家住宅(旧会所継承建物) 土蔵二	1棟	江戸時代後期	平成18年6月19日
		旧植田家住宅(旧会所継承建物) 控舎(番部屋)	1棟	明治時代中期	平成18年6月19日
		旧植田家住宅(旧会所継承建物) 表門	1棟	明治時代中期	平成18年6月19日
		常光寺三門	1棟	江戸時代末期	平成22年12月13日
		玉祖神社本殿 附 棟札	1棟 1枚	享保10(1725)年 棟札:江戸時代中期	平成28年3月1日
		常光寺本堂・阿弥陀堂・行者堂 附 本堂復興記額、阿弥陀堂再 建札、行者堂厨子	3棟 2点1基	江戸時代中期・後期	平成26年3月3日
		垣内共同墓地 石造五輪塔	1基	鎌倉時代後期	令和3年2月22日
	絵画	絹本着色阿弥陀三尊来迎図	1幅	鎌倉時代末～ 南北朝時代	平成5年3月31日
		絹本着色十一面観音来迎図	1幅	室町時代	平成6年3月31日

区分	類型	名称	員数	時代	指定年月日
有形文化財	絵画	絹本着色高僧先徳連坐像	1 幅	室町時代初期 (15 世紀初頭)	平成 7 年 3 月 31 日
		絹本着色阿弥陀来迎図 (附『一尊無量寿仏由来』)	1 幅 1 巻	南北朝時代末期	平成 10 年 3 月 23 日
		絹本着色親鸞聖人絵伝	4 幅	宝暦 6 (1756) 年	平成 13 年 3 月 14 日
		慈願寺所蔵絵画資料	一括(24 幅)	室町時代～ 江戸時代	平成 14 年 3 月 8 日
		絹本着色 光明本尊	1 幅	室町時代初期	平成 19 年 3 月 12 日
		絹本着色 法然上人配流御影	1 幅	安土桃山時代	平成 19 年 3 月 12 日
		絹本着色 親鸞聖人配流御影	1 幅	室町時代後期	平成 19 年 3 月 12 日
		紙本着色 親鸞聖人水鏡白髪御影	1 幅	江戸時代初期	平成 19 年 3 月 12 日
		紙本着色 聖徳太子絵伝	4 幅	寛文 4 (1664) 年	平成 21 年 3 月 23 日
		絹本着色 馬上太子像	1 幅	江戸時代中期	平成 21 年 12 月 21 日
		絹本着色 親鸞聖人像 (等身御影) 附紙本墨書 同裏書二枚実如・証如	1 幅	永正 16(1519)年	平成 24 年 12 月 12 日
		絹本着色 阿弥陀如来像 四十八化仏像 (方便法身尊像)	1 幅	室町時代後期	平成 24 年 12 月 12 日
		絹本着色 釈迦十六善神像 附 慈雲飲光裏書 紙本墨書 明堂諦濡・朝専栄道裏書	2 幅 1 鋪	室町時代	平成 29 年 3 月 1 日
		絹本着色 愛染曼荼羅図	1 幅	室町時代	平成 29 年 3 月 1 日
		絹本着色 焰摩天像	1 幅	室町時代中期	平成 31 年 3 月 5 日
		絹本着色 子島荒神像	1 幅	室町時代後期	平成 31 年 3 月 5 日
	彫刻	木造地藏菩薩立像	1 軀	南北朝時代	平成 5 年 3 月 31 日
		木造伝又五郎太夫盛継坐像	1 軀	南北朝時代	平成 5 年 3 月 31 日
		木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉時代	平成 6 年 3 月 31 日
		石造天王寺屋地蔵	1 軀	鎌倉時代末期	平成 8 年 3 月 29 日
		木造聖徳太子孝養像・二王子立像	3 軀	鎌倉時代	平成 9 年 3 月 17 日
		木造毘沙門天立像	1 軀	鎌倉時代	平成 23 年 3 月 14 日
		能面 (父尉 翁 三番叟) 附 関係文書 4 点 同収納箱 2 合	3 面 2 冊 2 通 2 合	室町時代	平成 23 年 12 月 8 日
		藺光寺 木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉時代中期	平成 26 年 3 月 3 日
		木造 阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉時代	平成 28 年 3 月 1 日
		木造 毘沙門天立像	1 軀	平安時代	平成 30 年 3 月 1 日
		木造 弥勒菩薩坐像	1 軀	江戸時代中期 (元禄 9 (1696)年)	令和 4 年 3 月 1 日
	工芸品	銅製鰐口	1 口	嘉慶 2 (1388) 年	平成 5 年 3 月 31 日
		日本刀 無銘 保昌 附 元禄十五年 本阿弥光忠折紙	1 口	鎌倉時代末期	平成 12 年 3 月 10 日
		日本刀 刀銘 備州長船家助	1 口	室町時代初期	平成 12 年 3 月 10 日
	書跡	慈願寺所蔵書跡資料	4 幅	室町時代	平成 30 年 3 月 1 日
	古文書	真観寺文書	7 巻 14 冊 47 通 2 枚	室町時代・安土桃山時代・江戸時代	平成 4 年 3 月 31 日
		真観寺文書 (追加指定)	4 通	安土桃山・江戸時代	平成 7 年 3 月 31 日
		頭証寺文書	1 巻 1 冊 1 通	室町時代・江戸時代	平成 13 年 3 月 14 日
		慈願寺文書	2 巻 8 冊 5 通 9 幅	室町時代・江戸時代	平成 14 年 3 月 8 日
		大信寺文書 板倉勝重禁制	1 幅	慶長 19 (1614) 年	平成 19 年 3 月 12 日
		大信寺文書 徳川年寄衆連署状	1 幅	慶長 19 (1614) 年	平成 19 年 3 月 12 日
		安中新田検地帳 宝永五年安中新田検地帳写并覚書 享保六年安中新田検地帳写	各冊	宝永 5(1708)年・享保 6(1721) 年	平成 27 年 3 月 5 日
	歴史資料	安中新田分間絵図	1 鋪	正徳元 (1711) 年	平成 21 年 3 月 23 日

区分	類型	名称	員数	時代	指定年月日
有形文化財	考古資料	三角縁神獣鏡	1面	古墳時代前期	平成5年3月31日
		流水紋銅鐸（埋納遺構含む）	1口	弥生時代	平成6年3月31日
		芝塚古墳出土銀象嵌刀装具 附 芝塚古墳出土品一括	5点	古墳時代後期	平成12年3月10日
		大竹西遺跡出土瑪瑙製鏃形石製品	1点	古墳時代前期 （4世紀）	平成20年3月21日
		大竹西遺跡出土鉄剣 附板状木製品	1点	弥生時代後期 （1世紀）	平成20年3月21日
		小阪合遺跡出土 手焙り形絵画土器	1点	古墳時代初頭 （3世紀前半）	平成22年3月17日
		中田古墳出土埴輪	一括	古墳時代前期	平成25年3月13日
		高安千塚古墳群 服部川支群 伝森田山古墳出土 圭頭大刀・耳環・須恵器	11点	古墳時代 中期～後期	平成27年3月5日
		中ノ谷古墳出土品	62点	古墳時代中期	平成29年3月1日
		中田遺跡刑部土坑出土土器群	一括	古墳時代	令和2年2月25日
民俗文化財	無形民俗文化財	恩智神社卯辰祭供饌行事	1件	江戸時代	平成15年9月18日
記念物	史跡	垣内村一里塚（東塚・西塚跡）		江戸時代初期	平成8年3月29日
		三好長慶墓・三好義継墓	7.5㎡	永禄7（1564）年・ 天正元（1573）年	平成10年3月23日
		高安古墳群 二室塚古墳石室	1基	古墳時代後期	平成19年3月12日
		高安古墳群 大窪・山畑8号墳	1基	古墳時代後期	平成20年3月21日
		安中新田会所跡（支配人宅跡）		江戸時代中期	平成18年6月19日

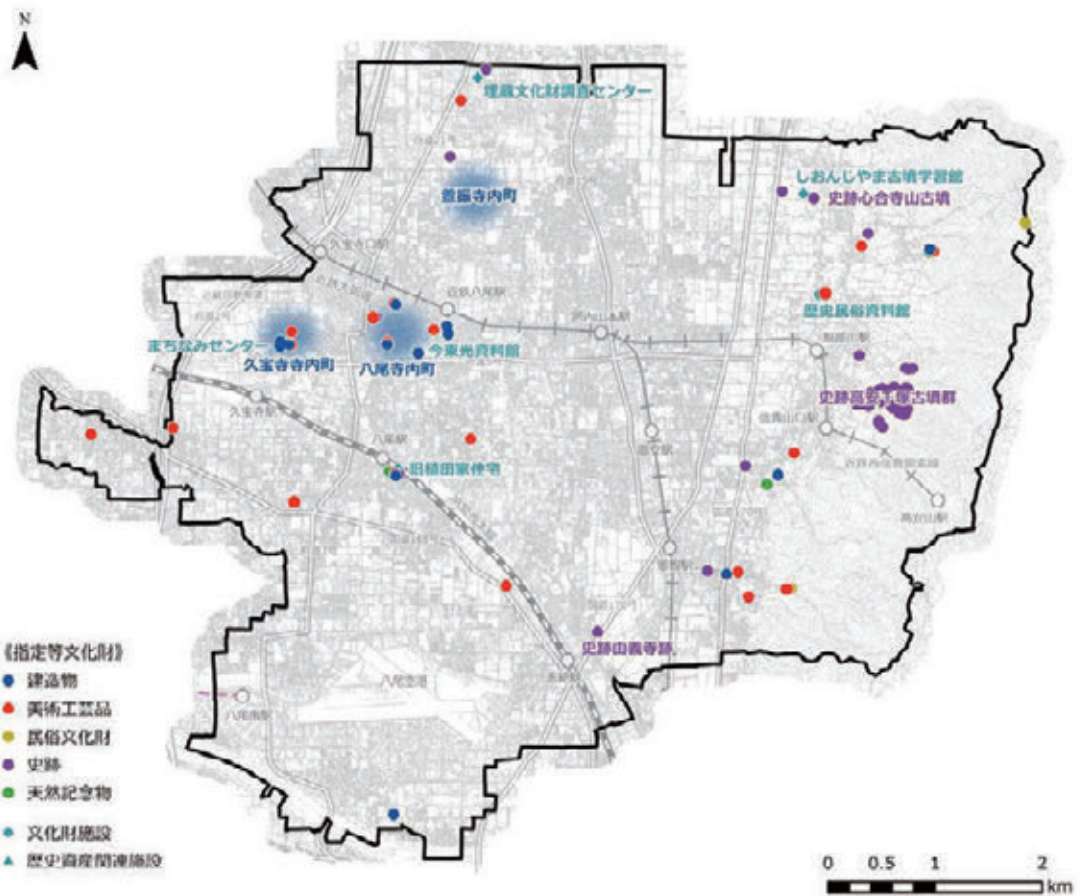


図57 指定等文化財の分布状況

第3節 指定等文化財の類型別概要

八尾市は、埋蔵文化財包蔵地が市域の7割近くを占め、3つの国指定史跡（心合寺山古墳・高安千塚古墳群・由義寺跡）があります。また、高安山ろく一帯には、豊かな自然のなかに、大小の古墳や瓦窯跡などの遺跡・遺構が残されており、中世以降は、久宝寺・萱振・八尾の3つの寺内町がつくられました。近世には、60以上の村から成り立っていた本市には、社寺や古民家も多く、古文書や美術工芸品などが多く残り、各地域で行われてきた民俗行事も地域の人々のつながりの中で守り育まれてきました。市域全体に広がるそうした有形・無形の文化財をこれまでの文化財調査や市史編纂事業による調査などを進めることで把握し、それらの文化財の実態の把握や価値の明確化に取り組むとともに、文化財保護法や八尾市文化財保護条例（平成3（1991）年八尾市条例第18号）等に基づく文化財の指定等を行うなかで保護を図ってきました。

3-1 有形文化財

（1）建造物

八尾市は、大阪市に隣接し、そのベッドタウンとして戦後開発が進みました。寺内町や高安山ろく地域の旧街道沿いに多く古民家がありましたが、建て替えが行われ、現在は数が少なくなっています。平成元（1989）年頃に茅葺きの民家はおおよそ170軒ありましたが、平成30（2018）年には、70軒ほどに減少しました。

18世紀中頃に建てられた「とうりんどういたくらけじゅうたく桃林堂板倉家住宅」は、現存する最も古い民家の1つで八尾寺内町に隣接する東郷とうごうにあります。すぐ近くには、同じような時期に建てられた「木村家住宅（主屋・土蔵・本蔵・茶室）」があります。この2軒はかつて木綿問屋として使用されていました。久宝寺寺内町では、顕証寺に程近い「浅野家住宅（主屋・乾蔵・巽蔵・東納屋・南納屋）」と「高田家住宅（主屋・米蔵）」が道の両側に並び建ち、落ち着いた歴史的景観を創り出しています。また、高安山ろくの大竹地区、神立地区、恩智おんち地区では、奈良県や河内地域でみられる伝統的な大和棟やまとむねが比較的多く残されており、恩智の「萩原家住宅（主屋・巽蔵・木綿蔵・米蔵・納屋・裏門・表門及び高塀）」も木綿問屋でしたが、現在はカフェやイベントスペースとして利用されています。これらの建物はいずれも国の登録有形文化財となっています。



図58 萩原家住宅



図59 玉祖神社本殿

その他、大阪府下に現存する3カ所の新田会所の内の1つである「旧植田家住宅(主屋・土蔵一・土蔵二・控舎(番部屋)・表門)(国登録・市指定)」と石田善右衛門利清が設けた私塾である「環山楼(市指定)」といった建物は市が所有しており、一般公開しています。



図60 環山楼

市内には歴史のある寺社が多くありますが、室町時代の畠山氏と三好氏の教興寺合戦や石山合戦、大坂の陣などの戦い、あるいは地震などの天災で消失し、江戸時代より前の時代の建築物は残されていません。寺院建築の指定等文化財は「顕証寺(本堂・庫裏・長屋門・西長屋・東長屋・渡廊・表門及び脇築地塀・鐘楼・手水鉢)(府指定)」、「慈願寺(本堂・手水屋・太鼓楼・経蔵・鐘楼・表門及び築地塀・脇門及び築地塀)(国登録)」、「常光寺(三門・本堂・阿弥陀堂・行者堂)(市指定)」があり、いずれも江戸時代の建物です。神社建築の指定等文化財は「寶殿神社 本殿(市指定)」や「玉祖神社 本殿(市指定)」があり、これらも江戸時代に建てられたものです。

「大和川分水築留掛かり」は平成30(2018)年に世界かんがい施設遺産に登録されています。

(2) 絵画

絵画は、寺院が所蔵する仏教絵画がほとんどで、こうした寺院は、八尾寺内町など市の中心部や高安山ろくの南側の地域に多くあります。時代区分としては、建築物と同様に近世のものが大半を占めますが、平安時代から室町時代の絵画も伝わっています。

市域で最も古い平安時代の「絹本著色不動明王坐像」は、恩智神社の神宮寺であった感應院が所蔵しており、南北朝時代の「絹本著色十一面観音来迎図」なども伝わっています。また、鎌倉時代や南北朝時代の阿弥陀如来像は、融通念仏宗の寺院に残されています。さらに仏教の受容をめぐって聖徳太子、蘇我氏と物部氏との戦いの舞台であったことから、その偉業を称えるために建立された大聖勝軍寺を中心に聖徳太子関連の絵画がみられます。



図61 左：絹本著色不動明王坐像(神宮寺感應院)
右：紙本著色聖徳太子絵伝(大聖勝軍寺)

一方、河内は古くから浄土真宗の拠点であり、3つの寺内町があるなど浄土真宗の寺院

が多いことから、親鸞聖人^{れんによ}や蓮如上人^{れんじょう}像のほか、親鸞聖人絵伝などが伝わっています。また、真宗の本尊である方便法身尊像^{ほうべんほっしんそんぞう}や十字名号^{じゅうじみょうごう}、真宗佛光寺派の光明本尊^{しんしゅうぶつこうじはこうみょうほんぞん}などの仏画が多く残されています。

(3) 彫刻

彫刻は、寺院に残る木造や銅造の仏像のほか、墓地やまちの辻に石造の仏像がみられます。市域にある最も古い仏像彫刻は、大聖勝軍寺^{たいしょうしょうぐんじ}の本尊木造如意輪観音^{もくぞうにょいりんかんのん}の胎内仏^{たいないぶつ}であった「金銅菩薩半跏思惟像」^{こんどうぼさつはんかしゐぞう}で、8世紀頃のものと考えられています。これ以外にも大聖勝軍寺には、木造四天王像^{もくぞうしてんのうぞう}（平安～鎌倉時代）、「木造毘沙門天像」^{もくぞうびしゃもんてんぞう}（鎌倉時代）、「木造聖徳太子孝養像・二王子立像」^{もくぞうせいとくたいしこうようざう・におうじたちざう}（鎌倉時代）など多くの仏像彫刻があります。

平安時代では、神宮寺感應院^{じんぐうじかんおういん}の「木造十一面観音立像」^{もくぞうじゅういちめんくわんおんたちざう}、真言宗の浄源寺^{じょうげんじ}「阿弥陀如来坐像」^{あみだにょらいゆうざう}の他に玉祖神社^{たまのうぢじんじや}の「木造男女神像」^{もくぞうだんじよしんぞう}がありますが、男神像は冠をつけ、衣の襟を建てた珍しい姿をしています。

鎌倉時代では、仏師快慶^{かいけい}が生み出した安阿弥様^{あんあみよう}の三尺阿弥陀如来立像^{さんしゃくあみだにょらいゆうたちざう}が、融通念仏宗^{むじゅうねんぶつしゅう}の清慶寺^{せいけいじ}、菌光寺^{おんこうじ}、念佛寺^{ねんぶつじ}、浄土真宗の大信寺^{だいにしんじ}に伝えられています。このうち、菌光寺の阿弥陀如来立像^{あみだにょらいゆうたちざう}は、像の底2箇所^{かくほぞ}に孔の痕跡が残っており、本来は蓮華座の上に立てた角柄にさして固定していたようです。これは、実際に像が現れたかのような生身性^{しょうじんせい}を表現したもので、法橋快成^{ほうきょうかいせい}による作例が知られています。また、鎌倉時代の毘沙門天像^{びしゃもんてんざう}が大聖勝軍寺と常光寺に残されています。

南北朝から室町時代にかけては、狂言「八尾」にも取り上げられた常光寺の「木造地藏菩薩立像」^{もくぞうぢざうぼさつたちざう}のほか、同寺を創建した藤原又五郎太夫盛継^{ふじわらまたごろうたゆうもりつぐ}の木造座像^{もくぞうざざう}があります。とくに「木造地藏菩薩立像」^{もくぞうぢざうぼさつたちざう}は、元文3(1738)年に作成された番付「諸国地藏尊」^{しよこくぢざうそん}では、西の横綱になっており、よく知られていたことがわかります。

石造の主要な仏像は86軀あり、紀年銘から最も古い鎌倉時代後期の石仏は3軀あり、永仁5(1297)年の記念銘を有する石造天王寺屋地蔵^{てんのうじやじぞう}が市指定文化財となっています。

(4) 書跡

書跡で指定文化財となっているのは、慈願寺^{じがんじ}所蔵書跡資料です。慈願寺は河内の最古の真宗寺院^{れんによきゅうほうじ}の1つで、蓮如^{れんによ}が久宝寺^{きゅうほうじ}のあった慈願寺^{さいしょうじ}に訪れたことが契機となって、西証寺^{さいしょうじ}（顕証寺^{けんしょうじ}）が建立され、寺内町が形成されました。その後、久宝寺寺内の支配をめぐって



図62 木造十一面観音立像
(神宮寺感應院)

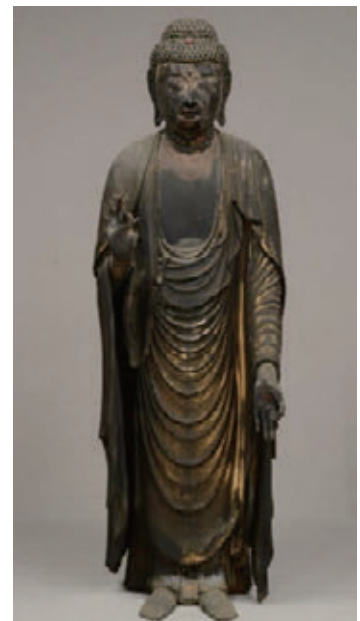


図63 木造阿弥陀如来立像（菌光寺）

やすいし もりもとしちろう べ え
安井氏や願証寺と森本七郎兵衛らが対立し、慈願寺はともに八尾村に移りました。

慈願寺所蔵書跡は、蓮如が久宝寺で作った和歌1書と親鸞の著作である『教行信書』^{きょうぎょうしんしょ}の一部を、蓮如が仮名交じりに書き下したもの2書、そして六字名号1書で、蓮如と慈願寺の密接な関係がうかがえるものです。

(5) 古文書

たまのおやじんじや ほうじょうときまさ じんぐうじ
玉祖神社には、文治元(1185)年、北条時政が神宮寺である
おんこうじ にもくどうせいさつ
蘭光寺に発給した現存するなかでは日本最古の木造制札が伝わ
っています。蘭光寺を鎌倉殿(源頼朝)の祈祷所として、寺域等
への乱入を禁じたものです。

中世の文書としてまとまっているものに真観寺文書がありま
す。真観寺は したけやまみついえ しんかんじ りんざいしゅうなんぜんじ ほう
昌山満家の開基による臨済宗南禅寺派の寺院
で、16世紀の畠山氏、三好氏、織田氏の文書が豊富に残されて
います。同じ南禅寺派の寺院である じょうこうじ
常光寺では、創建当初に密
接な関係にあった河内国守護畠山氏の文書がみられるほか、徳
川家康の政治顧問であった いしんすうでん
以心崇伝に関するものがあります。

慈願寺は、親鸞の弟子であった ほうしん
法心によって弘安3(1280)年に開創されたと伝えられ、
慈願寺文書は、れんによ
蓮如の下賜物を多く含んでいます。また、河内における真宗の拠点であつ
たため、その影響力に期待した戦国時代の武士からの書状も多く残っています。

きゅうほうじ けんしょうじ もりもとしちろう べ え やすいし
久宝寺寺内の中核寺院であつた願証寺の文書には、森本七郎兵衛らが安井氏を訴えた
きゅうほうじむら そうひやくしやうごんじやうじやう
「久宝寺村惣百姓言上状」が含まれています。久宝寺寺内町の内情がうかがえる史
料で、本願寺の東西分派による地域社会の分裂が深刻であつたことがわかります。この訴
状に端を発して、敗れた森本氏等と慈願寺が久宝寺寺内を出て、八尾寺内が建設されるこ
とになるもので、本市の成り立ちを考えるうえで重要なものです。

八尾寺内の中核に位置する だいしんじ かたぎりかつもとおきてがき
大信寺の文書では、豊臣方からの「片桐且元捷書」と徳川方
からは大坂冬の陣に備えた いたくらかつしげきんせい
「板倉勝重禁制」が市指定文化財となっています。

家文書では、宝永元(1704)年の大和川付替えによって開発された やすなかしんでん
安中新田の支配人を務
めた植田家に伝えられた宝永5(1708)年と享保6(1721)年の検地帳を指定しています。宝
永5年の検地帳は、新田の初めて検地を記録したもので、市内では最も古いものです。2
つの検地帳は、安中新田の開発の始まりと、その後の展開が具体的にわかり、江戸時代の
一大土木事業であつた旧大和川付け替えに伴う地域の歴史を知ることができる貴重な文書
です。

(6) 考古資料

本市域から出土した考古資料のうち、主として弥生時代から古墳時代の遺物が指定文化
財となっています。弥生時代の遺物では、おん ち おん ち みやこつかやま け さ たすき
恩智遺跡から出土した「恩智都塚山の袈裟襷
もんどうたく あと べ りゅうすいもんどうたく
紋銅鐸」と跡部遺跡の「流水紋銅鐸(埋納遺構含む)」の2基の銅鐸が指定されています。



図64 木造制札
(玉祖神社)

これら以外にもかめい亀井遺跡やおおたけにし恩智遺跡で見つかっています。また、大竹西遺跡からは、大阪府下でも最古の弥生時代後期の鉄剣が出土しています。これは全国でも例のないちゅうぞうひん鑄造品で、当時の鉄器製作技術を考える上でも重要なものです。

古墳時代では、「なかたいせきおさかべどこうしゅつどどきぐん中田遺跡刑部土坑出土土器群」と「こさかあいせきしゅつどてあぶりがたかいがどき小阪合遺跡出土手焙り形絵画土器」の2つの土器資料が指定されています。前者は、古墳時代初めの土師器63点で、吉備（現在の岡山県）の土器と吉備地域の技術で製作された土器が大半を占めるなか、河内と吉備の甕の特徴を併せ持つ庄内式甕の最も古い時期のものも含まれていました。庄内式甕は、河内と大和（現在の奈良県桜井市付近）で作られ、古墳時代の始まりを判断する指標となっています。後者の手あぶり形土器は、手を温める火鉢のような形をしていますが、祭祀のための土器と考えられています。この土器の覆い部分に「鹿」と「船」の絵が描かれているのが特徴です。

祭祀に関連した遺物では、「おおたけにしいせきしゅつどめ大竹西遺跡出土のうせいぞくがたせきせいひん瑇瑁製鏃形石製品」があります。弓矢の先につけるやじり鏃を模した石製品で、へきぎよく碧玉やりよくしよくぎようかいがん緑色凝灰岩のものはありましたが瑇瑁製は全国でも初の出土例です。

旧重要美術品は2つあり、銅製画文帯神獸鏡は、どうせいがもんたいしんじゅうきやう明治30(1897)年にこおりがわひがしづか郡川東塚古墳からへきぎよくせいくだたま碧玉製管玉等の装飾品や耳環、銅製鈴等とともに出土したものです。面径21cmで、上にはくが伯牙、とうおうふ紐をはさんでせいおうぼ東王父、西王母が列状に配置され、銘文は56文字の吉祥句がみられます。熊本県の江田船山古墳出土鏡と同型式であることが古くから知られています。

もう一つの装飾付高坏は、戦後の消失した山ろく部のそうしよくつきだ長者の箸塚から明治41(1908)年に出土した須恵器の装飾付器台です。器台には坏とともに美豆良を結った男子像や鞍を付けた馬、鳥が表現されており、6世紀後半に位置付けられます。

市指定文化財である「なかたこふんしゅつどはにわ中田古墳出土埴輪」は埋没まいぼつ古墳から出土した、家形埴輪や円筒埴輪、朝顔形埴輪、船形埴輪などです。家形埴輪は2点あり、1つは、高さが57.5cmある大型品で、壁面や屋根にはせきしよくがんによう赤色顔料がよく残っています。船形埴輪は、外洋航海も可能なじゅんこうぞうせん準構造船を模した埴輪ですが、長さが35.2cmで、全国の船形埴輪約50例の中で2番目



図65 跡部遺跡流水紋銅鐸
出土状況



図66 中田遺跡刑部土坑出土土器



図67 中田古墳出土埴輪

に小型なものです。

古墳は幕末以降、主体部が開けられる事例が多くなり、そうしたひとつである楽音寺・
大竹古墳群おおたけこふんぐんの傍に造られた5世紀前半の中ノ谷古墳なかのたにこふんの勾玉まがたまや管玉くだたまなどが市指定文化財に
なっています。この他にも6世紀から7世紀にかけて高安山ろくに築かれた横穴式石室を
もつ古墳から刀装具とうそうぐや耳環じかんなどが出土しています。とくに大阪府内で最大級の横穴式石室
である愛宕塚古墳あたごづかこふんは、物部氏もののべしとの関連が指摘されていますが、鉄地金銅張馬具類てつちこんどうばりばぐるいや龍文りゅうもん
銀象嵌鞆金具付振じり環頭大刀ぎんぞうがんさやかなぐつきねなど豊富な副葬品ふくそうひんが見つかり、府指定文化財となっ
ています。

このように弥生～古墳時代の遺物が豊富ですが、飛鳥時代の寺院である西郡廃寺にしごおりはいじのもの
と考えられる塔心礎石とうしんそせきが府指定文化財となっています。市域には飛鳥、奈良時代に多く
の寺院があったことは発掘調査から分かっていますが、廃寺となっており詳細はよくわか
っていません。

（7）歴史資料

歴史上に重要な事象（政治、経済、社会、文化、科学技術）、及び人物に関するもので学
術的価値の高いものを対象としています。「満所まんしょ（MAITIO）キリシタン墓碑」は、天正
10(1582)年5月26日の銘があり、国内でも最古級のキリシタン墓碑です。イエズス会の
宣教師であったルイス・フロイス等の書簡には、天正9(1581)年から翌年にかけて織田信
長の家臣である池田教正いけだのりまさが城主であった八尾城下には800名のキリシタンがおり、仮聖堂が
2か所あったことを伝えています。八尾城の正確な場所もわからなくなっている現在、キ
リシタン墓碑はこうした歴史を裏付ける資料となっています。もう1つは、「安中新田分間
絵図えず」です。これは旧大和川付替えによって開発された新田のひとつである安中新田の正
確な測量を基に作られた縮尺地図で、耕地を1区画ごとに詳細に記述し、道、墓、地蔵、
長瀬川ながせがわや水路、架かる橋などの情報が加えられています。初期の安中新田の実態だけでな
く、旧大和川付替えに伴う新田を考えるうえで重要な歴史資料です。

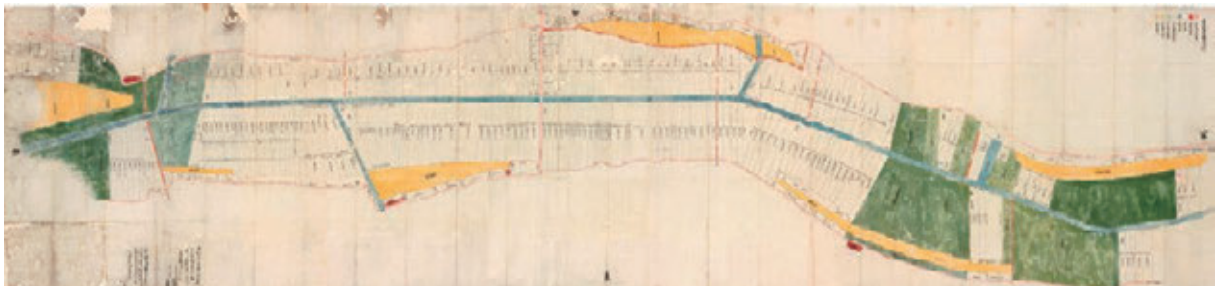


図68 安中新田分間絵図

3-2 民俗文化財

民俗文化財は衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すものです。本市の有形民俗文化財として「生駒十三峠の十三塚いこまじゅうさんとうげ じゅうさんづか（重要有形民俗文化財）」があります。十三塚は、中央の親塚1基とその他の12の塚からなるもので、きょうづか じゅうさんぶっしんこう経塚あるいは十三仏信仰に由来すると考えられています。



図69 生駒十三峠の十三塚

無形民俗文化財では、「恩智神社 卯辰祭供饗おん ち じんじや うたつさいきょうせん行事（市指定）」があります。これは神社の卯辰祭に供える熟饗じゅくせんを、奉仕者たちが御供所に集まり、米とうるち米の粉を使って作る行事で、新嘗祭の伝統を伝えています。



図70 恩智神社 卯辰祭供撰行事

3-3 記念物

（1）遺跡（史跡）

史跡は、貝塚、集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち歴史・学術上価値の高いもので、本市で国指定史跡となっているものは、心合寺山古墳しおんじやまと高安千塚古墳群たかやすせんづか、由義寺跡ゆげでらあとの3つです。心合寺山古墳は、古墳時代中期に造られた中河内地域最大の全長160mの前方後円墳です。高安千塚古墳群は、古墳時代後期に造られた畿内有数の大型群集墳であり、110基の古墳が国指定史跡となっています。由義寺跡は、『続日本紀』に記されているものの長らく幻の寺とされてきた、しょうとく ゆげのどうきょう称徳天皇と弓削道鏡が造営に深く係わった寺院です。

府指定史跡では、弥生時代の集落跡である恩智遺跡おん ち、前期の方墳である萱振1号墳かやふり、府内で最大級の横穴式石室をもつ愛宕塚古墳あたごづか、鏡塚古墳かがみづか、大坂の陣における豊臣方の武将で八尾・若江の戦いで戦死した木村重成墓きむらしげなり ぼ、明治2（1869）年に河内国の旧幕府領・旗本領を管轄するために設置された河内県の県庁跡があります。

市指定史跡では、高安千塚古墳群の二室塚古墳にしつづか、大窪・山畑8号墳おおくぼ やまたけ、戦国時代の武将で畿内を支配した三好長慶とその養子であった三好義継みよしながよし みよしよしつぐの墓、東高野街道に残る垣内村かいちむら一里塚いちりづか、やすなかしんでんかいしよあとやすなかしんでんかいしよあと、しはいにんたくあとしはいにんたくあと（支配人宅跡）の5件があります。



図71 愛宕塚古墳



図72 木村重成墓

(2) 名勝地（名勝）

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等をいいます。現時点で市域に名勝として文化財指定を受けている名勝地はありません。

(3) 植物、動物、地質鉱物（天然記念物）

植物では、「^{しぶかわ}渋川神社のくす」、「^{たまのおや}玉祖神社のくす」、「^{ぜんこうじ}善光寺のくす」が府指定天然記念物となっています。指定等文化財はこの3件ですが、八尾市では^{やはぎ}矢作神社の銀杏など社寺境内に残る樹木等を保全樹木・保全樹林に指定しており、平成31(2019)年3月末現在の35箇所77本が保全されています。また、市内唯一の自然植生である恩智神社のアラカシ群落は「植物群落レッドデータブック」（財団法人日本自然保護協会、平成8年）において、保護対策の必要な群落に指定されています。

動物については、市内のため池において環境省の「レッドデータブック」で絶滅危惧ⅠA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）に指定されているニッポンバラタナゴの生息が確認されており、NPO法人等により保護活動が行われています。



図73 玉祖神社のくす



図74 善光寺のくす

3-4 文化的景観

文化的景観は、人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、重要なものは重要文化的景観として選定されます。市域では選定されていませんが、近世の町割りや建造物が比較的残されている^{きゅうほうじじないまち}久宝寺寺内町は、歴史的なまちなみが残る八尾の原風景のひとつであることから、令和2(2020)年12月に八尾市景観計画において、特徴的な景観形成を図るため、重点地区として指定されています。



久宝寺寺内町のまちなみ

図75 久宝寺寺内町重点地区内の指定等文化財（建造物）

第4節 未指定文化財

本市では、市史編纂事業等を通じて、歴史資産の把握を進めてきました。また、市民や民間団体による石造物等の把握調査も行われてきました。これら様々な調査等によって把握し、文化財データベースに抽出・整理した未指定文化財は、令和4(2022)年3月末時点で3,737件にのぼります。

種類・分類では、美術工芸品が1,826件と最も多く、次いで有形民俗文化財(724件)、建造物(656件)となっています。寺院所蔵の美術工芸品が多いのと同時に、寺社や街道に関連する石造物や道標など、信仰や交通に関するものが多いことが未指定文化財の特徴としてあげられます。

石造仏の多くは地蔵菩薩像ですが、阿弥陀三尊仏像のほか、来迎寺墓地と菌光寺には十三仏碑があります。来迎寺墓地の十三仏碑は、永禄元(1558)年の銘があり、大阪府内でも古いものの一つです。また、地蔵立像の周囲に十三仏種子を刻む天文16(1547)年の北山本の地蔵があります。木造彫刻では平安時代の毘沙門天立像が、信貴山への道筋に立地している梅岩寺に伝わっており、朝護孫子寺との関連性がうかがえます。

建造物等では、跡部神社や渋川神社の本殿など江戸時代の建物があります。

遺跡では、宇治平等院の瓦を焼いた向山瓦窯や古墳時代前期の前方後円墳である西ノ山古墳のほか、掩体壕などの戦争遺跡があります。

無形の民俗文化財では、常光寺で行われている大般若会(お練ねり供養)や、室町時代の寺院建立の際に謳われた木遣り唄が元と伝えられる「流し節正調河内音頭」による地蔵盆踊りが知られています。また、豊作祈願や疫病退散を願う夏祭りは、各地域で行われていますが、市域ではふとん太鼓を用いられることが多く、131段の急な階段を駆け下りる恩智神社の祭りは有名です。八尾木地区で行われている「つくりもん」は、収穫した農作物などで人形や動物などを作り、庭や軒下に飾って、家内安全と豊作を祝う行事で、江戸時代から行われていたと伝えられますが、戦時中に中断しました。昭和52(1977)年に復活し、保存会が中心になって行っていましたが、現在は保存会が解散し、地域の活動として受け継がれています。講念仏踊りは、旧大和川付替えに伴う水不足に対処し、亡くなった庄屋を弔うために志紀地域を中心に始まったとされ、田井中地区では昭和8(1933)年まで行われていまし



図76 来迎寺墓地七重塔／十三仏



図77 向山瓦窯



図78 八尾木地区つくりもん

た。昭和 60(1985)年に志紀小学校の児童によって復活し、その後、曙川 東^{あけがわひがし}の「講念仏踊り保存子ども教室」が継承活動を行っています。

名勝地では、恩智の神宮寺感應院に江戸時代後期の僧愛石が作庭した庭園があります。また高安山ろくでは植木や花卉の栽培が行われており、高安千塚古墳群の範囲と重なる服部川・山畑地域は植木畑のなかに古墳が連なる独特の文化的景観が形成されています。

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群です。伝統的建造物と景観上密接に関係する環境物件を含むまとまりを持つ地区を伝統的建造物群保存地区として市が決定し、特に価値が高いものは国が重要伝統的建造物群保存地区に選定します。本市に重要伝統的建造物群保存地区はありません。

このように市域には、未指定文化財であっても、市域の歴史や文化を考えるうえで大切なものがあります。

表8 未指定文化財の把握件数（令和 4 (2022)年 3 月時点）

種類・分類			件数
有形文化財	建造物	神社	24
		寺院	8
		鳥居	39
		民家・住宅	62
		近代	7
		橋・橋柱	9
		灯籠・石造物等	507
	美術工芸品	絵画	741
		彫刻	504
		工芸品	163
		書跡・典籍	185
		古文書	207
		考古資料	6
		歴史資料	18
		その他	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	信仰関連	558
		街道関連	123
		祭礼用具	29
		民具	2
		農具	1
		衣服	1
		その他	10

種類・分類			件数
民俗文化財	無形の民俗文化財	祭礼	276
		その他	1
記念物	遺跡	遺跡	5
		寺社跡	14
		宮跡	1
		城址	8
		古墳	109
		旧宅跡	1
		交通	2
		戦争	1
		墓	47
		碑	39
		その他	18
	名勝地	庭園	1
	動物、植物、地質鉱物	植物	6
文化的景観			2
全合計			3,737

第5節 地域別の歴史資産

地理的状況や時代背景、歴史資産の特徴を把握したうえで、保存・活用を進めるために、小学校区よりエリアの広い中学校区単位で状況をまとめます。



図79 小学校区・中学校区



【八尾中学校区】古墳時代前期の萱振1号墳や古代寺院、市内最古の石仏である高塚地蔵^{たかつか}（1301）があり、古くからの人々の生活がうかがえます。また戦国時代には萱振寺内^{かやふり}が形成されました。

【桂中学校区】奈良時代の寺院の塔心礎と大坂夏の陣で西軍の将であった木村重成^{きむらしげなり}の墓があり、大阪府規則指定史跡となっています。

【上之島中学校区】旧大和川である玉櫛川の右岸に位置し、弥生時代にメノウで作られた矢じり形石製品や鉄剣が見つかっています。

【東中学校区】旧大和川付替えによって開発された山本新田があり、住友家の会所跡や山本八幡宮などの神社があります。

表9 地域別の主な歴史資産（八尾・桂・上之島・東中学校区）

中学校区	指定等	種別	歴史資産名称	備考
八尾中学校区	府指定	遺跡	萱振1号墳	八尾北高校内
	未指定	建造物	加津良神社	
			穴太神社	
		美術工芸品	恵光寺 蓮淳上人像	
		民俗	高塚地蔵	
			河内街道道標	河内街道
			萱振7丁目児童遊園道標	河内街道
		遺跡	東郷廃寺 予備滑走路	
桂中学校区	府指定	遺跡	木村重成墓	
		考古資料	西郡廃寺塔刹柱礎石	西郡天神社
	未指定	建造物	西郡天神社	
			三十八神社	
		民俗	貝塚地蔵	
			双子地蔵	
			福栄橋供養碑／福栄橋（山本町第2公園内）	
			福万寺道標	十三街道
上之島中学校区	市指定	考古資料	大竹西遺跡出土瑪瑙製鍔形石製品	歴史民俗資料館
			大竹西遺跡出土鉄剣 附板状木製品	歴史民俗資料館
	未指定	建造物	御野県主神社	
		遺跡	旧大和川堤防跡	御野県主神社内
東中学校区	国重美	考古資料	銅製画文帯神獣鏡	
	未指定	建造物	山本八幡宮	
		美術工芸品	天台院 釈迦涅槃図	
		民俗	万願寺新家道標	立石街道
			子安地蔵	
			シラミ地蔵	
			万願寺板碑（万願寺墓地）	
		遺跡	山本新田住友会所跡	

【久宝寺中学校区】弥生時代から古墳時代の大集落があり、発掘調査で見つかった美園古墳から出土した家形埴輪は重要文化財に指定されています。室町時代には西証寺(現顕証寺)が建立され、寺内町が造られ、民家が登録有形文化財となっています。

【亀井中学校区】弥生時代の大集落がありました。また、室町時代に創建された真観寺は、河内守護であった畠山氏や三好氏との関係が深く、それらの史資料が残されています。

表10 地域別の主な歴史資産（久宝寺・亀井中学校区）

中学校区	指定等	種別	歴史資産名称	備考
久宝寺中学校区	国登録	建造物	高田家住宅 主屋・米蔵	
			浅野家住宅 主屋・乾蔵・巽蔵・東納屋・南納屋	
	府指定	建造物	顕証寺 本堂、庫裏、長屋門、西長屋、東長屋、渡廊、表門及び脇築地塀、鐘楼、手水舎、附：棟札	
	市指定	彫刻	木造 阿弥陀如来立像	念佛寺
		古文書	顕証寺文書	顕証寺
		絵画	絹本着色親鸞聖人像（等身御影） 附紙本墨書 同裏書二枚実如・証如	顕証寺
			絹本着色阿弥陀如来像 四十八化仏像（方便法身尊像）	顕証寺
			絹本著色親鸞聖人絵伝	顕証寺
	未指定	建造物	許麻神社	
			杵築神社	
		民俗	北口地蔵	
			東口地蔵	
			古口地蔵	
			今口地蔵・慶春五輪塔	
			許麻橋地蔵	
			あごなし地蔵	
			寺井戸・札之辻地蔵	
			久宝寺西口道標	八尾街道
			久宝寺東口道標	八尾街道
			本町橋道標	八尾街道
			久宝寺今口道標	八尾街道
			渋川路道標	八尾街道
			八尾街道道標（榊クボタ久宝寺工場内）	
		遺跡	伝長宗我部盛親物見の松	
			麟角堂址	
			佐堂狐塚址	
			狐山（旧大和川堤防跡）	
			久宝寺城址	
亀井中学校区	市指定	遺跡	三好長慶墓・三好義継墓	
		古文書	真観寺文書	真観寺
		絵画	絹本著色高僧先徳連坐像	光正寺
	未指定	建造物	跡部神社	
			竹淵神社	
		民俗	油掛地蔵	
			榎木地蔵	
			跡部地蔵	
		遺跡	家康駒つなぎ石	
			釈迦寺山	

【成法中学校区】江戸時代初期に形成された八尾寺内町があり、真宗寺院に関連した史資料が多く残されているほか、町家なども多くみられます。

表11 地域別の主な歴史資産（成法中学校区）

中学校区	指定等	種別	歴史資産名称	備考
成法 中学校区	国登録	建造物	桃林堂板倉家住宅	
			慈願寺 本堂、手水屋、太鼓楼、経蔵、鐘楼、表門及び築地堀、脇門及び築地堀	
			木村家住宅 主屋・土蔵・本蔵・茶室	
	府指定	遺跡	河内県庁跡	大信寺
	市指定	建造物	環山楼	
			常光寺 本堂・阿弥陀堂・行者堂・三門（楼門）	
		彫刻	木造地藏菩薩立像	常光寺
			木造伝又五郎太夫盛継坐像	常光寺
			木造毘沙門天立像	常光寺
			木造阿弥陀如来立像	清慶寺
		工芸品	銅製鰐口	常光寺
		古文書	慈願寺文書	慈願寺
			大信寺文書（板倉勝重禁制・徳川年寄衆連署状）	大信寺
		絵画	慈願寺所蔵絵画資料	慈願寺
			絹本著色光明本尊	大信寺
			絹本著色法然上人配流御影	大信寺
			絹本著色親鸞聖人配流御影	大信寺
			紙本著色親鸞聖人水鏡白髪御影	大信寺
	未指定	建造物	大信寺	
			八尾神社	
			八尾天満宮	
			渋川天神社	
			日本基督教団八尾教会（W.M.ヴォーリス関連建築物）	
		民俗	多嘉地藏	
			表町東口道標	八尾街道
			木戸道標	八尾街道
			弘法大師道標	河内街道
			八尾地藏道標	河内街道
			西郷道標	河内街道
			東郷道標	立石街道
			お練り供養	常光寺
		遺跡	龍華寺跡	
			長柄神社跡地	
			八尾浜・久宝寺船着場	
			楽山上人墓	清慶寺
			八尾別当願幸墓	常光寺
			三堂学舎址碑	
			大坂城残石	常光寺
			藤堂家家臣七十一土墓	常光寺
			森本七郎兵衛旧宅跡	



図80 常光寺本堂・阿弥陀堂・行者堂

【高美中学校区】八尾街道に面して寺院や神社が立ち並んでおり、幕末の天誅組に参加した伴林光平が住んでいた教恩寺址に顕彰碑が建てられています。

【曙川中学校区】古墳時代初頭の遺跡が多くみられ、市指定の手あぶり形絵画土器は、鹿と舟の線刻が施されたものです。

【曙川南中学校区】旧大和川の主流である玉櫛川と長瀬川による沖積地に位置し、古墳時代初頭の遺跡が顕著です。また、称徳天皇と道鏡が建立した由義寺の跡が見つかります。

【志紀中学校区】物部氏の一族である弓削氏の弓削神社があり、旧大和川を挟んで国指定史跡由義寺跡があります。また、奈良街道沿いには石碑や地蔵があります。

表12 地域別の主な歴史資産（高美・曙川・曙川南・志紀中学校区）

中学校区	指定等	種別	歴史資産名称	備考
高美中学校区	市指定	絵画	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	西方寺
		考古資料	三角縁神獣鏡	
	未指定	建造物	矢作神社	
		民俗	高石地蔵	
			別宮地蔵	
			経碑	
			安中老人福祉センター前道標	恩智街道
		遺跡	八尾城址	
			伴林光平の碑	
			別宮一本松	
曙川中学校区	市指定	考古資料	小阪合遺跡出土手焙り形絵画土器	
	未指定	美術工芸品	安楽寺 阿弥陀如来像	
曙川南中学校区	国指定	遺跡	由義寺跡	
	市指定	考古資料	中田古墳出土埴輪	歴史民俗資料館
			中田遺跡刑部土坑出土土器群	歴史民俗資料館
	未指定	建造物	由義神社	
			都留美嶋神社	
			弓削神社	東弓削
			柏村稻荷神社	
		美術工芸品	西照寺 方便法身像	
			六カ地蔵	
		民俗	柏村地蔵尊	
			つくりもん	
			講念仏踊り	
		遺跡	大塚	
			弁財天塚	
			高松信重墓	
			二俣分水点	
志紀中学校区	市指定	彫刻	石造天王寺屋地蔵	
	未指定	建造物	神劔神社	
			弓削神社	弓削町
			定善寺経塔	
		民俗	西村市郎右衛門の碑前道標	奈良街道
		遺跡	西村市郎右衛門碑	

【龍華中学校区】聖徳太子・蘇我氏と物部氏との戦いにまつわる史跡があります。また、大和川付替えで開発された安中新田の会所跡である旧植田家住宅があります。

【大正中学校区】聖徳太子に関連した史跡等のほか、市内に残る古い建造物である寶殿神社本殿があります。

表13 地域別の主な歴史資産（龍華・大正中学校区）

中学校区	指定等	種別	歴史資産名称	備考
龍華 中学校区	府指定	動物、植物、 地質鉱物	渋川神社のくす	
		彫刻	木造四天王像	大聖勝軍寺
			木造毘沙門天像	大聖勝軍寺
			木造二臂如意輪観音思惟半跏像及び同胎内仏 金銅菩薩思惟半跏像	大聖勝軍寺
		工芸品	色々威胴丸 兜・広袖付	大聖勝軍寺
	市指定	遺跡	安中新田会所跡〔支配人宅跡〕	
		建造物	旧植田家住宅（旧会所継承建物）〔主屋・土蔵一・ 土蔵二・表門・控舎（番部屋）〕	
		彫刻	木造聖徳太子孝養像・二王子立像	大聖勝軍寺
		絵画	紙本着色聖徳太子絵伝	大聖勝軍寺
			絹本着色馬上太子像	大聖勝軍寺
			絹本着色焰摩天像	大聖勝軍寺
			絹本着色子島荒神像	大聖勝軍寺
		歴史資料	安中新田分間絵図	
		古文書	安中新田検地帳 宝永五年安中新田検地帳写 并覚書・享保六年安中新田検地帳写	
	未指定	建造物	渋川神社	
			樟本神社	北木の本
			白山神社(層塔)	
		美術工芸品	植松観音堂 木造愛染明王像	
		民俗	立江地蔵	
			大門地蔵	
			鯰地蔵	
			法覚寺地蔵	
			安中元地蔵	
			相生町一丁目道標	奈良街道
			植松町七丁目道標	奈良街道
			太子堂四丁目道標	奈良街道
			植松墓地道標	奈良街道
			老原道標	奈良街道
			金毘羅灯籠	
		遺跡	流水紋銅鐸出土地〔跡部遺跡〕	
			物部守屋大連墳	
			守屋首洗い池	
			鎬矢塚	
			弓代塚	
			五条宮址	
			簷葡舎跡	
			制札場跡	
大正 中学校区	市指定	建造物	寶殿神社 本殿 附 狛犬二対	
	未指定	建造物	太田八幡宮	
			樟本神社	二座・南木の本・木の本
		美術工芸品	光蓮寺 親鸞聖人像	
			日羅寺 木造日光・月光菩薩像	
			願立寺 木造阿弥陀如来像	
		遺跡	稻城址	

【高安中学校区】高安山北側に位置し、大和に向かう要所であることから古代寺院や神社があります。また、多くの古墳があり、心合寺山古墳^{しおんじやま}や高安千塚古墳群^{たかやすせんづか}などの国指定史跡があります。

表14 地域別の主な歴史資産（高安中学校区）

中学校区	指定等	種別	歴史資産名称	備考
高安 中学校区	国指定	遺跡	心合寺山古墳	
			高安千塚古墳群	
		有形民俗文化財	生駒十三峠の十三塚	
		歴史資料	木造制札 文治元年十二月日トアリ	玉祖神社
	国重美	考古資料	装飾付高杯 大阪府中河内郡高安村出土（高安古墳群箸塚古墳出土）	
	府指定	遺跡	愛宕塚古墳	
			鏡塚古墳	
		動物、植物、地質鉱物	玉祖神社のくす	
		彫刻	木造男女神像	玉祖神社
		歴史資料	満所(MANITIO)クリシタン墓碑	歴史民俗資料館
		考古資料	愛宕塚古墳出土品	歴史民俗資料館
	市指定	遺跡	高安古墳群 二室塚古墳 大窪・山畑 8 号墳	
			中ノ谷古墳出土品	歴史民俗資料館
		考古資料	高安千塚古墳群 服部川支群 伝森田山古墳出土 圭頭大刀・耳環・須恵器	歴史民俗資料館
			芝塚古墳出土銀象嵌刀装具 附 芝塚古墳出土品一括	歴史民俗資料館
		工芸品	日本刀 無銘 保昌 附 元禄十五年 本阿弥光忠折紙	歴史民俗資料館
			日本刀 刀銘 備州長船家助	歴史民俗資料館
		彫刻	木造阿弥陀如来立像	蘭光寺
		建造物	玉祖神社 本殿 附 棟札	
	未指定	建造物	服部川八幡宮	
			都夫久美神社	
			佐麻多度神社	
			慶長の石灯籠	玉祖神社内
		美術工芸品	大竹観音堂 木造観音菩薩像	
			法蔵寺 雲龍図天井画	
			来迎寺 木造阿弥陀如来像	
		民俗	薬師石仏	
			神立辻地蔵	
			水呑地蔵尊	
			玉祖神社鳥居前道標	東高野街道
			旧中高安小学校前道標	東高野街道
		遺跡	おかげ燈籠	
			西ノ山古墳	
			向山古墳	
			芝塚古墳	
			高麗寺跡	
			高安城跡	
			向山瓦窯跡	
			信貴山城出城跡	
			鴨神社跡	
			高安松の馬場	
			神立茶屋辻	
			十三峠	
			信貴山電鉄山上線跡	
			神光寺（懷徳堂・含翠堂の墓）	
			本間孫四郎墓	
			伴林光平墓	

【南高安中学校区】縄文時代から弥生時代の集落跡があり、府指定史跡になっています。
また、河内二宮とされる^{おんち}恩智神社とその神宮寺であった^{じんぐうじ}感應院^{かんおういん}があり、古くからの遺物が伝えられています。

表15 地域別の主な歴史資産（南高安中学校区）

中学校区	指定等	種別	歴史資産名称	備考
南高安 中学校区	国指定	彫刻	木造十一面観音立像(観音堂安置)	神宮寺感應院
	国登録	建造物	萩原家住宅 主屋・翼蔵・木綿蔵・米蔵・納屋・裏門・表門及び高塀	
	府指定	遺跡	恩智遺跡	
		絵画	絹本著色 不動明王坐像	神宮寺感應院
		工芸品	神宮寺 金銅四槨	神宮寺感應院
		考古資料	恩智都塚山の袈裟襷紋銅鐸	来恩寺
		動物、植物、地質鉱物	善光寺のくす	
		遺跡	垣内村一里塚〔東塚・西塚跡〕	
	市指定	無形民俗文化財	恩智神社卯辰祭供饌行事	恩智神社
		彫刻	木造毘沙門天像	意満寺
			弥勒菩薩坐像	教興寺
			能面（父尉 翁 三番叟）附 関係文書4点 同収納箱2合	歴史民俗資料館
		絵画	絹本着色十一面観音来迎図	神宮寺感應院
			絹本着色愛染曼荼羅図	神宮寺感應院
			絹本着色釈迦十六善神像	神宮寺感應院
			絹本著色阿弥陀来迎図	法立寺
		建造物	恩智神社	
			岩戸神社	
			天照大神高座神社	
			八王子神社（常世岐姫神社）	
		美術工芸品	教興寺 木造弁財天像	
			善光寺 三千仏図	
			梅岩寺 木造聖観音菩薩像	
			安養寺 木造十一面観音菩薩像	
	未指定	民俗	シュミイ地蔵	
			目なし地蔵	
			法立寺永祿地蔵	
			恩智神社鳥居前道標	恩智街道・東高野街道
			教興寺西側道標	東高野街道・信貴山道
			教興寺東側道標	東高野街道・信貴山道
			信貴山道丁石	
			垣内共同墓地	
			来迎寺墓地（神宮寺墓地）	
			西南戦争戦死者墓	
	遺跡		掩体壕	
			恩智左近の墓	
			神宮寺小太郎塚	
			恩智城跡	
			黒谷高札場	
			大通寺（お初・徳兵衛の墓）	
			東高野街道	
			信貴山道	
			名勝地	
			神宮寺感應院 庭園	

第3章

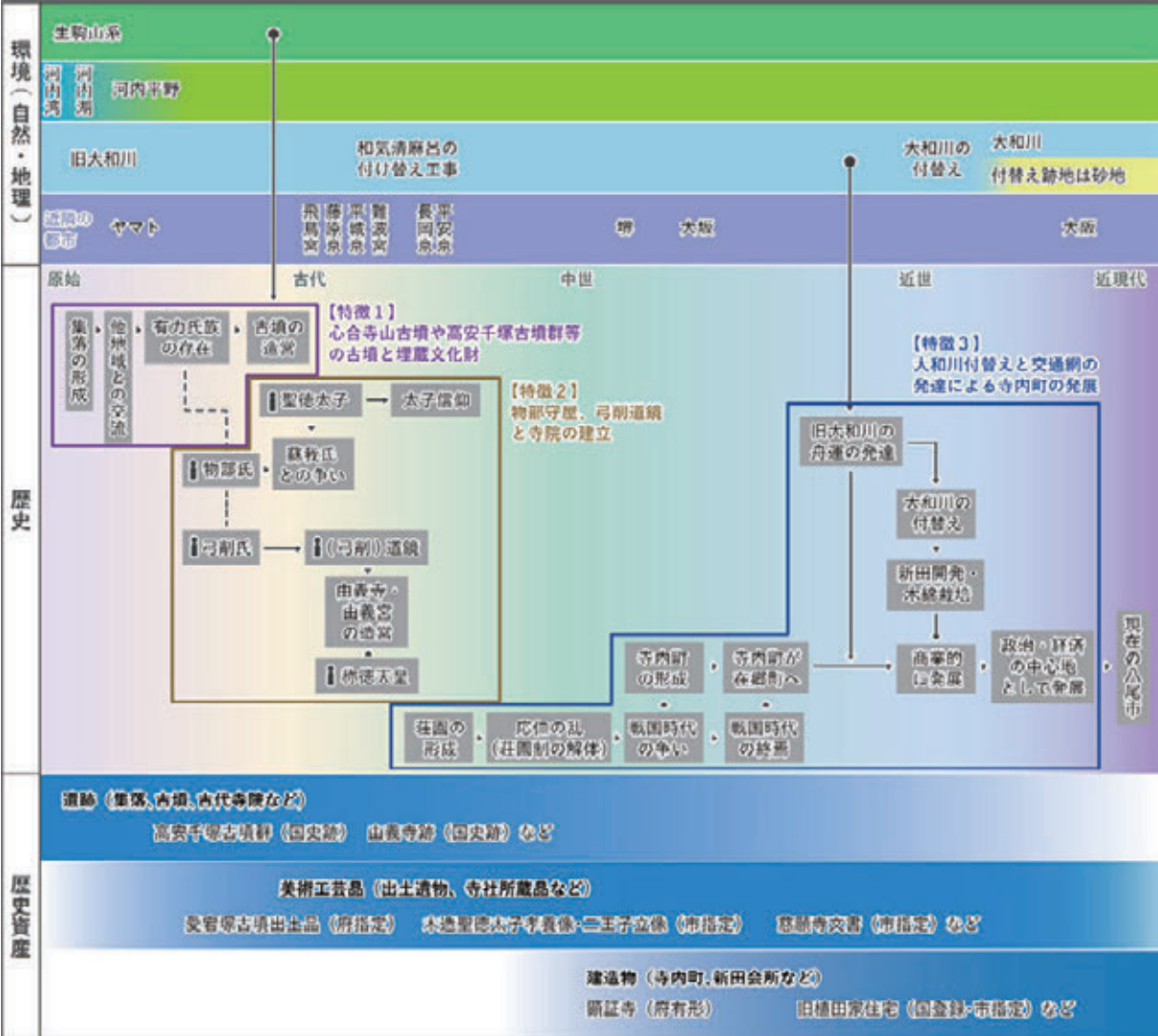
歴史文化の特徴

第1節

歴史文化に関わる主な歴史資産の関係性

第1章及び第2章で述べてきた市域の地勢や歴史的背景、歴史資産の概要等踏まえて、本市の歴史文化に関わる歴史資産の関係性について整理します。

八尾市では、生駒山系や大和川の存在、難波や大和にあった古代の都と近距離にあった自然的・地理的環境が基盤となり、古墳や古代寺院の造営、寺内町の形成などの歴史が積み重ねられ、様々な歴史資産が生まれました。本計画では、文化財や埋蔵文化財、史実、伝承、説話等の「歴史資産」が相互に関係し合ったものを「歴史文化」と呼びます。「歴史文化」は八尾における歴史の重層性を示すものであり、現在の八尾市の成り立ちや特徴を表すものです。



※表は歴史資産の関係性を捉えるため、大まかに時代の流れを示しています。

図81 歴史資産に関わる主な文化財等の簡易関係図

第2節 歴史文化の特徴

前節で整理したように八尾市域では、東部に生駒山系^{いこさんけい}がある自然的環境や都に近い地理的環境等を背景として、高安山ろく^{たかやすさん}での古墳群の形成や由義寺^{ゆぎでら}の創建、寺内町の発展など様々な歴史的事象が発生しました。そして、これらの歴史的事象から生まれた遺跡や建造物等の歴史資産は現在も継承され、八尾市の歴史文化を形成しています。

歴史資産の価値や魅力を理解し、文化財の総合的な保存・活用を進めるためには、本市の歴史文化の特徴を捉えることが重要です。

前節での整理を踏まえると、八尾市の歴史文化の特徴は、第1に心合寺山古墳^{しおんじやま}や高安千塚古墳群^{たかやすせんづか}等を代表とする古墳と埋蔵文化財、第2に物部守屋、弓削道鏡等の氏族と古代寺院、第3に寺内町や大和川付替えと河内木綿の3つに整理することができます。

特徴1 心合寺山古墳や高安千塚古墳群等の古墳と埋蔵文化財

市域の7割近くが埋蔵文化財包蔵地で、古墳時代になると数多くの古墳が築造されるようになります。とくに高安山ろくには古墳時代前期の西ノ山古墳^{がくおんじ}をはじめとする楽音寺^{おおたけ}・大竹古墳群が築造され、なかでも5世紀前半には北・中河内で最大の前方後円墳である心合寺山古墳が造られ、河内の首長墓であったことがわかります。その後も高安千塚古墳群が6世紀から7世紀初めまで連綿と築かれ、ヤマト王権との関係性がみられます。



特徴2 物部守屋、弓削道鏡と寺院の建立

『日本書紀』、『続日本紀』に当地は幾度か登場します。物部守屋^{もののべのもりや}の本拠地であったことから聖徳太子、蘇我馬子^{そがのうまこ}との崇仏戦争の場となり、また弓削道鏡^{ゆげのどうきょう}の故地として、称徳天皇^{しょうとく}とともに理想の仏都として由義宮の造営が行われました。仏教を排斥した物部守屋と、国家の仏教施策を推し進めた弓削道鏡は対照的な立場ですが、この二人がそれぞれ関わったことで渋川廃寺等の寺院が建立され、さらに太子信仰の聖地のひとつになるなど、八尾は仏教の成立発展に関係していました。



特徴3 大和川付替えと交通網の発達による寺内町的发展

八尾市域には浄土真宗中興の祖である蓮如れんにょによる西証寺さいしょうじ(現：顕証寺)建立から始まった久宝寺寺内や、萱振寺内、八尾寺内の3つの寺内町がありました。これら寺内町は、江戸時代になると水運を利用した物資の集積場となります。特に旧大和川付替えによる新田で栽培された綿を用いた河内木綿は、主要な産業となります。その後、街道などの交通網も整備されて、寺内町は都市としての様相を整え、現在の八尾市につながっていきます。



以上の3つが、古代から近代までの八尾市の歴史文化の特徴といえます。

特徴1「心合寺山古墳や高安千塚古墳群等の古墳と埋蔵文化財」は、八尾には多くの遺跡があり、特に高安山ろくには史跡心合寺山古墳しおんじやまこふんを含む大竹・楽音寺古墳群や横穴式石室を主体とする高安千塚古墳群たかやすせんづかこふんぐんが築かれ、ヤマト王権との関係がうかがわれ、古墳時代からの河内の成り立ちを考えるうえで大変重要です。

特徴2「物部守屋、弓削道鏡と寺院の建立」は、平成29(2017)年に発見された称徳天皇しょうとくと道鏡どうきょうゆかりの由義寺跡と、聖徳太子、蘇我馬子と物部守屋による崇仏戦争すうぶつせんそうを日本の仏教史から捉えたものです。由義寺は現存していませんが、発掘調査により一部が確認されました。由義寺建立と崇仏戦争は、仏教施策のターニングポイントであると同時に本市の歴史にも大きくかかわっています。

特徴3「大和川付替えと交通網の発達による寺内町的发展」は、中世から近世初頭に成立した3つの寺内町じないまちが、都市的景観を備えた在郷町ざいごうまちとして発展し、経済活動や学問が促進されました。それを支えたのは、旧大和川の付け替えによって生産が拡大した河内木綿かわちもめんで、木綿の生産は近代まで主要な産業として続けました。



第4章

関連文化財群に関する事項

第1節 関連文化財群の考え方

1-1 関連文化財群の目的

これまでみてきたように本市には多様な歴史資産があり、第3章では八尾市固有の特徴を「歴史文化の特徴」として整理しました。この「歴史文化の特徴」を軸として、八尾市の歴史資産の理解促進と価値づけ、一体的な保存・活用を進めていくために、本計画では特定のテーマ・ストーリーのもとで歴史資産を束ねる「関連文化財群」を設定することとします。

これにより、地域に固有の風土や歴史文化の特徴と一体となった歴史資産を把握し易くなり、歴史資産の再発見のきっかけとなります。また、地域のアイデンティティとしての歴史資産の価値をより多くの人々に伝えることができます。さらにテーマ・ストーリーによるまとまりを意識することで軸となる歴史資産だけでなく、関連する歴史資産の保存・活用を図ることができます。

1-2 関連文化財群の設定の考え方

歴史資産には様々な価値や魅力、歴史的な繋がりがあり、視点や捉え方によって多様なテーマ・ストーリーを考えることができます。本計画では、八尾市固有の特徴として整理した「歴史文化の特徴」に対してテーマ・ストーリーを設定し、関連する歴史資産を「関連文化財群」として結びました。

今後もテーマ・ストーリーに基づき「関連文化財群」を設定することによって、歴史資産の保存や活用を促進することが出来る場合は、新たな「関連文化財群」の設定を検討していきます。

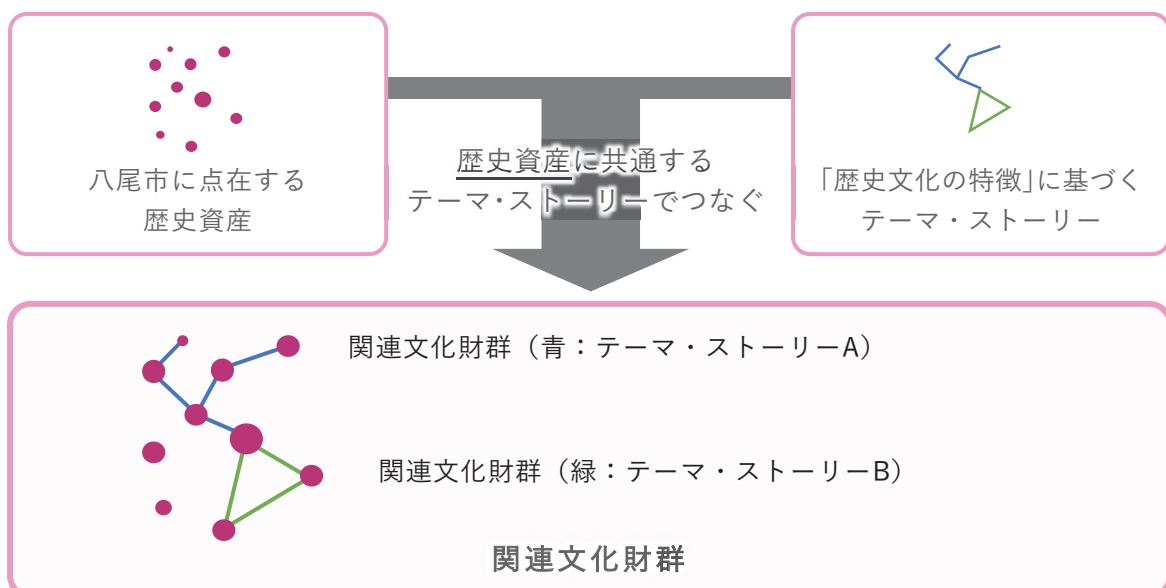


図82 関連文化財群の考え方のイメージ

第2節 関連文化財群の設定

本計画では、前節の「関連文化財群の考え方」に基づき、一定のまとまりで捉えることができる、下記の3つの関連文化財群を設定します。

関連文化財群
のテーマ

1. 山ろくのみ古墳に眠る豪族たち
2. 物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立
3. 寺内町の成立と在郷町への展開

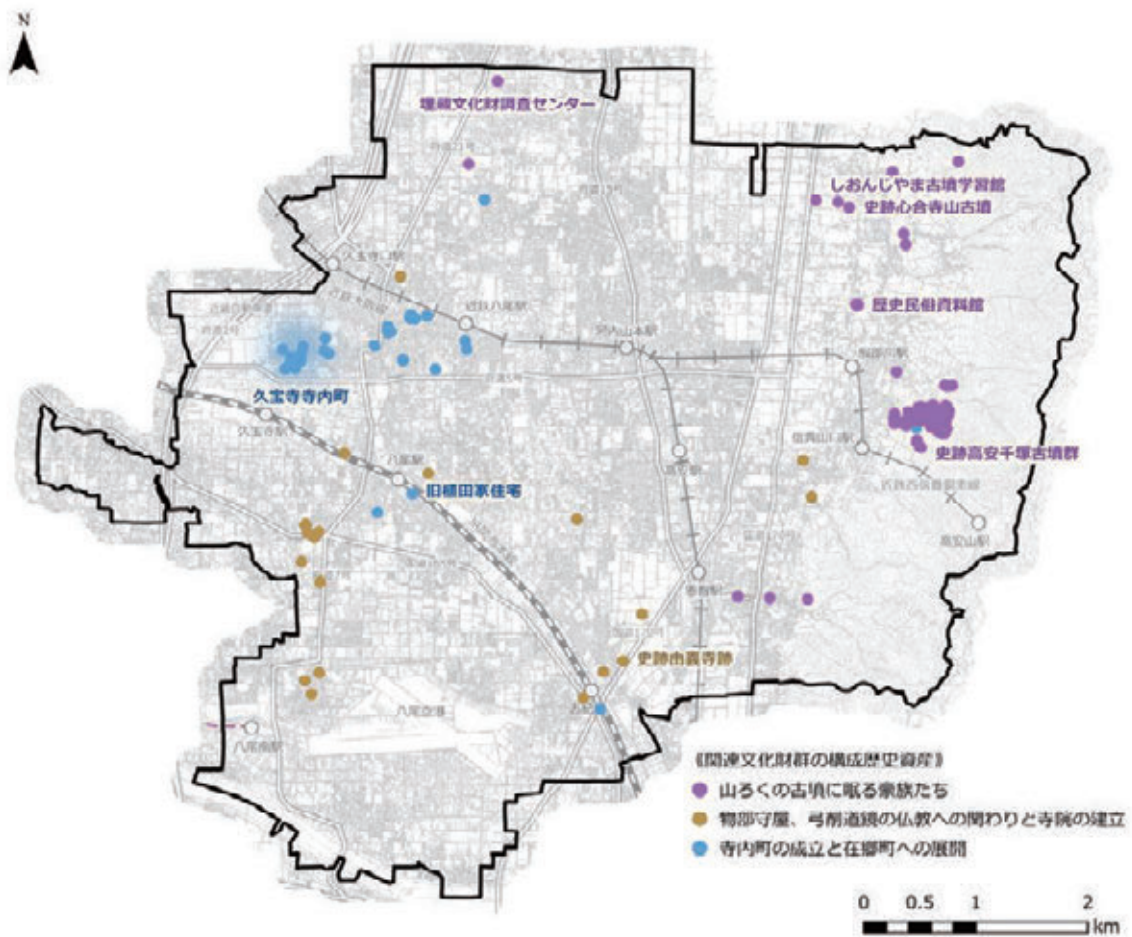


図83 3つの関連文化財群の分布状況

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

2-1 関連文化財群「山ろく of 古墳に眠る豪族たち」の概要

《ストーリー》

八尾市域の7割が埋蔵文化財の包蔵地で、旧石器時代から人々の足跡が残されています。弥生時代から古墳時代にかけては、多くの集落や古墳が発掘調査で見つかっています。弥生時代には大きな集落が形成され、恩智遺跡と跡部遺跡で銅鐸が見つかったほか、亀井遺跡でも破片が出土しています。

弥生時代の終わりから古墳時代の初頭(3世紀初頭～中頃)は、中国の史書『魏志倭人伝』に日本列島に邪馬台国があり、女王卑弥呼がいたことが記されており、奈良県 桜井市の纏向遺跡がその候補地としてあげられています。そこで作られた庄内式土器が全国に運ばれたことがわかっていますが、八尾市域の中田遺跡や東郷遺跡等でも庄内式土器が多量に見つかっており、纏向遺跡と密接な関係がうかがわれ、海上交通における邪馬台国の玄関口であった可能性があります。

古墳時代前半には平野部で古墳が築造され、奈良県 桜井茶臼山古墳の二重口縁壺形埴輪と類似した初期の壺形埴輪が出土した久宝寺古墳(前方後方墳)や、壺形埴輪・入母屋造高床式の家形埴輪(重要文化財)が出土した美園古墳(方墳)、直弧文を有し奈良県佐味田宝塚古墳出土例と相似する靱形埴輪(府指定有形)が出土した萱振1号墳(方墳)があります。いずれもこれら中小規模の古墳には破格の埴輪が出土していることからヤマト王権と直接的なつながりをもつ有力者の墓と考えられています。

高安山ろくでは、古墳時代前半、4世紀前半に壺形土器が出土したと伝えられる向山古墳がありますが、採土等による形状変化が著しく、よく分かっていません。この後、全長70m前後と推定される西ノ山古墳をはじめとする楽音寺・大竹古墳群が築造されます。楽音寺・大竹古墳群内には、次いで全長100m前後の花岡山古墳(消滅)、そして、全長160mの北・中河内最大前方後円墳である心合寺山古墳(国史跡)が造営されます。心合寺山古墳からは、甲冑や鏡等が出土しています。このように4世紀中頃から5世紀中頃にかけて河内地域を治めていた首長たちは、同一の場所に古墳を築いており、安定していたことがわかります。



図84 心合寺山古墳(国指定史跡)

しかし、6世紀になると心合寺山古墳から南に約2kmの地点に郡川西塚古墳(国史跡)、郡川東塚古墳(消滅)という横穴式石室を有する全長60mの前方後方墳が造られます。そして、これを嚆矢として約1世紀にわたって、現在およそ230基の円墳が残る高安千塚古墳群(国史跡)が造墓されます。その中には、右片袖式の玄室を2つ連結した全国的に類例のない二室塚古墳も造墓されています。4世紀末から朝鮮半島等から渡来人とともに多くの文物が日本列島に入り、6世紀頃にヤマト王権

は^{しせいせいど}氏姓制度による支配体制を整えていきますが、郡川西塚古墳は半島から入ってきた横穴式石室を取り入れ、従前の墓域を離れていることから、これまでの系譜とは異なった新たな体制がみてとれます。

さらに、7世紀前半には府内最大級の全長 15.7m の横穴式石室をもつ^{あたごづか}愛宕塚古墳が、高安千塚古墳群とも違った場所に築かれています。本古墳は、^{ねじかん}掘り環頭大刀、金銅製の馬具が出土しており、大和の有力氏者に^{もののべし}匹敵する人物と考えられ、物部氏や物部系の氏族である^{ゆげし}弓削氏との関連が指摘されています。

このように^{なかかわち}中河内は、弥生時代から旧大和川がもたらす豊かな水と肥沃な土壌によって多くの集落が形成され、古墳時代になると瀬戸内海から旧大和川を通じてのヤマトへの玄関口として、常にヤマト王権との深い関係性を有してきました。八尾市域に残る古墳は、ヤマトの支配下のもと時には戦いの先駆けとしての武人としての姿や朝鮮半島からやってきた渡来系の人々を治めた有力氏族などの姿を想像することができます。



図85 愛宕塚古墳(府指定史跡)

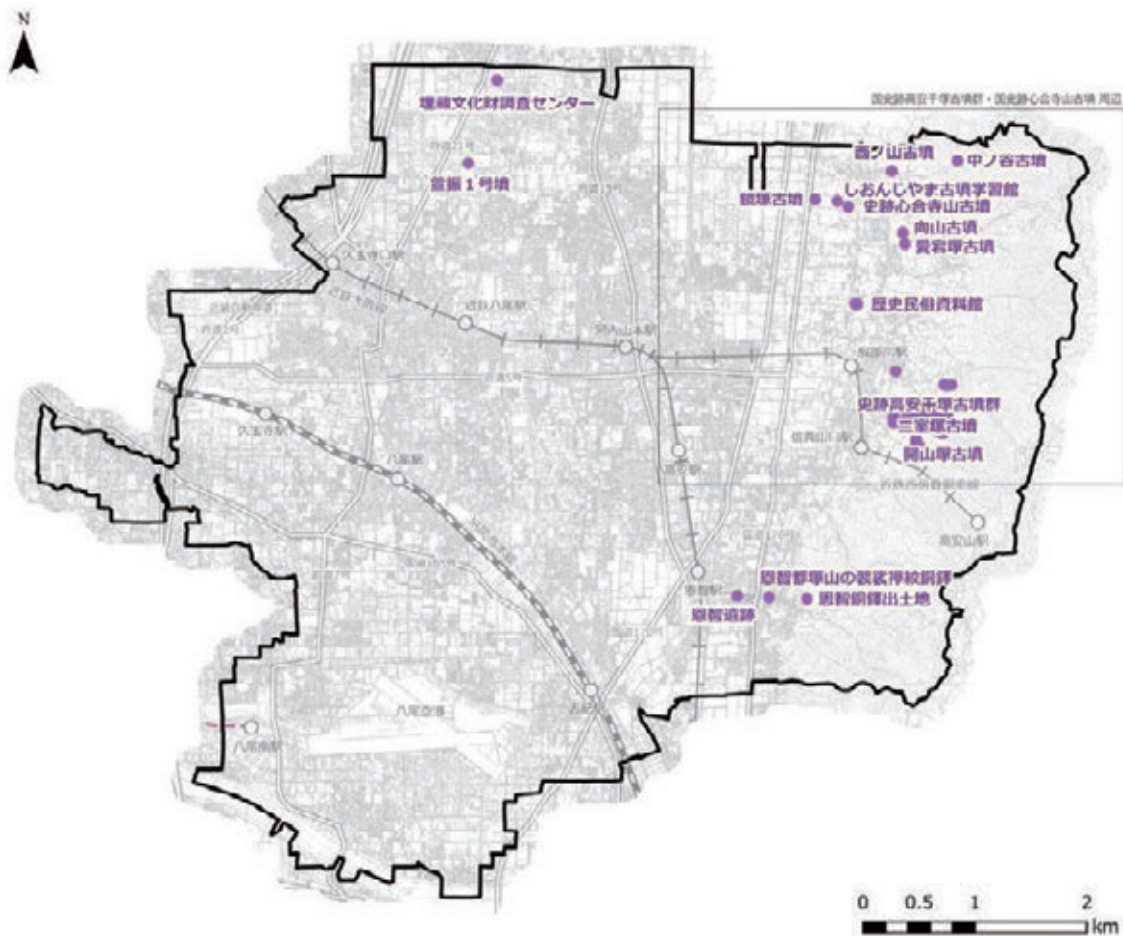


図86 「山ろく of 古墳に眠る豪族たち」の構成歴史資産（市域全体）

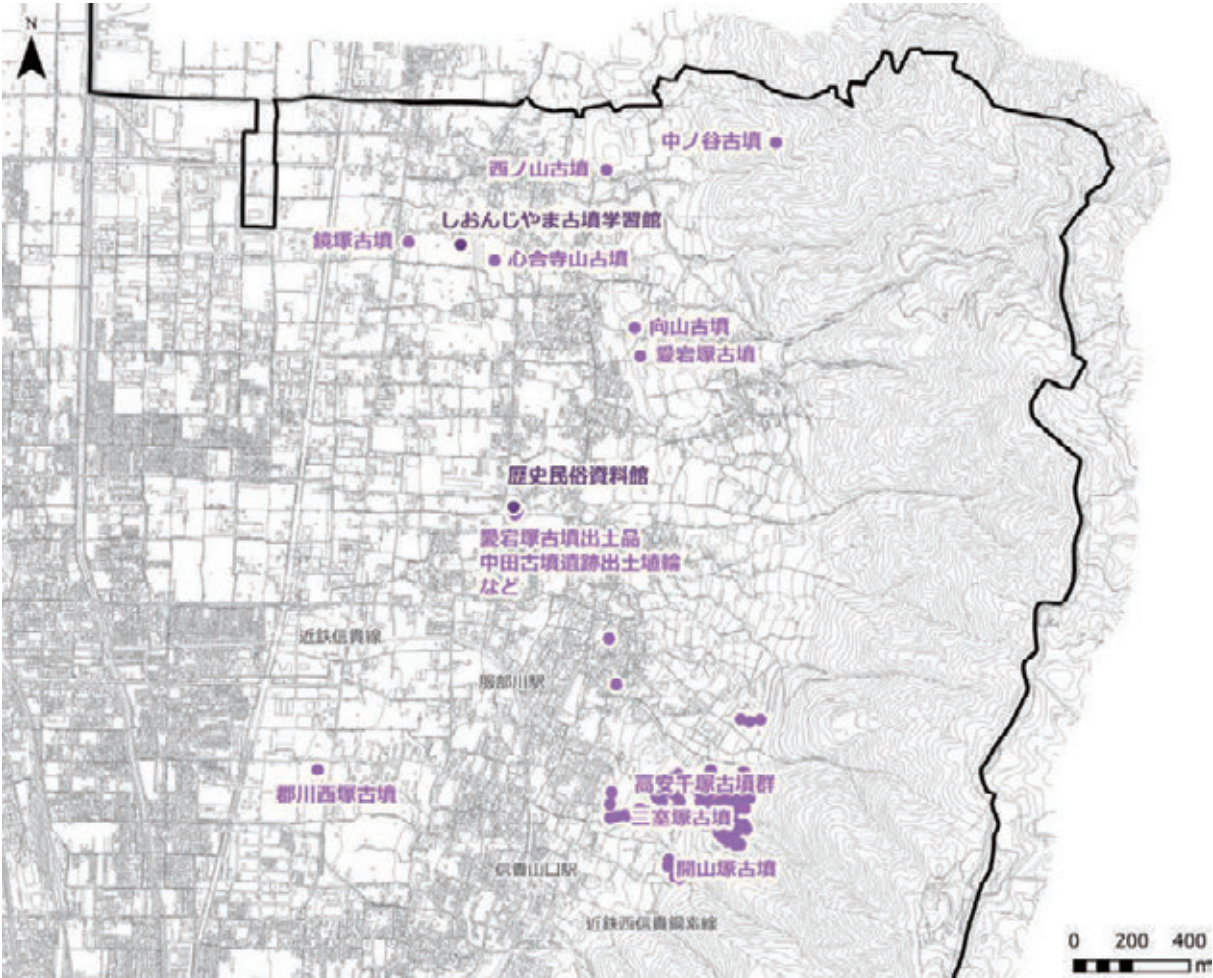


図87 「山ろく of 古墳に眠る豪族たち」の構成歴史資産
(国史跡高安千塚古墳群・国史跡心合寺山古墳 周辺)

表16 「山ろく of 古墳に眠る豪族たち」の構成歴史資産一覧

名称	名称
1 心合寺山古墳 (国指定史跡)	12 装飾付高坏 (国旧美)
2 高安千塚古墳群 (国指定史跡・市指定史跡・未指定)	13 萱振 1 号墳 (府指定史跡)
3 愛宕塚古墳 (府指定史跡)	14 銅製画文帯神獸鏡(郡川東塚出土)(国旧美)
4 鏡塚古墳 (府指定史跡)	15 高安千塚古墳群 服部川支群 伝森田山古墳出土 圭頭大刀・耳環・須恵器 (市指定有形)
5 高安古墳群二室塚古墳石室 (市指定史跡)	16 心合寺山古墳出土品 (未指定)
6 高安古墳群 大窪・山畑 8 号墳 (市指定史跡)	17 恩智遺跡 (府指定史跡)
7 西ノ山古墳 (未指定)	18 恩智銅鐸出土地 (未指定)
8 向山古墳 (未指定)	19 恩智都塚山の袈裟襷紋銅鐸 (府指定有形)
9 中ノ谷古墳出土品 (市指定有形)	20 流水紋銅鐸(埋納遺構含む) (市指定有形)
10 芝塚古墳出土銀象嵌刀装具 附 芝塚古墳出土品一括 (市指定有形)	21 中田遺跡刑部土坑出土土器群 (市指定有形)
11 愛宕塚古墳出土品 (府指定有形)	22 中田古墳出土埴輪 (市指定有形)
関連する文化財施設等	八尾市立歴史民俗資料館、八尾市立埋蔵文化財調査センター、 八尾市立しおんじやま古墳学習館

2-2 関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の概要

《ストーリー》

538年（諸説あります）に百済から日本に仏教がもたらされましたが、すぐに受け入れられたわけではありません。古来の神を祀る物部氏と、仏教を受入れようとする蘇我氏はことあるごとに対立しました。587年、蘇我氏と聖徳太子らは、河内の^{しづかわ}渋川に居を構えていた物部守屋を攻めたと『日本書紀』に記されています。^{いなぎ}稲城を築いて応戦する守屋に苦戦して3度退却しますが、太子と馬子が、四天王に勝利したなら寺を建立



図88 聖徳太子孝養像・二王子立像(大聖勝軍寺)

立することを誓願し、勝利をおさめます。太子は^{してんのうじ}四天王寺を建立し、馬子もまた^{ほうこうじ}法興寺（^{あすかでら}飛鳥寺）を建立するなど、本格的な寺院づくりが始まりました。八尾市域では^{ほうりゅうじ}法隆寺や^{とゆらでら}飛鳥の^{なかかわち}豊浦寺と同じ系統の瓦を葺いた中河内で最も古い寺院である^{しづかわはいじ}渋川廃寺が建てられたことが発掘調査からわかっています。

この後、聖徳太子は、仏教興隆に尽力した超人的な人物として聖人化され、太子を菩薩とする伝説も生まれます。

物部氏との戦いから約200年後、^{しんぶつしゅうごう}神仏習合を推し進め^{しょうむ}東大寺を建立した^{しょうむ}聖武天皇の娘である^{しょうとく}称徳天皇（^{こうけん}孝謙天皇）は、^{ゆげ}弓削に^{ゆげでら}由義寺と^{ゆげのみや}由義宮を造営します。聖徳太子信仰と関わりの深い^{こうみょう}光明皇后を母にもつ称徳天皇が、^{どうきょう}渋川に程近い弓削の地を選んだのは、重用する^{どうきょう}道鏡の故地であるだけでなく、聖徳太子による仏教興隆の地との意識があったと考えられ、道鏡とともに進めた仏教政治の理想の都になるはずでした。しかし、称徳天皇が亡くなると造営は中止



図89 由義寺 塔基壇跡

され、道鏡は下野（現在の栃木県）に左遷されてしまいます。この後、新たに平安仏教が登場し、天皇を頂点とする国家仏教は終わりを迎えます。

鎌倉時代に称徳天皇が建立した^{さいだいじ}西大寺を再興した^{えいそん}西大寺律宗の祖である^{かめい}叡尊は、八尾の^{ばさつかい}亀井で菩薩戒を授けていますが、これは^{しゃかじ}亀井の^{はたかわかつ}釈迦寺跡周辺であったと考えられています。また、^{きょうこうじ}秦川勝が創建したと伝える^{ぼんしょう}教興寺の復興に関わり、叡尊の名が刻まれた^{ぼんしょう}梵鐘（現在は高野山金剛峯寺蔵）が残されています。叡尊は聖徳太子信仰の中心的な人物でもあり、この時代に作成された太子像は、真言律宗の影響下にあるといわれています。

このように八尾は、日本における仏教受容の歴史と聖徳太子信仰に深くかかわっており、それは、下之太子の大聖勝軍寺に受け継がれています。康正元(1455)年に記された『大聖勝軍寺略縁起』は、『日本書紀』とは異なった物語を伝えており、物部守屋との戦いにおいて棕樹に身を隠す太子や神仏から授かった鎬矢によって守屋を倒す様子を描いています。現在、寺の周りには守屋墳のほかには戦場、守屋首洗い池、鎬矢塚、弓代塚などの戦跡が残されており、上之太子である叡福寺、中之太子である野中寺とともに河内三太子として敬われています。



図90 聖徳太子関連史跡
(左：鎬矢塚、右：弓代塚)

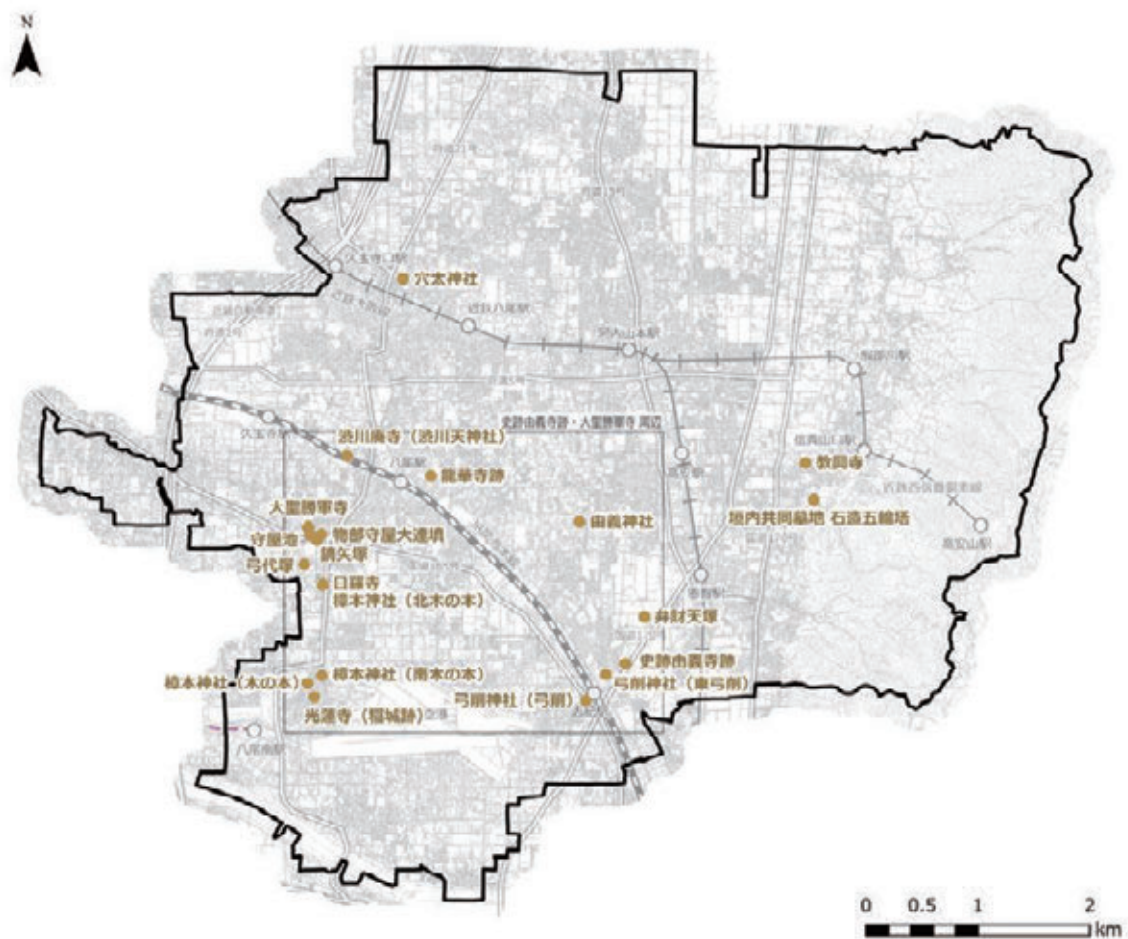


図91 「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の構成歴史資産（市域全体）



図92 「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の構成歴史資産
(史跡由義寺跡・大聖勝軍寺 周辺)

表17 「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の構成歴史資産一覧

名称	名称
1 大聖勝軍寺 (未指定)	15 由義寺跡 (国指定史跡)
2 木造四天王像 (府指定有形)	16 由義寺跡・東弓削遺跡出土遺物 (未指定)
3 木造毘沙門天像 (府指定有形)	17 弓削神社 (東弓削) (未指定)
4 色々威胴丸 兜・広袖付 (府指定有形)	18 弓削神社 (弓削) (未指定)
5 木造二臂如意輪観音思惟半跏像及び同胎内仏金銅菩薩思惟半跏像 (府指定有形)	19 教興寺 (未指定)
6 聖徳太子孝養像・二王子立像 (市指定有形)	20 垣内共同墓地石造五輪塔 (市指定有形)
7 紙本著色 聖徳太子絵伝 (市指定有形)	21 渋川廃寺 (渋川天神社) (未指定)
8 絹本著色 馬上太子像 (市指定有形)	22 樟本神社 (北木の本) (未指定)
9 物部守屋大連墳 (未指定)	23 樟本神社 (南木の本) (未指定)
10 守屋池 (大聖勝軍寺) (未指定)	24 樟本神社 (木の本) (未指定)
11 鎬矢塚 (未指定)	25 由義神社 (未指定)
12 弓代塚 (未指定)	26 弁財天塚 (未指定)
13 日羅寺 (未指定)	27 龍華寺跡 (未指定)
14 光蓮寺 (稲城跡) (未指定)	28 穴太神社 (未指定)

2-3 関連文化財群「寺内町の成立と在郷町への展開」の概要

《ストーリー》

室町時代は、産業の発達に伴い商工業者が自治組織をつくられるなど、庶民の自治への意識が強くなります。このようななか、浄土真宗の中興の祖である本願寺第八世の蓮如は文明15(1483)年に山城国山科に本願寺を建立しました。しかし、天文元(1532)年、細川晴元率いる法華宗徒や比叡山延暦寺、近江守護六角氏の連合軍によって山科本願寺が焼き討ちにあったため、大坂石山本願寺を中心に勢力を伸ばしま



図93 慈願寺本堂

す。やがて、領主的地位を有して検断権の行使や年貢・地子の収納権をもつようになると、守護大名や他の宗派との対立がさらに深まり、門徒たちは自衛のために堀と土塁で囲った寺内町を形成します。寺内町は交通の要地に建設され、寺院を中心に自治的な運営が行われ、税金の免除などにより商工業者を中心に人々が集まりました。

八尾市域には、3つの寺内町がありました。久宝寺寺内町は、文明2(1470)年河内で最も古い真宗寺院である慈願寺に蓮如が訪れ、その後、西証寺(現在の顕証寺)を建立したことに始まり、天文4(1535)年、畿内一向一揆が和睦した頃から本格的に寺内町造りが行われたようです。しかし、元亀・天正の乱【石山合戦】(1570～1580)では、寺内町の住人である安井氏が織田信長に与して本願寺と距離をとり、次第に安井氏の支配地へと変化していきます。

慶長11(1606)年、安井氏等と対立した森本氏等の百姓17人と慈願寺が、久宝寺を出て八尾寺内町を築き、後に東本願寺の教如によって大信寺が建てられました。

恵光寺を中心とする萱振寺内町は、石山合戦において、高屋城(羽曳野市)の三好氏や遊佐氏とともに信長と戦い、焼き討ちにあいます。慶長2(1579)年に恵光寺は再建されますが、慶長15(1610)年に東本願寺に転派し、その2年後にまた西本願寺に戻り、現在に続いています。

織田信長をはじめとする武士との戦いや他の宗派との対立から自衛のための町づくりから誕生した寺内町ですが、江戸時代初頭には真宗の東西分派に翻弄され、政治にも巻き込まれました。しかし、争いが終わると在郷町として周辺の物資の集積・流通の場となり、商業的に発展します。そのうえで大きな役割を果たしたのが、旧大和川による舟運でした。

しかし、旧大和川は度重なる洪水被害を発生したことから、宝永元(1704)年、に付け替え工事が行われ、大和川と石川の合流地点である築留から堺に向かう流路に変更されました。旧の川筋は新田として主に水はけのよい砂地でも育つ木綿が栽培され、河内木綿として製品化され特産品となり、在郷町となった八尾や久宝寺寺内の商家によって各地に運ばれました。

農村と都市を繋げる存在であった在郷町は、都市文化の入口でもありました。能謡曲や俳諧などの文芸に親しむ人が増え、人的な交流が広がるなかで学問への関心も深まり、八尾寺内には、講習の場である環山楼が設けられ、享保 18(1733)年には、儒学者の伊藤東涯などが招かれています。

様々な側面を持つ寺内町は、中河内の政治や経済の中心として現在の八尾市に繋がっていきます。

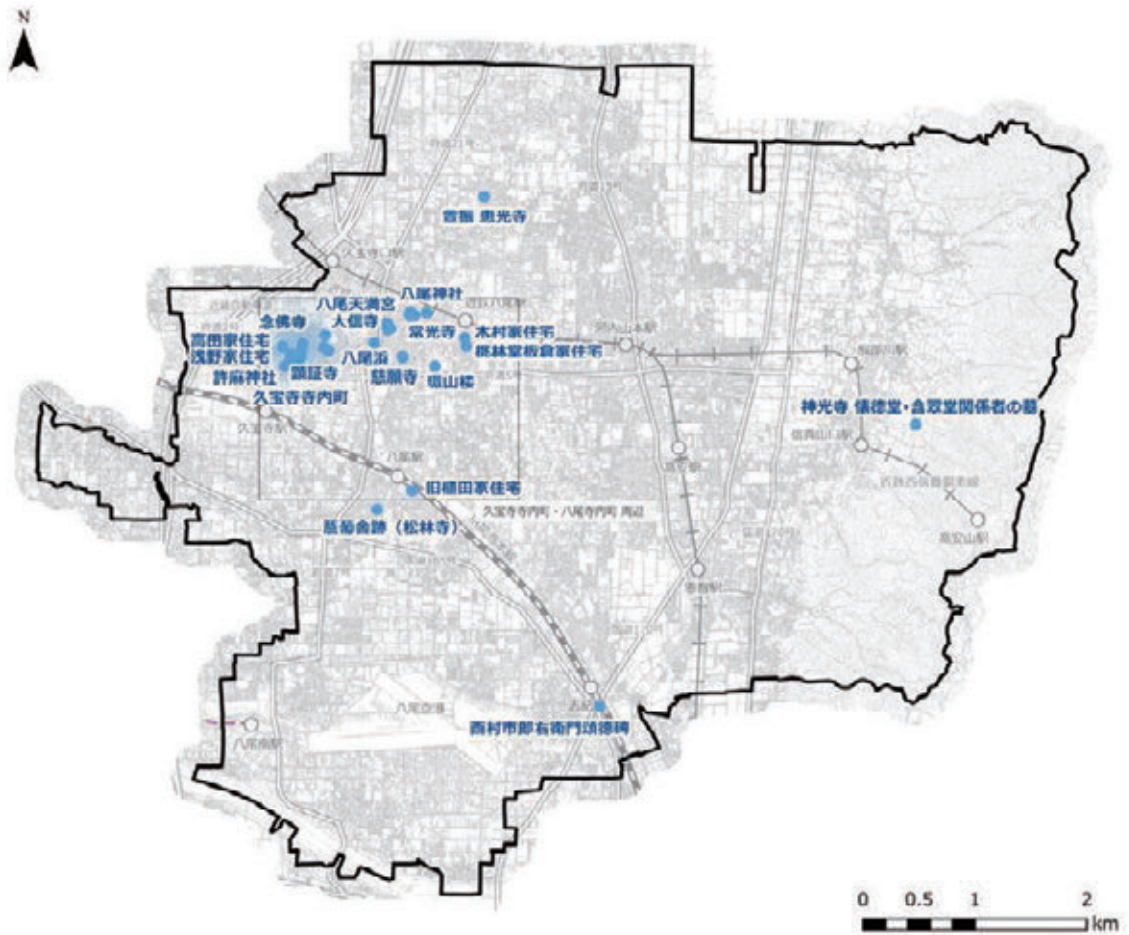


図94 「寺内町の成立と在郷町への展開」の構成歴史資産（市域全体）

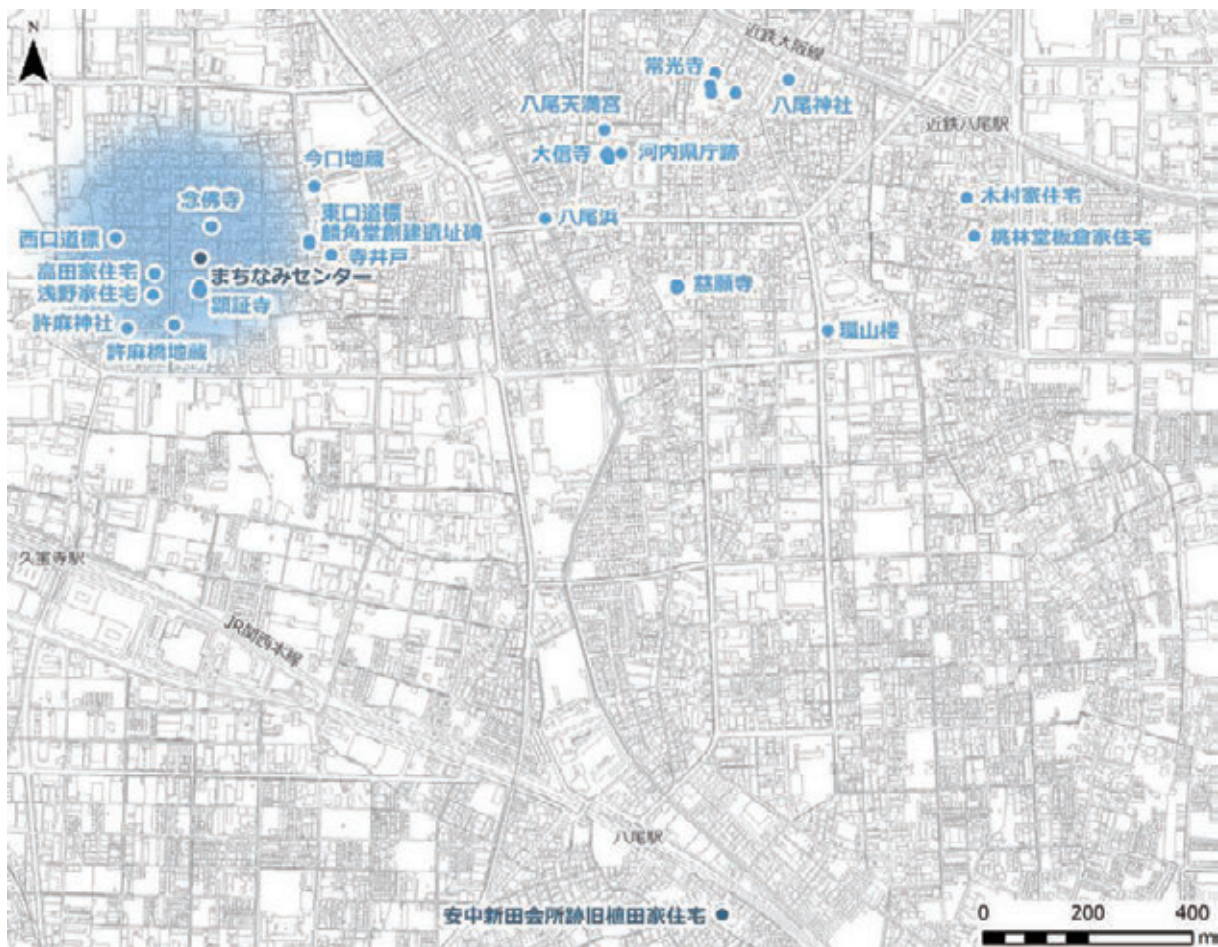


図95 「寺内町の成立と在郷町への展開」の構成歴史資産
(久宝寺寺内町・八尾寺内町 周辺)



図96 許麻神社



図97 大信寺



図98 久宝寺船着場



図99 木村家住宅（主屋）

表18 「寺内町の成立と在郷町への展開」の構成歴史資産一覧

名称	名称
1 久宝寺寺内町の町並み (未指定)	18 顕証寺 絹本著色親鸞聖人絵伝 (市指定有形)
2 顕証寺(本堂・庫裏・長屋門・西長屋・東長屋・渡廊・表門及び脇築地塀・鐘楼・手水鉢) 附 棟札2枚 (府指定有形)	19 顕証寺 絹本着色 親鸞聖人像(等身御影) 附 紙本墨書 同裏書二枚実如・証如 (市指定有形)
3 高田家住宅(主屋・米蔵) (国登録有形) <非公開>	20 顕証寺 絹本着色 阿弥陀如来像 四十八化仏像(方便法身尊像) (市指定有形)
4 浅野家住宅(主屋・乾蔵・巽蔵・東納屋・南納屋) (国登録有形) <非公開>	21 大信寺文書 板倉勝重禁制(市指定有形)
5 麟角堂創建遺址碑 (未指定)	22 大信寺文書 徳川年寄衆連署状 (市指定有形)
6 許麻神社 (未指定)	23 大信寺 絹本著色光明本尊(市指定有形)
7 大信寺 (未指定)	24 大信寺 絹本著色法然上人配流御影 (市指定有形)
8 慈願寺(本堂・手水屋・太鼓楼・経蔵・鐘楼・表門及び築地塀・脇門及び築地塀) (国登録有形)	25 大信寺 紙本著色親鸞聖人水鏡白髪御影 (市指定有形)
9 河内県庁跡(大信寺内) (府指定史跡)	26 環山楼 (市指定有形)
10 八尾浜・久宝寺船着場 (未指定)	27 八尾神社 (未指定)
11 八尾天満宮 (未指定)	28 久宝寺西口・東口道標 (未指定)
12 河内木綿 (未指定)	29 念佛寺 木造阿弥陀如来 (市指定有形)
13 萱振 恵光寺 (未指定)	30 森本行誓墓(常光寺内) (未指定)
14 慈願寺所蔵 書跡資料 (市指定有形)	31 久宝寺 寺井戸 (未指定)
15 慈願寺所蔵 絵画資料 (市指定有形)	32 久宝寺 今口地藏 (未指定)
16 慈願寺文書 (市指定有形)	33 許麻橋地藏 (未指定)
17 顕証寺文書 (市指定有形)	
周辺の関連する歴史資産	[関1]安中新田分間絵図 (市指定有形) [関2]安中新田検地帳 宝永五年安中新田検地帳写并覚書 享保六年安中新田検地帳写 (市指定有形) [関3]安中新田会所跡(支配人宅跡) (市史跡) [関4]西村市郎右衛門頌徳碑 (未指定) [関5]講念仏踊り (未指定) [関6]木村家住宅(主屋・土蔵・本蔵・茶室) (国登録有形) [関7]桃林堂板倉家住宅 (国登録有形) [関8]常光寺 本堂・阿弥陀堂・行者堂 附 本堂復興記額、阿弥陀堂再建札、行者堂厨子 (市指定有形) [関9]常光寺 三門(山門) (市指定有形) [関10]簷葡萄舎跡(松林寺) (未指定) [関11]神光寺 懷徳堂・含翠堂関係者の墓 (未指定)
	関連する文化財施設等 八尾市まちなみセンター、安中新田会所跡旧植田家住宅

第5章

歴史資産の保存・活用に関する基本理念

祭礼などの年中行事や社寺等の歴史資産は、暮らしのなかに根付き、心の拠り所であったことから地域の人々によって継承にされてきました。しかし、ライフスタイルの変化とともに人口減少・少子高齢化が進み、それらに対する意識が変わり、担い手も減ってきています。先人から継承されてきた歴史資産を持続的に保存・継承していくためには、歴史資産が地域の歴史を考えるうえで必要な存在という考え方だけでなく、地域の住民にとって大切に守るべき存在であると認識してもらうことが重要です。

歴史資産が、大切な存在でなければ守るという意識が薄れ、失われてしまう可能性があります。地域にとって大切な存在となるには、まず、人々がその存在や価値を「知る」ことから始まります。価値を「知る」ことによって、歴史資産を守り残していきたい、活用し、地域を盛り上げたい、多くの人に伝えたい、支えていきたいという考えが芽生えてきます。歴史資産が、地域の活性化や郷土愛の醸成など様々な恩恵をもたらすと「地域にとって大切な存在」となり、保存意識にも繋がります。

このようにまず「知る」ことが重要であり、これを起点として保存・継承する「守る」、歴史資産の整備など多様な活用を進める「活かす」へ、そして、それ自身の価値やテーマ・ストーリーによる魅力を発信する「伝える」、保存・活用を担う人々活動による「支える」の循環が生まれます。歴史資産の確実な継承に繋げていくためには、この循環を持続させることで大切です。

この歴史資産を多様な主体者が保存・活用する循環モデル（「守る」、「活かす」、「伝える」、「支える」）は、平成31(2019)年3月に作成した「基本的な考え方」においても示しています。「基本的な考え方」は個性あふれ魅力ある歴史資産を活かしたまちづくりを推進していくことを目的としており、行政だけでなく市民や事業者など多様な主体者と歴史資産の関連性を示しています。

歴史資産とそれらが相互に関連しあった歴史文化は、地域おこしやまちづくり、学びの場としての活用に対するポテンシャルが高く、地域のもつ歴史的な価値や新たな魅力を発見することが期待されます。さらに循環モデルによって「まちづくり」と「人づくり」が進むことが期待できます。「基本的な考え方」では、この流れを表すキャッチフレーズとして「八尾の歴史、活かして拓く『わがまちの未来』」を設定しています。

この考え方は、魅力ある地域のまちづくりを目指している本計画の目的や、上位計画である第6次総合計画の将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」

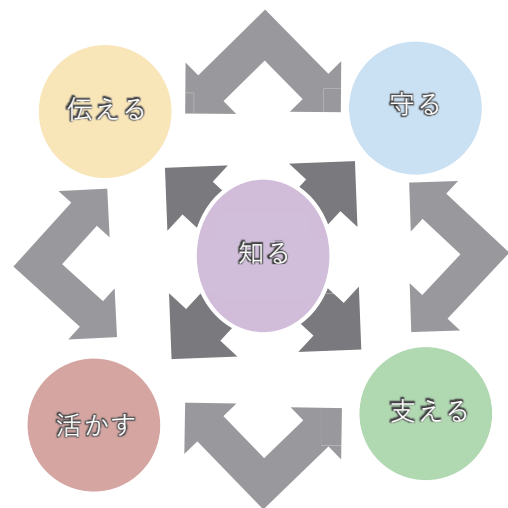


図100 歴史資産による循環モデル
『八尾市歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方』より
本計画の内容に合わせて一部改変

の実現に繋がるものです。

そこで、本計画の基本理念は、「基本的な考え方」を踏まえて、「歴史資産を活かして拓く わがまちの未来 ～知り・守り・活かし・伝え、次世代に繋げる～」とします。

歴史資産の保存・活用に関する基本理念

歴史資産を活かして拓く わがまちの未来 ～知り・守り・活かし・伝え、次世代に繋げる～



図101 八尾市域と高安山（生駒山地）

文化財の保存・活用とSDGsについて

持続可能な開発目標SDGs(Sustainable Development Goals)※
の中の11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」では、強
靱な都市と人間居住地の再生を目指して、10個のターゲットが
設定され、そのひとつに、「世界の文化遺産及び自然遺産の保
護・保全の努力を強化する」が掲げられていることから、文化
財の保存・活用の取り組みがSDGsの実現につながっていきます。



※SDGs：平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」
に盛り込まれた国際目標であり、持続可能で包摂性のある社会の実現のため17の目標、169の
ターゲットからなります。

第6章

歴史資産の保存・活用に関する現状・課題

第1節 歴史資産の現状・課題

1-1 【知る】調査・研究に関する現状・課題

(1) 歴史資産の把握

歴史資産を保存するためには、まず調査・研究を継続的に進めていく必要があります。本市では、昭和30年代に市史編纂事業を行って以後、公的機関だけでなく民間団体でも様々な調査が行われてきました。また、昭和57(1982)年には市の外郭団体として財団法人八尾市文化財調査研究会(現 公益財団法人八尾市文化財調査研究会)が設立され、昭和62(1987)年に八尾市立歴史民俗資料館が開館したことで、市域の文化財



図102 史料調査

の調査が進みました。こうした調査成果を受けて、平成4(1992)年度から八尾市文化財保護条例に基づく指定制度が始まり、保存にも大きな役割を果たしてきました。さらに平成21(2009)年度からスタートした新版八尾市史編纂事業では、これまで調査が及ばなかった部分も対象にしました。

このように調査を進めてきましたが、古文書や社寺所蔵の美術工芸品などの一部が未調査で写真がなく、特徴も不明で盗難にあっても探すことができないものもあります。そのため、専門家による調査・研究を実施し、価値の明確化に努める必要があります。

(2) 史資料の管理

調査成果の史資料が増えると、その整理や管理が難しくなります。各調査機関がもつデータが整理されなければ利用することもできず、忘れられるものもあります。また、複数の調査機関や研究者が情報を共有、変更し、追加していくことは困難です。複数の人間が同時に検索でき、様々な活用に利用することが出来るようにするため、情報の適切な管理が必要です。

(3) 継続的な詳細調査の実施

国史跡由義寺跡については、史跡地周辺の調査・研究を進めることで、「由義宮」や「西京」の全容解明が期待されています。また、国史跡高安千塚古墳群についても、未指定の古墳等もあることから調査等を行ったうえで追加指定による保存、公有化を進め、保存・活用の基盤を整えることが必要です。

1-2 【守る】保存・継承に関する現状・課題

（１）文化財の指定

これまで地域で維持してきた文化財も人口の減少や生活の変化によって、維持するための費用負担ができず、修理が行われなかったり、売却される可能性があります。しかし、指定文化財とすることで、保存や修理等に必要な経費の補助を受けることができ、さらに減税の対象になることもあるため、文化財所有者の負担を軽減することができます。また、指定されることで所有者だけでなく、地域が改めてその価値に気づき、郷土愛の醸成につながって地域全体で保存していこうという機運が生まれます。八尾市では、平成3年度から文化財保護条例に基づく指定制度が始まり、現在は国、府、市の指定文化財を合わせると95件あります（令和4（2022）年1月現在）。今後も適切な維持管理や修理・修繕を必要とするものが数多くあり、積極的に指定等を行う必要があります。

（２）文化財の登録

文化財登録制度は、都市化などによって近世末から近代の建造物が、その価値を十分認識されないまま壊されていくことに対し、ゆるやかな規制で多くの文化財の保存を図るもので、地域の資産として活かすことが期待されています。平成8年度に建造物を対象として始まり、平成16年度には有形の民俗文化財、記念物及び有形文化財（美術工芸品）にも拡大されました。さらに令和3（2021）年6月には、まつりや郷土料理などの無形文化財や無形民俗文化財にも登録制度が適用されるようになりました。

本市では、これまで31件の建造物を登録有形文化財（令和4（2022）年1月現在）としてきましたが、少子高齢化等による古民家の空き家は急増しており、価値ある建造物が保存・継承されない可能性があります。

（３）史跡等の保存

八尾市には国の史跡が3件、大阪府の史跡が6件、市の史跡が5件あります。これらは、八尾市や寺社が所有、管理しているもののほかに地域や個人で所有しているものが多くあります。これまでは、地域の財産として地域全体で、史跡地が管理されてきましたが、少子高齢化が進むなかで十分な管理ができなくなっています。また、個人所有の史跡地は、代替わりやライフスタイルの変化によって土地の利用価値がなくなり、放置され売りに出されることもあります。そのため史跡を次世代に伝えていくための方策が求められます。

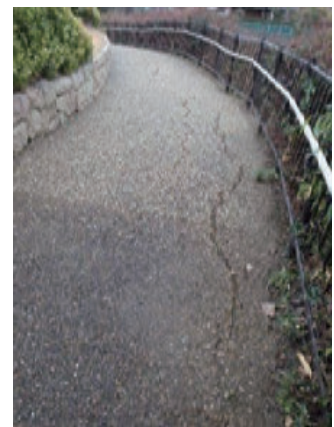


図103 心合寺山古墳
園路のひび割れ

（４）歴史資産の維持管理と保存修理

歴史資産は長い年月の経過により本来の姿を留めていないものや脆くなっているものがあります。また、雑草や樹木によって立ち入れないものもあります。そのため、市民や地

域コミュニティが、歴史資産により親しみを持ち、活用できるように適切な維持管理や修理・修繕を進める必要があります。

史跡では日常的に利用出来るような整備が行われていないものがありますが、見学や活用することで身近に感じ、保存しようという意識を育み、継承につなげることが求められます。整備された史跡でも太陽光や風雨に晒されることによる経年劣化で、破損している場合もあります。整備がゴールではなく、来訪者が安全に見学できるように常に対処することが大切です。

（５）埋蔵文化財の保護

八尾市における遺跡分布は、市域の7割近くを占め、大阪府、八尾市、公益財団法人によって埋蔵文化財発掘調査が実施されています。遺跡は地中に存在していることから普段は意識されておらず、開発工事や住宅建築の際に初めて気付く市民も多くいます。そのため、遺跡に関する情報を提供する適切に提供する必要があります。

（６）未指定文化財の継承

今後、人口減少や少子高齢化が進むことで、保存・活用の担い手が根本的に不足し、これまで人々が互助制度の中で保存・活用してきた歴史資産の荒廃が危惧されます。特に未指定文化財は、十分な研究がなされていないものや現時点では指定に値する価値が認められないものなど様々です。そのため、近年では、維持管理の困難さ等から廃棄や売却する事例が散見されるようになりました。

そうした未指定文化財の1つである神社等の祭礼は、地域の祭り保存会等が中心になって実施してきました。伝統行事に親しむことで郷土愛を育み、祭礼を通して人々がつながることによって、地域活動の維持と次世代の育成を図ってきました。しかし、近年、地域は少子高齢化や人口減少といった問題を抱えており、祭礼用具の維持や行事を継続していくことは厳しい状況となっています。



図104 地域による
布団太鼓の修理

（７）施設の維持管理

歴史民俗資料館や埋蔵文化財調査センターは、これまでの調査で収集した史料や土器などの遺物が劣化し、また年々増加する遺物で収蔵庫が不足しています。こうした施設は、歴史学習や情報発信の拠点となっていますが、建築後30年以上経過し、建物や設備の老朽化が指摘されていることから、公共施設マネジメントに基づく計画的な改修が必要になっています。



図105 土器の収蔵状況

(8) 歴史資産の防犯・防災

近年、全国的に人為的な行為により建造物等を汚損する被害や仏像などの盗難被害が多く発生しており、日常的に所有者の監視の目が行き届かない歴史資産への被害については、地域社会全体での見守りなども求められます。

文化財施設はもちろんのこと、文化財所有者が防犯・防火体制の重要性を認識する必要があります。そのため本市では、文化財防火ポスターの配布や防火設備等の確認、防火訓練などを実施し、災害時の所有者との連絡体制も整えてきました。

一方で、近年多発する大規模自然災害などを教訓に、今後想定される事態を検討する必要があります。近年では平成30(2018)年の台風21号によって大きな被害が出ました。国史跡心合寺山古墳や府史跡の愛宕塚古墳では、多くの樹木が折れ、道路をふさぐなどの被害がありました。また、府指定文化財の顕証寺や市指定文化財の環山楼、旧植田家住宅、八尾市歴史民俗資料館では屋根瓦が落下、破損するなどしました。



図106 折損した心合寺山古墳の樹木

「八尾市地域防災計画」では、文化財所有者と連携した災害時における被害拡大防止及び応急復旧について定めています。「八尾市国土強靱化地域計画」においても、文化財の防火対策及び防災対策を位置付けています。所有者との連携体制を整えるためには、文化財所有者の防火・防災意識の啓発をはかるとともに、庁内（八尾市災害対策本部の各グループ）でも情報を共有し、被災文化財の解体や散逸、処分などを抑止する必要があります。

1-3 【活かす】整備・活用に関する現状・課題

(1) 歴史資産としての整備

市民や地域が歴史資産を「わがまちの誇り」として保存・継承していくためには、歴史資産を市民等が身近に感じ、その価値を容易に理解できる状況を作り出す必要があります。なかでも史跡等は本質的価値を分かりやすく伝えるためにガイダンス施設の設置も含めて整備を行うことが重要です。

由義寺跡は、公有化していますが、未整備のため一部を除き市民等に開放できていません。また、塔基壇は地中に埋め戻して保存しているため、その姿を見ることはできないので、ICTなどの技術を活用して市民に分かりやすく、活用し易い整備を進めていくことが必要です。また、由義寺跡や高安千塚古墳群は、学校教育での利用や市内外からの観光需要に対応するために、休憩施設、駐車・駐輪場、トイレ等の便益施設の設置、案内板・説明板の設置など周辺環境の整備が必要となります。



図107 国指定史跡由義寺跡の現状

高安千塚古墳群は、国史跡指定により保存を図ることは出来ましたが、指定地の大半が

民有地のため、所有者の協力がなければ活用できない状況です。そのため、『史跡高安千塚古墳群保存活用計画』に則り、公有化を進め、保存状況が芳しくない古墳については、修復するなどし、活用に向けた整備を進めていくことが必要です。

（２）歴史的景観の保全整備

歴史資産のなかには本質的価値はもちろんのこと、周辺の景観などの環境と合わさって一層高まるものも少なくありません。そのため、歴史資産だけでなく、周辺環境の保全や整備もいっしょに進めていく必要があります。例えば、古民家は、世代交代やライフスタイルの変化などにより維持が困難になっており、国の文化財登録制度等を活用して保存を図っているものもありますが、景観や眺望などの都市景観を守り・つくり・育てていくための指針である



図108 花木に囲まれた古墳

「八尾市都市景観形成基本計画」をもとに都市景観部局等と連携した、一体的な保全・活用の取り組みが考えられます。

（３）見学環境の整備

歴史資産の見学環境を高めるために、説明板や案内板等の設置を進めてきました。しかし、一部劣化が進んでいるものや情報を更新する必要があるものがあります。また、多言語化やデジタル技術の活用は十分に行われていません。今後さらなる来訪者を迎えるためには、説明文の多言語化や ICT などデジタル技術の活用、文化財施設利用の円滑化を図る諸対応が求められます。

《市内における見学環境の事例》

○史跡等説明板

史跡や寺社など訪れた人のために、現地にある歴史資産の特徴や価値を含めた情報を提供しています。一部の説明板にはQRコードを貼付しており、市ホームページや文化財情報システムとリンクして、より詳しい内容入手できるようになっています。



図109 国指定史跡由義寺跡の説明板内容

○史跡案内板・「史跡の道」道標

歴史資産を訪れ、散策する人のために JR志紀駅、近鉄恩智駅、服部川駅、信貴山口駅、歴史民俗資料館、しおんじやま古墳学習館、大畑山青少年野外活動センター駐車場などに地図による案内板設置し、史跡散策の利便性を高めています。また、山ろく部を中心に道標（石柱・パイプ製）が設置されており、史跡をめぐる際の目印となっています。



図110 志紀駅前の史跡案内板



図111 「史跡の道」道標

(4) 歴史資産のアクセス環境

歴史資産を見学するには、交通機関の利用が欠かせません。八尾市域は、複数の電鉄会社やバスなどの公共交通機関が乗り入れ、多くの幹線道路が通っていることから、本市を訪れる人々にとって利便性は高いと考えられます。しかし、主要駅付近や幹線道路沿いにある歴史資産は限られており、市域に点在する歴史資産に行くためには、レンタサイクル事業との連携も検討する必要があります。

(5) 歴史資産の教育での活用

文化財施設を中心に、指定管理者によって歴史資産の本質的価値の普及啓発につなげるため、展示や講座、まち歩きなどのイベントや学校園への出前授業等を実施しています。

文化財施設以外でも社会教育施設である生涯学習センターや青少年会館において、歴史講座や伝統的な遊びなどの体験学習などが開催されています。また、本市の教職員を対象に、八尾の自然・文化・歴史について体験を通して学び、教員の資質の向上を図るため、必修研修のひとつとして歴史等に関連するプログラムが組み込まれています。さらに八尾市郷土文化推進協議会により、「八尾の史跡散歩マップ」や「八尾の郷土かるた」が作成され、学校園などに配布・活用されています。

しかし、歴史資産に興味、関心のある市民への学習機会の提供に留まっており、そこで学んだ人々による学習成果の地域への還元や個別具体的な歴史資産の保存・活用に多くの市民が参画するまでには至っていません。



図112 施設での体験学習

表19 文化財施設でのイベント等

施設名	指定管理者によるイベント等
八尾市立しおんじやま古墳学習館	「ハニワこうてい」などのマスコットキャラクターの制作、八尾空港からの古墳遊覧飛行、古墳弁当などの商品の開発 など
安中新田会所跡旧植田家住宅	コンサートや落語会など会所継承建物を活かしたユニークベニュー、餅つきや食事会などの幅広い年齢層を対象としたイベント など
八尾市立埋蔵文化財調査センター	火起こしや土器焼きなどの体験イベント など
八尾市立歴史民俗資料館	河内木綿の復元や魅力を伝える各団体と連携した河内木綿まつり、こどもしめなわづくりなどの「こどもおもちゃ教室」 など

（6）歴史資産の観光振興での活用

近年の全国的な観光の傾向として、インバウンド客を対象としたものを含め、歴史・文化・産業などの体験やイベントなど、観光ニーズやコンテンツの多様化に対応するような取り組みを進めています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、市民や周辺住民が身近にありながらも気付かなかった地域の魅力の再発見につながるような近隣観光（マイクロツーリズム）が注目されています。歴史資産は新たな魅力の1つとなるポテンシャルを有しており、歴史資産を含めた本市の地域資源を積極的に活用し、魅力ある取り組みを行っている事業者もあります。

新しい生活様式に対応した観光振興を進めるため、そうした事業者等と連携しながら、歴史資産を効果的に発信し、豊かな魅力があるまちとしてのイメージの確立が求められます。また、大阪府内に訪れる観光客を八尾に呼び込むため、本市だけでなく広域的な視点を取り入れた歴史資産を活用する観光施策の取り組みが必要となってきます。

1-4 【伝える】発信に関する現状・課題

（1）歴史資産の一体的な保存・活用

歴史資産の価値は、テーマ・ストーリーのもとで地域固有の風土や歴史文化の特徴と一体となって発信することで把握しやすくなります。そのため、テーマ・ストーリーに紐づく関連文化財群を設定した保存と活用が求められます。

（2）様々な情報媒体による発信

市民等に地域の歴史を理解してもらえなければ、保存や活用の担い手は少なくなっていくます。自発的に歴史資産を活かしたいという市民等を増やすためには、その価値を共有するとともに、市民が興味を示し、新たな発見につながるような情報発信が重要になります。平成 27(2015)年より新版八尾市史の刊行を進めていますが、『新版八尾市史編纂の基本方針』に基づき、「読む人に優しい市史」を基本とした内容にしています。文化財施設をはじめ、八尾市ではホームページを活用し、Facebook、Twitter、Instagram、You Tube 等のSNSを利用して情報発信を行っています。また、歴史資産の専門的な情報発信として

八尾市文化財情報システムのほか、史跡等説明板、普及啓発冊子等の媒体を活用し、歴史資産の価値や魅力を発信しています。

発信した情報は、SNS等を通じて拡散され、歴史にそれほど興味が無い人の目にも触れられる環境づくりを進めています。しかし、歴史資産の解説の多くは、専門的な表現が用いられており、基礎的な知識がなければ理解出来ないものも見受けられます。そのため、情報発信をする際には、発信者が対象者となる人のニーズに合わせた内容にすることが求められます。

《市内における情報発信の事例》

○八尾市文化財情報システム

市内の文化財を種別や地域で検索することができ、それぞれの文化財について詳細な解説をしています。文化財の写真も掲載され、所在地を地図でみることもできます。



図113 八尾市文化財情報システム トップページ

八尾市文化財情報システム HP アドレス：<http://bunka.city.yao.osaka.jp/index/top>

○普及啓発冊子

歴史資産を余り知らない人にも興味を持って訪れてもらえるようにイラストや写真を多く使って史跡案内や歴史の解説を行っています。また、由義寺跡の普及啓発冊子については、多言語化も進めています。



図114 普及啓発冊子【左：高安千塚古墳群、中：由義寺跡、右：由義寺跡（英語版）】

（3）テーマ・ストーリーによる歴史資産の発信

本市では、道鏡や聖徳太子といった歴史上の人物を活用したプロモーションを実施してきました。八尾市制施行 70 周年記念事業として、平成 30 (2018) 年度に「DOKYO2019～道鏡ウィーク in 八尾～」として実施しました。また、聖徳太子没後 1400 年にあたる令和 3 (2021) 年度には、「聖徳太子 1400 年プロジェクト八尾は聖徳太子と物部守屋」の取り組みを進めました。

テーマ・ストーリーによる歴史資産のプロモーションは、それぞれの歴史資産の関連性が分かりやすく、併せて「見たい」、「知りたい」という流れを作りだすことができ、市域の周遊性を高めるうえでも有効といえるため、より進めていく必要があります。



図115 イベントロゴマーク【左：道鏡ウィーク、右：聖徳太子1400年プロジェクト】

（４）他自治体等との連携による情報発信

「DOKY02019～道鏡ウィーク in 八尾～」や「聖徳太子 1400 年プロジェクト八尾は聖徳太子と物部守屋」では、庁内だけでなく、地域の団体、店舗、企業とともに国内交流都市である宇佐市や和気町、さらには下野市といったそれぞれのストーリーに関係する都市とも連携しました。

他の自治体と共通したテーマによる連携した取り組みは、それぞれの自治体にとっても魅力発信ということで有益であり、大きな成果をあげることができます。効果的に歴史資産に関する情報発信していくためには、市域の関係者にとどまらず、他自治体など多様な関係機関と連携して関連文化財群に紐づくストーリーを発信することが求められます。

1-5 【支える】活動支援・体制整備に関する現状・課題

（１）市民や地域による歴史資産の保存・活用

地域で古くから行われてきた祭りや慣習などについても、ライフスタイルの変化や居住者が少なくなっていることから規模が縮小してしまったものや形態が変化しているものがあります。例えば、志紀地区の田井なかで行われていた「講念仏踊り」も昭和 8 (1933) 年で中止され、現在は八尾木地区の曙川で伝えられています。また、地域を母体として信仰や経済、職業等について共同の目的をもって結ばれた集団である「講」がたくさんありました。代表的なものとして観音講や伊勢講、愛宕講、庚申講、二月講などがあり、各地域で行われてきました。しかし、多くは解散してしまい、現在、活動しているものは、大竹とおたけと福万寺の観音講、垣内の伊勢講、郡川の愛宕講など僅かです。

本市では、高安千塚古墳群の国史跡指定を契機に、保全のためのボランティアを募集し、多くの市民の協力を得て、史跡の清掃や活用を進めてきました。また、文化財施設においても運営等に市民ボランティアが関わっていただいています。しかし、ボランティアの高齢化が進み、同じ市民等が複数のボランティアに参加している状況がうかがえます。

歴史資産の総合的な保存・活用を進めていくためには、地域の魅力向上に向けた活動をつなぎ、その担い手や参加者、協力者のすそ野を広げ、組織力を向上する必要があります。そのためには、八尾の歴史資産に興味を持って関わる人々や市民に歴史資産を知り、触れる機会を提供することが求められます。



図116 市史編纂ボランティア

（２）行政による歴史資産の保存・活用の体制

埋蔵文化財調査の増加に伴い、八尾市では昭和 47(1972)年に教育委員会に文化財室(当時)を設置するとともに昭和 57(1982)年に市の外郭団体として財団法人八尾市文化財調査

研究会(現 公益財団法人八尾市文化財調査研究会)を設立し、埋蔵文化財の発掘調査を実施してきました。その後、史跡等の活用が進められてきたこともあり、令和3(2021)年に市長部局に魅力創造部を設け、新たに観光・文化財課を創設しています。

しかし、大規模な発掘調査が減少してきたことから、『新八尾改革実行計画プラン』(令和元(2019)年11月)に基づき、令和2(2020)年度に公益財団法人八尾市文化財調査研究会のあり方の見直しについての方針が決定されました。また、文化財専門職員の高齢化が進んでいることから、これからの持続可能な文化財保護行政の体制を維持していく必要があります。

市域における発掘調査は、大阪府とその外郭団体である公益財団法人大阪府文化財センターによっても断続的に行われています。遺跡も隣接市に跨っているものも多いことから、調査成果について共有するとともに市民等への情報発信が求められます。

本市の歴史資産の保存・活用の拠点である八尾市立歴史民俗資料館と八尾市立埋蔵文化財調査センターの他に主に活用を主体とするしおんじやま古墳学習館と安中新田会所跡やすなかしんでんかいしよあと旧植田家住宅きゅううえだけじゅうたくがあります。これらの施設は、指定管理者によって主体的に管理運営されていますが、利用者のニーズや市域全体のテーマ等を考慮しながら、展示や情報発信を行っていかねばなりません。

第2節 課題の整理

第1節では、歴史資産の抱える現状・課題を「調査・研究」、「保存・継承」、「整備・活用」、「発信」、「活動支援・体制整備」の観点で記述しました。地域の魅力あるまちづくりを目指すうえで、市域全体において歴史資産の保存・活用を進めていくにあたって、本市の抱える歴史資産の課題を整理すると、下記のとおり集約されます。

課題① 知る 【調査・研究】	○未把握や未調査の歴史資産がある。 ○史資料の情報が整理、共有できていない。 ○保存・活用を進めるうえで十分に調査・研究できていない歴史資産がある。
課題② 守る 【保存・継承】	○適切な維持管理や修理・修繕を必要とする歴史資産がある。 ○古民家の建造物が空き家になって適正に管理、保存されない可能性がある。 ○地域や個人で史跡等の十分な管理ができなくなっている。 ○劣化・損傷が進んでいる歴史資産がある。史跡が日常的に活用できず、学校教育や生涯学習での利用や市民の憩いとなるような状況になっていない。 ○市域の7割近くに分布する遺跡を認識している市民が少ない。 ○未指定文化財の継承が困難な状況にある。 ○年々増加する遺物の収蔵庫が不足している。また文化財関連施設の建物や設備の老朽化が指摘されている。 ○盗難や自然災害等による歴史資産の被害が危惧される。
課題③ 活かす 【整備・活用】	○歴史資産として活用するための史跡等の整備ができていない。 ○歴史的景観の保全整備を進める必要がある。 ○さらなる来訪者を迎えるための整備が求められる。 ○アクセス性のよい歴史資産は限られている。 ○歴史資産に関心のある市民への学習機会の提供に留まっている。 ○歴史資産を活用した観光への取り組みが必要である。
課題④ 伝える 【発信】	○歴史資産の価値を把握しやすくするために、関連文化財群を設定した保存と活用が求められる。 ○様々な情報媒体による発信が必要である。 ○ストーリーを活用した歴史資産のプロモーション等の重要性は高いが十分にできていない。 ○他自治体等と連携して関連文化財群に紐づくストーリーを発信することが求められる。
課題⑤ 支える 【活動支援・体制整備】	○歴史資産の総合的な保存・活用を進めていくためには、担い手や参加者、協力者のすそ野を広げる必要がある。 ○これからの持続可能な文化財保護行政の体制を維持していく必要がある。

第7章

歴史資産の保存・活用に関する方針

第1節 歴史資産の保存・活用に関する基本方針の考え方

第5章で定めた基本理念と第6章で整理した課題に基づき、市域全体における歴史資産の保存・活用に関する基本方針を設定します。

基本理念を実現し、八尾市の歴史資産の理解促進と価値づけ、その一体的な保存・活用を進めていくためには、特定のテーマ・ストーリーのもとでまとまりとして捉えた関連文化財群での措置の展開が効果的です。そこで、関連文化財群に関する具体的な措置を展開するために、関連文化財群の課題を整理して、それぞれの方針を設定することとします。

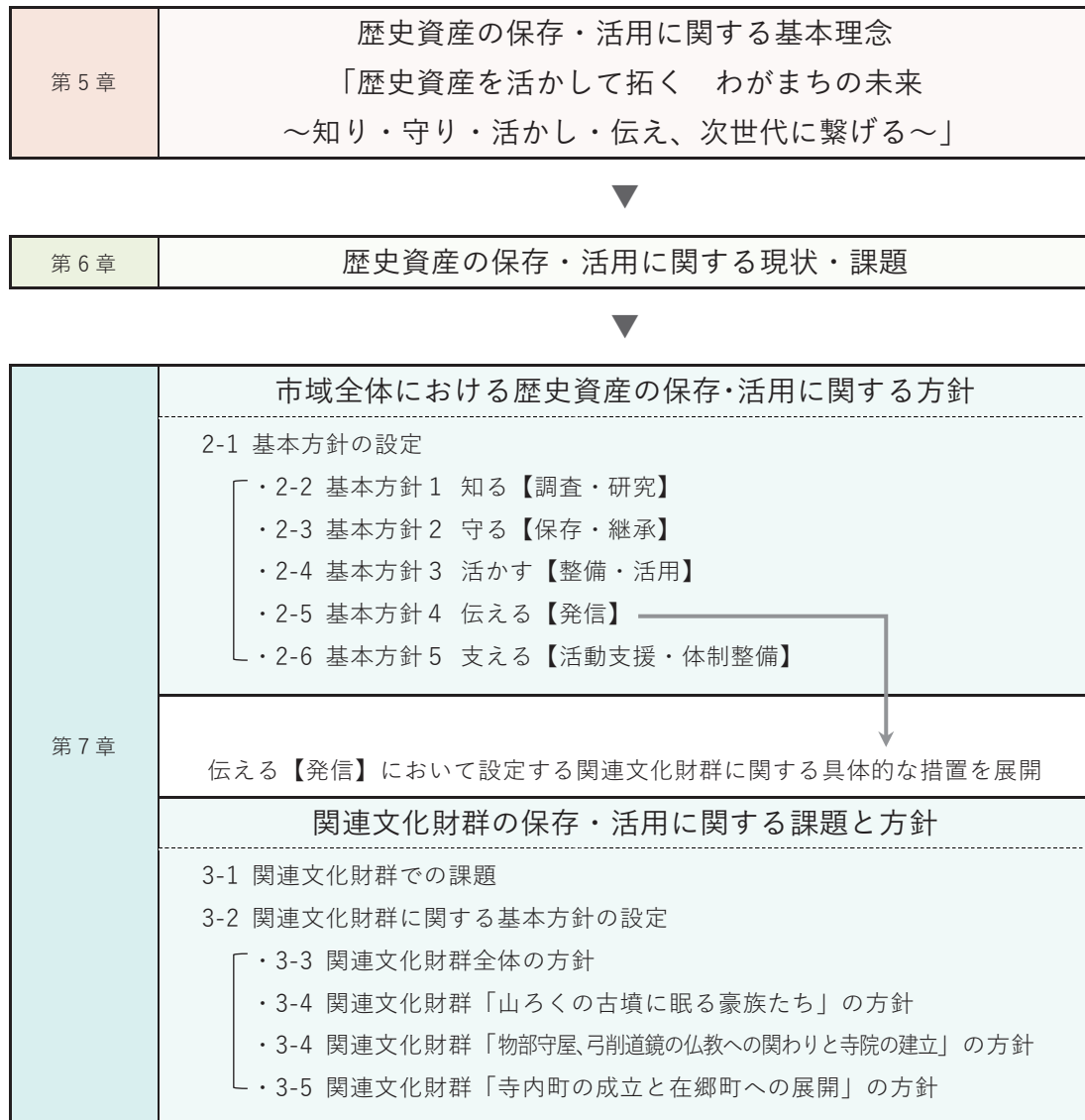


図117 基本理念・課題・方針の関係性

第2節 市域全体における歴史資産の保存・活用に関する方針

2-1 基本方針の設定

課題や基本理念に基づき、市域全体における歴史資産の保存・活用に関する基本方針として、「知る」、「守る」、「活かす」、「伝える」、「支える」の観点で、下記のとおり5つ設定します。

歴史資産の「調査・研究」が行われることで、歴史資産の把握と価値についての追究が進みます。しかし、歴史資産の存在や価値が分かっても、保存・継承や整備・活用、発信、活動支援・体制整備がされなければ、地域の魅力あるまちづくりに十分生かされないため、「保存・継承」、「整備・活用」、「発信」、「活動支援・体制整備」を相互に関係させながら進めます。

このように「知る（調査・研究）」から「守る（保存・継承）」、「活かす（整備・活用）」、「伝える（発信）」、「支える（活動支援・体制整備）」といった一体的な歴史資産の保存・活用が進められることによって、その魅力を知り、地域への愛着を育む人が増えることに繋がっていきます。

市域全体における歴史資産の保存・活用に関する基本方針

基本方針1 知る 【調査・研究】	歴史資産を把握し、価値を明らかにする。
基本方針2 守る 【保存・継承】	歴史資産の保全や防災対策を行い、保存・継承を進める。
基本方針3 活かす 【整備・活用】	歴史資産の整備を進め、その利用環境やアクセス環境を整えて、教育や観光振興などでの活用を促進する。
基本方針4 伝える 【発信】	歴史資産の魅力を伝える情報発信とプロモーションを進める。
基本方針5 支える 【活動支援・体制整備】	歴史資産を保存・活用する体制を整え、人材育成や市民等による維持管理・活用の取組を支援する。

2-2 基本方針1 知る【調査・研究】について

～歴史資産を把握し、価値を明らかにする～

把握されていない歴史資産は、保存の対象にはならず、誰にも知られずに失われる可能性があります。また、把握している歴史資産の持つ価値を明らかにすることは、保存・継承していくうえで大切であり、把握調査と価値づけ等の詳細調査を進めます。

基本方針1 知る【調査・研究】の方向性

歴史資産の把握調査	市民等と連携しながら、未把握の美術工芸品や古文書などの把握調査を行い、その調査成果の整理を進めます。
史資料の適切な管理	調査によって得られた成果や収集した史資料の情報を適切に管理します。
歴史資産の調査研究の継続	把握した歴史資産の価値を明らかにするため、詳細調査を進めます。特に国指定史跡となっている高安千塚古墳群と由義寺跡については、全容の確認と保存のために継続的な調査を実施します。

2-3 基本方針2 守る【保存・継承】について

～歴史資産の保全や防災対策を行い、保存・継承を進める～

歴史資産を活かしたまちづくりを進めるうえで、適切な維持管理や防犯・防災対策等によって歴史資産が確実に保存され、後世に継承されることが大前提です。

保存・継承を進めるためには指定等を推進するだけでなく、公有化によって保存することも検討する必要があります。また、指定等文化財を良好な状態に保つために修理や適切な維持管理を行うとともに、保管施設の老朽化等への対応が求められます。

市域の7割近くを占める遺跡分布について、多くの市民に意識されるよう遺跡に関する情報を適切に提供する必要があります。未指定文化財は、継承するために普及啓発を進めるとともに、保全制度について検討を進め、制度を整える必要があります。

防災・防犯について、歴史資産はいったん滅失毀損すれば、再び回復することはできないことから、文化庁は、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」及び「国宝・重要文化財の防火対策ガイドライン」を策定し、取組み内容として防火設備の整備、防災計画の策定や設備の点検、設備を用いた訓練、消防や自主防災組織との訓練をあげています。また、大阪府の『大阪府文化財保存活用大綱』では、防災・防犯に対して文化財の所在や管理状況の把握、災害・盗難等のリスクの把握、予防体制の確立、防災・防犯における設備の充実や意識の向上の取り組みが重要であるとしています。さらに災害発生時の対応については、被害の拡大を可能な限り防ぐために体制整備と役割分担、そして災害対応のフローの作成を求めています。

台風や地震等の自然災害や盗難等の発生は、予測できないことから日頃の準備や防災・防犯の意識向上を図るように啓発活動が大切です。また、そうした事案が起こった場合、文化財所有者と地域、行政が対応できるようにマニュアルを作成するとともに被災状況を把握するように努めなければなりません。

基本方針2 守る【保存・継承】の方向性

文化財の指定等の推進	価値が明らかになった文化財の指定を進めます。 古民家等の建造物等が保存・継承されるよう文化財登録制度の活用を促進します。
史跡等の公有化	地域や個人で継承できなくなった史跡等を次世代に伝えていくために、史跡等の公有化を進めます。

歴史資産の維持管理と保存修理	後世に確実に保存・継承するため、歴史資産の維持管理や保存修理を進めるとともに、市民等と協働して史跡等の維持管理に努め、常に安全に利用できるような状態を保ちます。
埋蔵文化財の保護	遺跡に関する情報を適切に提供します。
未指定文化財の継承	未指定文化財を保全するため、新たな仕組みづくりを検討します。また、地域の祭礼を含む未指定文化財を継承するため、用具等の保全や人材育成など様々な支援を行います。
歴史資産の保存・活用に係る施設整備	歴史資産の保存と活用を図るため、史跡等のガイダンスや文化財を保存する施設の整備を進めます。
防災・防犯に関する体制・設備の整備	盗難や破損、自然災害等からの被害を防ぐため、ハード・ソフト事業による防災・防犯対策を進めます。

2-4 基本方針3 活かす【整備・活用】について

～歴史資産の整備を進め、その利用環境やアクセス環境を整えて、教育や観光振興などでの活用を促進する～

現地に説明板やモニュメントもなく、フェンスで覆われているようでは活用することはできません。歴史資産を活用してもらう入口として、整備が行われていることが大切です。併せて歴史資産の価値を理解してもらう方法や現地へのアクセスを提示していく必要があります。

また、山ろくのお古墳や集落、寺内町などの歴史的景観を保全するために、古いものと新しいものが調和したまちづくりを進めます。とくに久宝寺寺内町では、住民の主体的なまちづくり活動を支援し、歴史性に配慮した建替えや改修について協力を得ていきます。古民家についても利活用の方策について検討を進めます。

このように歴史資産の利用環境含めた整備を図ることで、学校教育や生涯学習での利用する機会が増え、歴史への興味が高まるなかで、その要求に応えるように歴史教育の充実や講座を実施します。また、歴史資産は、観光における見どころの1つとなり得るので、観光協会との連携等を進めていきます。

基本方針3 活かす【整備・活用】の方向性

史跡の整備	市民や来訪者に歴史資産の価値を伝えるため、魅力を高める整備を進めます。
周辺環境・景観の保全・整備	歴史的景観を保全・形成するため、景観構成要素である周辺環境の保全等を進めます。
見学環境の整備	現地において歴史資産の価値を理解しやすくするため、説明板やAR・VR等の整備など見学環境の整備を進めます。
アクセス環境の整備	歴史資産へのアクセス性を向上させるため、交通機関に関する情報発信や自転車等を活用した交通手段の整備を進めます。

学びの場の充実化	歴史資産について学びやすい環境づくりを図るため、歴史資産を活用した生涯学習や学校教育を進めます。
歴史資産を活かした観光振興の推進	歴史資産の魅力を伝える活用を進めるため、歴史資産を活かしたイベント等を実施します。

2-5 基本方針4 伝える【発信】について

～歴史資産の魅力を伝える情報発信とプロモーションを進める～

市内外の人々に歴史資産を活用してもらうために、情報発信を進め認知度を高める必要があります。そのため、関連文化財群を設定するとともに、コンテンツ・ツールの充実やテーマ・ストーリー活かしたプロモーション等を推進します。

基本方針4 伝える【発信】の方向性

関連文化財群の設定と活用	関連文化財群を設定し、歴史資産の価値を普及します。
コンテンツ・ツールの充実	それぞれのニーズに応じて歴史資産の情報に触れやすい環境づくりを図るため、歴史資産の情報発信に関わるコンテンツやツールの充実を進めます。
テーマ・ストーリー等を活かした歴史資産の効果的なプロモーションの推進	歴史資産を八尾市の魅力として活用するため、テーマ・ストーリー等を活かしたプロモーションを進めます。
他自治体等と連携した取り組みの推進	歴史遺産の魅力発信やイベント等を効果的に実施するため他市等との連携を進めます。

2-6 基本方針5 支える【活動支援・体制整備】について

～歴史資産を保存・活用する体制を整え、人材育成や市民等による維持管理・活用の取組を支援する～

歴史資産の保存・活用を進めるうえで、担い手を確保するための歴史資産を支える体制づくりが喫緊の課題の1つです。そこで、担い手を確保するという課題を解決するために、地域による体制と行政による体制では担うべき役割や対象が異なることを踏まえ、「地域による歴史資産の保存・活用の環境の整備」と「行政による歴史資産の保存・活用体制の整備」を進めます。

基本方針5 支える【活動支援・体制整備】の方向性

地域による歴史資産の保存・活用の環境の整備	地域コミュニティの基盤強化や歴史資産に関わる市民団体、ボランティア・ガイド等の育成など、地域による保存・活用が進められるような支援等を行います。
行政による歴史資産の保存・活用体制の整備	八尾市が一体となって歴史資産を保存・活用するため、他部局との連携や大阪府、関係市を含めた行政による体制づくりを進めます。

第3節 関連文化財群の保存・活用に関する課題と方針

3-1 関連文化財群での課題

関連文化財群は、心合寺山古墳や寺内町など八尾を代表する歴史資産だけでなく、未指定の歴史資産によって構成されています。八尾の歴史文化の特徴を示すものでもある関連文化財群で設定されたテーマ・ストーリーを広く普及することは、八尾の歴史資産の認知・理解を広げ、様々な主体による活用が期待できます。

しかし、各関連文化財群を代表する史跡等の保存・整備が十分に行われていないなどの課題があります。関連文化財群の一体的な保存・活用を進めていくためには、各関連文化財群の個別の課題を明確化する必要があります。そのため、関連文化財群全体の課題を踏まえつつ、個別に整理することとします。

関連文化財群 全体の課題	○歴史資産の価値を伝えるために関連文化財群で設定されたテーマ・ストーリーを広く普及する必要がある。
関連文化財群 「山ろく of 古墳に眠る豪族たち」の課題	○高安千塚古墳群の未指定古墳の価値づけなど調査・研究を進める必要がある。 ○高安千塚古墳群の公有化を進める必要がある。 ○高安千塚古墳群の管理（樹木伐採・清掃・不法投棄対策）の問題が生じている。 ○高安千塚古墳群の整備（便益施設含む）が十分に行われていない。 ○周辺景観も含めた史跡活用（山ろく of 一体的な活用）が十分に行われていない。 ○「歴史民俗資料館」や「しおんじやま古墳学習館」等の施設改修の必要性が生じている。
関連文化財群 「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の課題	○史跡指定地のみならず由義寺跡周辺（関連遺跡群）の調査・研究を進める必要がある。 ○由義寺跡の保存・活用を進めるための基盤整備ができていない。 ○由義寺跡の価値や魅力を伝える活用を展開する必要がある。
関連文化財群 「寺内町の成立と在郷町への展開」の課題	○寺内町に関わる歴史の発信を継続的に行うことが求められる。 ○寺内町の歴史的景観の保全・修景を継続的に行うことが求められる。 ○「安中新田会所跡旧植田家住宅」や「まちなみセンター」の施設改修の必要性が生じている。

3-2 関連文化財群に関する基本方針の設定

課題や基本理念に基づき、関連文化財群の基本方針を下記のとおり設定します。

関連文化財群に関する基本方針

関連文化財群 全体の方針	○関連文化財群のプロモーション推進や周遊性を高める情報発信を進める。
関連文化財群 「山ろくの古墳に眠る豪族たち」 の方針	○国指定史跡高安千塚古墳群をはじめとする山ろくの史跡の保存や周辺環境の整備を進める。
関連文化財群 「物部守屋、弓削道鏡の仏教への 関わりと寺院の建立」の方針	○国指定史跡由義寺跡及び周辺環境の整備と活用を進める。
関連文化財群 「寺内町の成立と在郷町への 展開」の方針	○寺内町等の歴史的景観の保全と活用を進める。

関連文化財群における指定、未指定の歴史資産の保存・活用を図り、関連文化財のテーマ・ストーリーを活かしたプロモーションの推進や、市内の周遊性を高める情報発信を行っていきます。

3-3 関連文化財群「山ろくの古墳に眠る豪族たち」の方針

～国指定史跡高安千塚古墳群をはじめとする山ろくの史跡の保存や周辺環境の整備を進める～

関連文化財群「山ろくの古墳に眠る豪族たち」における代表的な歴史資産として、国指定史跡心合寺山古墳や国指定史跡高安千塚古墳群の他、愛宕塚古墳や西ノ山古墳が挙げられます。そこで、山ろくの史跡の保存や維持管理、周辺環境の整備と合わせて、山ろく活用の拠点施設である歴史民俗資料館としおんじやま古墳学習館の改修等を進めていくこととします。

3-4 関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の方針

～国指定史跡由義寺跡及び周辺環境の整備・活用を進める～

関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」における代表的な歴史資産として、国指定史跡由義寺跡の他、聖徳太子信仰に関わる史跡や渋川廃寺等が挙げられます。そこで、国指定史跡由義寺跡及び周辺環境の整備に関する事業とともに、それらの価値や魅力を伝える事業等を実施していくこととします。

3-5 関連文化財群「寺内町の成立と在郷町への展開」の方針

～寺内町等の歴史的景観の保全と活用を進める～

関連文化財群「寺内町の成立と在郷町への展開」における代表的な歴史資産として、久宝寺寺内町をはじめとする3つの寺内町や顕証寺、慈願寺などの寺院が挙げられます。そこで、寺内町の景観保全に関する事業等を実施し、合わせて活用の核となる安中新田会所跡旧植田家住宅やまちなみセンター改修等を進めていくこととします。



図118 高安千塚古墳群の見学会



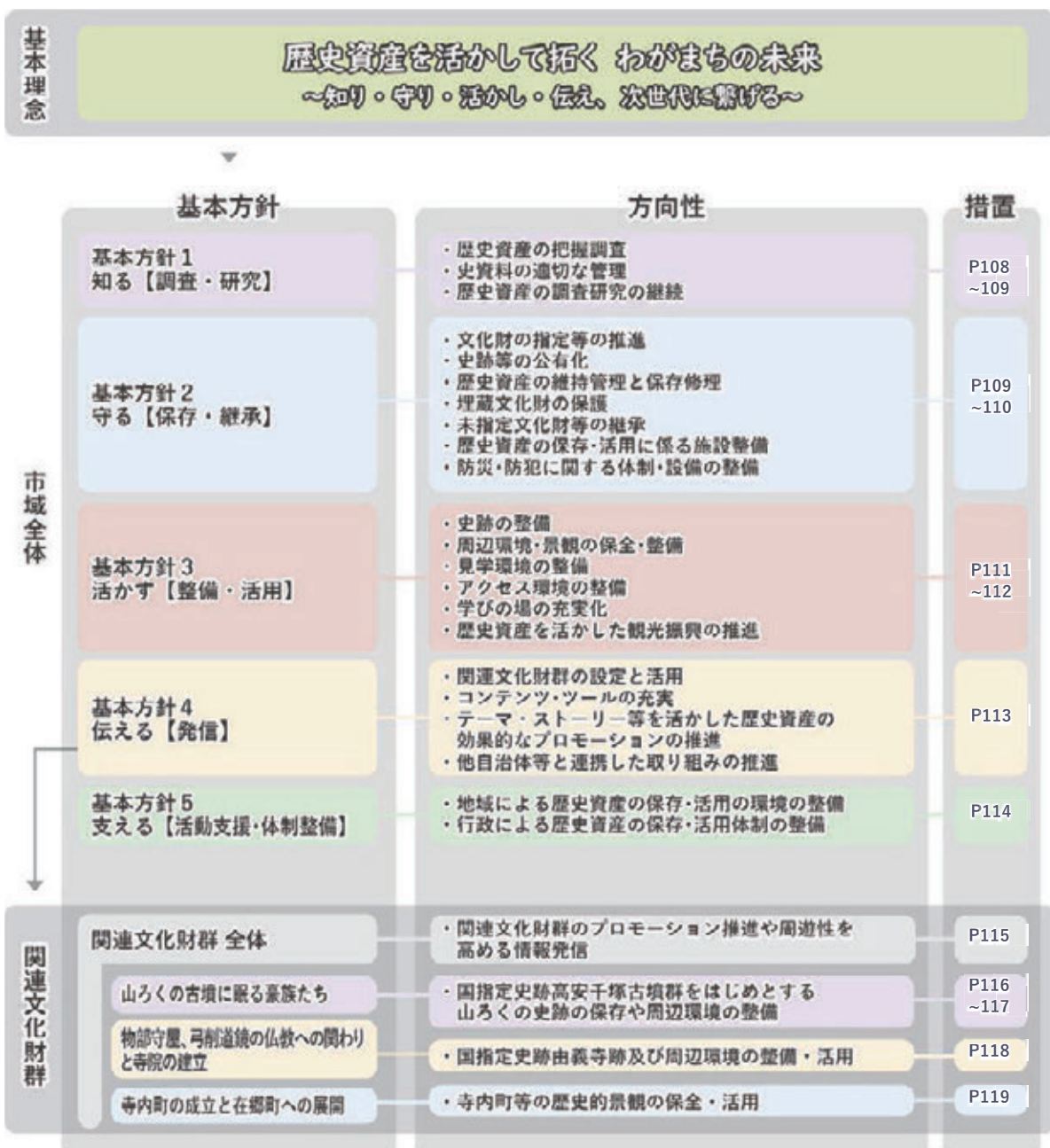
図119 由義寺跡でのイベント

第8章

歴史資産の保存・活用に関する措置

第1節 措置の考え方

基本理念や課題に基づいて設定された5つの基本方針「知る（調査・研究）」、「守る（保存・継承）」、「活かす（整備・活用）」、「伝える（発信）」、「支える（活動支援・体制整備）」に位置づけられた措置を計画的に実施していくことで、本計画の目的である魅力ある地域のまちづくりにつなげます。なお、措置という用語は各方針に紐づく取り組み（事業）のことを指し、文化財保護法に倣っています。



八尾市域全体を対象とする措置は「第2節 歴史資産に対する措置」に記載し、関連文化財群に関する措置は「第3節 関連文化財群に対する措置」に記載しています。なお、一体的な保存・活用に繋がる関連文化財群に対する措置は、基本理念の実現に効果的であることから、本計画では重点事業として位置づけます。

歴史資産の保存・活用に関する措置は観光・文化財課の事業に限らないため、他部局等が所管し、歴史資産の保存・活用に関係する事業も本計画の措置として位置付け、取組主体を記載しています。

財源については、市費を基本としつつ、文化庁をはじめ各省庁が有する各種補助金や地方創生推進交付金、大阪府の補助金などを積極的に活用していきます。

事業期間は、短期（令和4（2022）～令和5（2023）年度）、中期（令和6（2024）～令和8（2026）年度）、長期（令和9（2027）～令和10（2028）年度）の3つの期間に区分し、各措置の優先度等を踏まえて、実施時期を記載しています。

第2節 歴史資産に対する措置

2-1 基本方針1 知る【調査・研究】に関する措置

基本方針1
知る【調査・研究】

方向性
・歴史資産の把握調査
・史資料の適切な管理
・歴史資産の調査研究の継続

「基本方針1 知る【調査・研究】～歴史資産を把握し、価値を明らかにする～」に関する措置として、下記の5つの措置を実施します。

番号	措置名	内容	財源	取組 主体 ※	事業期間		
					令和 4 (2022) ～ 令和 5 (2023)	令和 6 (2024) ～ 令和 8 (2026)	令和 9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「歴史資産の把握調査」に関する措置							
1-1	歴史資産の把握 調査	村文書など市域の歴史資産を把握 するため、大学連携や市民協働に よって把握調査を進める。	市	市、指定 管理者、 市民、 大学等			
1-2	市指定に向けた 調査	市指定に向けた文化財台帳作成の ための把握調査や詳細調査を行 う。	市	市、 市民、 大学等			
1-3	埋蔵文化財の発 掘調査	文化財保護法に基づき、発掘調査 を実施する。新たな遺跡が発見さ れた場合は周知の埋蔵文化財包蔵 地に加える。	国、市	市			

※取組主体について

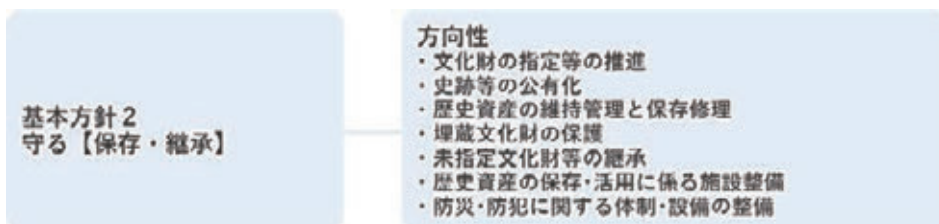
「市」：観光・文化財課を中心とする庁内関係課（内訳はP120表20参照）。
「市民」：市内在住者だけでなく、市内に通勤、通学する人々を含む。
「地域」：町会など地域活動を行うコミュニティ。
「事業者」：市内企業に限らず事業者全般。
「大学等」：大学などの研究機関。
「観光協会」：八尾市観光協会
「関係市」：国内交流都市や本市の歴史資産と関係のある都市など。

「文化財所有者」：文化財所有者。
「指定管理者」：文化財施設等の指定管理者。
「学識」：八尾市文化財保護審議会等の委員。
「府」：大阪府教育庁文化財保護課など。

(以降同様)

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「史資料の適切な管理」に関する措置							
1-4	データベースの作成、更新	調査によって成果や史資料のデータベースを作成、更新を行い情報の整理を進める。	市	市			
方向性「歴史資産の調査研究の継続」に関する措置							
1-5	保存・活用のための調査研究	歴史資産の保存・活用を行うための詳細調査や研究を進めていく。	市	市			

2-2 基本方針2 守る【保存・継承】に関する措置



「基本方針2 守る【保存・継承】～歴史資産の保全や防災対策を行い、保存・継承を進める～」に関する措置として、下記の16の措置を実施します。

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「文化財の指定等の推進」に関する措置							
2-1	市指定文化財の推進	市の文化財指定を進め、地域における保存に対する市民意識の向上につなげる。	市、文化財所有者	市、文化財所有者			
2-2	文化財登録の推進	文化財登録制度を活用し、古民家等の保存、継承に努める。	国、市、文化財所有者	市、文化財所有者			
2-3	審議会等の開催	適切な文化財保護や史跡の保存・活用を図るために保護審議会等を開催する。	市	市、学識			
方向性「史跡等の公有化」に関する措置							
2-4	国史跡指定地の公有化	高安千塚古墳群等の国史跡指定地の公有化を進め、保存を図る。	国、市	市			
方向性「歴史資産の維持管理と保存修理」に関する措置							
2-5	指定文化財等の修繕	指定文化財を保存・継承するために必要な修繕費の補助を行うとともに心合寺山古墳等の国指定史跡の経年劣化・損壊予防のための修繕を実施する。	国、市	文化財所有者、市			
2-6	史跡等の維持管理	史跡等の清掃、除草を市民ボランティアと協働して行っていく。また、誰もが安全に史跡等を利用できるように点検を実施し、補修等を行う。	市	市、市民			

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「埋蔵文化財の保護」に関する措置							
2-7	埋蔵文化財分布図更新	文化財保護法に基づき埋蔵文化財包蔵地の周知を徹底し、埋蔵文化財の保護を図る。	市	市			
方向性「未指定文化財等の継承」に関する措置							
2-8	未指定文化財保全制度の検討	未指定文化財を保存・活用できるような制度について検討する。	市	市			
2-9	伝統文化継承基盤整備事業	地域の祭礼を次世代に継承し、魅力ある観光資源となるよう用具の保全や記録作成、後継者の養成を促進する。	国、実施団体	市、地域			
2-10	歴史資産の次世代継承事業	地域の歴史資産を紹介するため展示や講座、冊子作成などの普及啓発、情報発信を行う。	国、市	市、地域			
方向性「歴史資産の保存・活用に係る施設整備」に関する措置							
2-11	史跡のガイダンス施設の設置等	史跡の解説や情報提供を行うとともに観光と連携した取り組みを進めるためにガイダンス施設の設置を検討し実施する。	国、市	市			
2-12	文化財関連施設の改善	展示機能の更新のほか、公共施設マネジメントに基づき施設の大規模修繕を計画的に進める。また、調査によって増加する史資料の保管場所を確保する。	国、市	市、指定管理者			
方向性「防災・防犯に関する体制・設備の整備」に関する措置							
2-13	消防訓練の実施	歴史資産を火災から守るために所有者、関係機関、地域等が消防訓練を実施し、防災意識の向上に努める。	市	市、文化財所有者、地域			
2-14	被災文化財の把握	歴史資産が、自然災害等で被災した場合に供え、庁内連携を図り、歴史資産の被災状況を把握する方法を検討し、実施する。	市	市、文化財所有者、			
2-15	災害マニュアルの作成	自然災害等から歴史資産を守るためのマニュアルを作成し、所有者と連携して保全に取り組む。	市	市、文化財所有者			
2-16	防犯・防災設備の整備	歴史資産を盗難や災害から守るため、所有者等に対し防犯・防災設備の整備や点検を促す。	国、市	市、文化財所有者			

2-3 基本方針3 活かす【整備・活用】に関する措置

基本方針3
活かす【整備・活用】

方向性

- ・史跡の整備
- ・周辺環境・景観の保全・整備
- ・見学環境の整備
- ・アクセス環境の整備
- ・学びの場の充実化
- ・歴史資産を活かした観光振興の推進

「基本方針3 活かす【整備・活用】～歴史資産の整備を進め、その利用環境やアクセス環境を整えて、教育や観光振興などでの活用を促進する～」に関する措置として、下記の20の措置（うち1つ再掲）を実施します。

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「史跡の整備」に関する措置							
3-1	史跡の整備	市民及び来訪者の利用のため、史跡（高安千塚古墳群、由義寺跡など）の魅力を高める整備を行う。	国、市	市			
方向性「周辺環境・景観の保全・整備」に関する措置							
3-2	歴史景観の保全	歴史景観の保全のため、自然環境の保全に加え、古民家の保全や活用を進める。	国、市	市、市民			
方向性「見学環境の整備」に関する措置							
3-3	説明板の整備	文化財説明板の設置や改修を進め、あわせて QR コードを利用して文化財情報システムとの連携を行う。	国、市	市			
3-4	展示キャプション・説明板等の多言語化	文化財施設の展示キャプションや史跡等の説明板の多言語化を進める。あわせてデジタル技術の活用を検討する。	国、市	市、指定管理者			
3-5	文化財施設の写真撮影	文化財施設の展示品について、観覧者の撮影の可否を検討・実施する。	市	市、指定管理者			
3-6	ICT を活用した史跡整備の推進	史跡の整備に際して、AR/VR 等の技術を活用した新たな魅力を創出する。	国、市	市			
3-7	施設利便性の向上促進	利用者の利便性の向上や効率的な管理運営のために ICT による利用申し込みや入館料等のキャッシュレス化を検討、実施する。	国、市	指定管理者、市			
2-11 (再掲)	史跡のガイダンス施設の設置等（※再掲）	史跡の解説や情報提供を行うとともに観光と連携した取り組みを進めるためにガイダンス施設の設置を検討し実施する。	国、市	市			

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「アクセス環境の整備」に関する措置							
3-8	アクセス環境の整備	公共交通機関を活用したアクセスの情報発信や駐車場等の運営事業者と連携した利用環境の整備を検討する。	市	市、事業者			
3-9	誘導サイン等整備	主に国指定史跡等への案内標識や誘導標識の設置を進め、活用を促進する。あわせてピクトグラムの導入について検討、実施する。	国、市	市			
3-10	二次交通（レンタサイクル）の促進	シェアサイクルの導入を検討するとともに、自転車通行空間の整備を進め、自転車を活用した歴史資産巡りを促進する。	国、市	市、指定管理者、事業者			
方向性「学びの場の充実化」に関する措置							
3-11	生涯学習の推進支援	歴史学習や散策を行う際に歴史に長けた地域人材等を活用してもらい、生涯学習の成果の還元を進める。また、図書館で図書推薦や読書会などを行う。	市	市、市民、指定管理者			
3-12	講座等の開催	史跡巡りや体験講座、子ども向けイベント等を行う。	国、市、指定管理者	指定管理者			
3-13	地域の歴史を学ぶための講師派遣	地域において伝統文化や歴史を学ぶ場を設け、講師となる学識経験者等を派遣する体制を構築する。	国、市	市、地域			
3-14	罹災文化財活用	罹災した埋蔵文化財を活用した「土器体験キット」を学校に配置し、子どもたちに文化財に触れる機会を提供する。	市	市			
3-15	教職員研修の充実	教職員に対する、八尾の歴史資産に関する研修の充実を図り、学校教育において歴史資産の活用を進める。	市	市			
方向性「歴史資産を活かした観光振興の推進」に関する措置							
3-16	観光協会と連携した観光振興の推進	歴史資産を活用した観光振興を推進するために、八尾市観光協会と連携し、観光案内所で情報発信やコンテンツ作り等の事業を展開する。	国、市、観光協会	市、観光協会			
3-17	デジタルマップの構築	近隣観光（マイクロツーリズム）やインバウンド需要に対応するために歴史資産と観光資源を含めたデジタルマップの構築を検討する。	国、市	市			
3-18	ハイキング道（街道）の整備	ハイキング道（十三街道や立石街道、信貴山道等）の整備を進め、歴史資産と山ろくの一体活用を図る。	国、市	市			
3-19	史跡を活用したイベントの開催	史跡とそれに関連する時代の衣装や文化についてイベントを実施する。	国、市	市、地域、事業者			

2-4 基本方針4 伝える【発信】に関する措置

基本方針4
伝える【発信】

方向性

- ・関連文化財群の設定と活用
- ・コンテンツ・ツールの充実
- ・テーマ・ストーリー等を活かした歴史資産の効果的なプロモーションの推進
- ・他自治体等と連携した取り組みの推進

「基本方針4 伝える【発信】～歴史資産の魅力を伝える情報発信とプロモーションを進める～」に関する措置として、下記の13の措置を実施します。

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「関連文化財群の設定と活用」に関する措置							
4-1	関連文化財群の有効活用	関連文化財群のテーマ・ストーリーを活用した歴史資産の魅力を発信する。	市	市			
方向性「コンテンツ・ツールの充実」に関する措置							
4-2	河内木綿の普及啓発	河内木綿の普及啓発のため材料となる綿の種の配布や綿織り機等の貸し出しを行う。	国、市	指定管理者、市民			
4-3	旧大和川付替えに関する発信	旧大和川付替えについて、展示やまち歩き等の体験学習を通じて啓発活動を進める。	国、市	指定管理者、市民			
4-4	芸術文化の振興	河内音頭等の伝統文化を市内外に発信するとともに次世代への継承に努める。	国、市	市、市民、指定管理者			
4-5	フィルムコミッションによる活用	「映画のまち・やお」として、映画等の誘致を促進するフィルムコミッションにおいて歴史資産を撮影スポットとして活用し、情報発信に努める。	市、市民	市、市民			
4-6	市史編纂事業収集資料の活用	市史編纂で収集した史資料を市民が活用できるように発信方法を検討、実施する。	市	市			
4-7	市史の刊行等	調査成果を市史として刊行するとともに講座や講演会を実施する。	市	市			
4-8	文化財情報システムの更新	文化財情報システムを更新し、総合的な文化財等のシステム構築について検討、実施する。	国、市	市			
4-9	情報発信ツールの多様化	専門的知識がなくても歴史資産に興味を持つことが出来るように映像やICT等の活用を進める。	国、市	市、指定管理者			
4-10	歴史キャラクター等の作成	八尾の歴史に興味を持ってもらい、観光等による経済活性化を図るため、本市の歴史性を象徴するキャラクター等を作成し、企業と連携してグッズ等の作成を進めていく。	国、市	市、事業者			

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「テーマ・ストーリー等を活かした歴史資産の効果的なプロモーションの推進」に関する措置							
4-11	歴史資産の情報発信	テーマ・ストーリーを活かした歴史資産のパンフレットを作成、配布し、市域の周遊性を高める。	国、市	市			
4-12	プロモーションの推進	大阪観光局や事業者等と連携して、本市の歴史資産等の魅力を発信し、市域の施設や史跡等を周遊してもらうように取り組む。	国、市	事業者、市			
方向性「他自治体等と連携した取り組みの推進」に関する措置							
4-13	国内交流都市等との連携の推進	国内交流都市や本市の歴史資産と関係のある都市、関係団体と連携して、イベントや情報発信を進める。	市	市、関係市			

2-5 基本方針5 支える【活動支援・体制整備】に関する措置

基本方針5
支える【活動支援・体制整備】

方向性
・地域による歴史資産の保存・活用の環境の整備
・行政による歴史資産の保存・活用体制の整備

「基本方針5 支える【活動支援・体制整備】～歴史資産を保存・活用する体制を整え、人材育成や市民等による維持管理・活用の取組を支援する～」に関する措置として、下記の11の措置（うち3つ再掲）を実施します。

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「地域による歴史資産の保存・活用の環境の整備」に関する措置							
5-1	歴史資産を活かしたまちづくりへの支援	歴史資産を活かしたまちづくり活動を促進するため、担い手や協力者のすそ野を広げる取り組みを支援する。	国、市	市			
5-2	地域活動の基盤強化	町会や自治会等が行う歴史資産の保存・活用にかかる活動や、各種地域活動の組織基盤の強化の取り組みを支援する。	国、市	市、地域			
5-3	市民活動の支援	八尾市市民活動支援ネットワークセンターが進める多様な主体と地域との連携を支援するとともに、歴史資産に係る活動へは情報提供やコーディネートなどを行う。	市	市			
5-4	文化財保存活用支援団体制度の検討	地域に残る文化財を継承していくために、文化財保護法 192 条 2、3 に示される文化財所有者の相談や歴史資産の調査研究を行う民間団体等を指定する制度設計について検討する。	市	市			
5-5	ボランティアガイド等の育成・支援	多言語を含めたボランティアガイド活動への参画を促すとともに、情報提供や講師などを派遣する。	国、市	市、市民			

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
2-9 (再掲)	伝統文化継承基盤整備事業（※再掲）	地域の祭礼を次世代に継承し、魅力ある観光資源となるよう用具の保全や記録作成、後継者の養成を行う。	国、実施団体	市、地域			
2-10 (再掲)	歴史資産の次世代継承事業（※再掲）	地域の歴史資産を紹介するため展示や講座、冊子作成などの普及啓発、情報発信を行う。	国、市	市、地域			
3-13 (再掲)	地域の歴史を学ぶための講師派遣（※再掲）	地域において伝統文化や歴史を学ぶ場を設け、講師となる学識経験者等を派遣する体制を構築する。	国、市	市、地域			
方向性「行政による歴史資産の保存・活用体制の整備」に関する措置							
5-6	文化財保護等体制構築	持続可能な歴史資産の保存・活用に向けて、庁内他部局等との連携を進めるとともに、歴史資産の保護・調査研究等の体制を構築する。	市	市			
5-7	文化財関連施設等の管理運営	市域の歴史資産の展示や情報発信を行う施設の円滑な管理運営を行う。	市	市、指定管理者			
5-8	大阪府、関係市との情報共有	埋蔵文化財の調査成果の共有や普及啓発を進めるため、大阪府と関係市による連絡会議等を開催する。	市	府、関係市、市			

第3節 関連文化財群に対する措置

3-1 関連文化財群全体の措置

関連文化財群 全体

方向性
・関連文化財群のプロモーション推進や周遊性を高める情報発信

関連文化財群全体に関する措置として、下記の2つの措置（いずれも再掲）を実施します。

番号	措置名	内容	財源	取組 主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「関連文化財群のプロモーション推進や周遊性を高める情報発信を進める」に関する措置							
群-1 (4-11)	歴史資産の情報 発信（※再掲）	テーマ・ストーリーを活かした歴史資産のパンフレットを作成、配布し、市域の周遊性を高める。	国、市	市			
群-2 (4-12)	プロモーション の推進（※再掲）	大阪観光局や事業者等と連携して、本市の歴史資産等の魅力を発信し、市域の施設や史跡等を周遊してもらうように取り組む。	国、市	事業者、 市			

※番号下の括弧内は、関連する「歴史資産に対する措置（第2節）」の措置番号。

3-2 関連文化財群「山ろく of 古墳に眠る豪族たち」の措置

山ろく of 古墳に眠る豪族たち

方向性

・国指定史跡高安千塚古墳群をはじめとする
山ろく of 史跡の保存や周辺環境の整備

関連文化財群「山ろく of 古墳に眠る豪族たち」に関する措置として、下記の8つの措置（うち2つ再掲）を実施します。

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「国指定史跡高安千塚古墳群をはじめとする山ろくの史跡の保存や周辺環境の整備を進める」に関する措置							
山-1 (1-5)	高安千塚古墳群の調査研究	指定された古墳だけでなく、未指定の古墳も含めて、詳細な調査研究を進める。	国、市	市			
山-2 (2-4)	高安千塚古墳群の公有化	保存活用計画に則り、国史跡高安千塚古墳群の公有化を進め、保存のための仮整備を図る。	国、市	市			
山-3 (2-5)	高安千塚古墳群の修繕	経年劣化による古墳群の損壊を防ぐため、石室・石材の緩みや歪みを修正するなどの修繕を検討し、実施する。	国、市	市			
山-4 (2-11)	高安千塚古墳群のガイダンス施設整備	古墳群の展示、解説や出土遺物等の保管場所としてガイダンス施設の整備を検討、実施する。	国、市	市			
山-5 (3-1)	高安千塚古墳群第1次整備	高安千塚古墳群の魅力 را 市民及び来訪者が実感できるよう整備を行う。	国、市	市			
山-6 (2-5)	心合寺山古墳の改修	経年劣化が進んでいる心合寺山古墳に対して、改修工事を検討、実施する。	国、市	市			
山-7 (3-18)	ハイキング道（街道）の整備（※再掲）	ハイキング道（十三街道や立石街道、信貴山道等）の整備を進め、歴史資産と山ろくの一体活用を図る。	国、市	市			
山-8 (2-12)	文化財関連施設の改善（※再掲）	展示機能の更新のほか、公共施設マネジメントに基づき施設の大規模修繕を計画的に進める。また、調査によって増加する史資料の保管場所を確保する。	国、市	市、指定管理者			

※番号下の括弧内は、関連する「歴史資産に対する措置（第2節）」の措置番号。

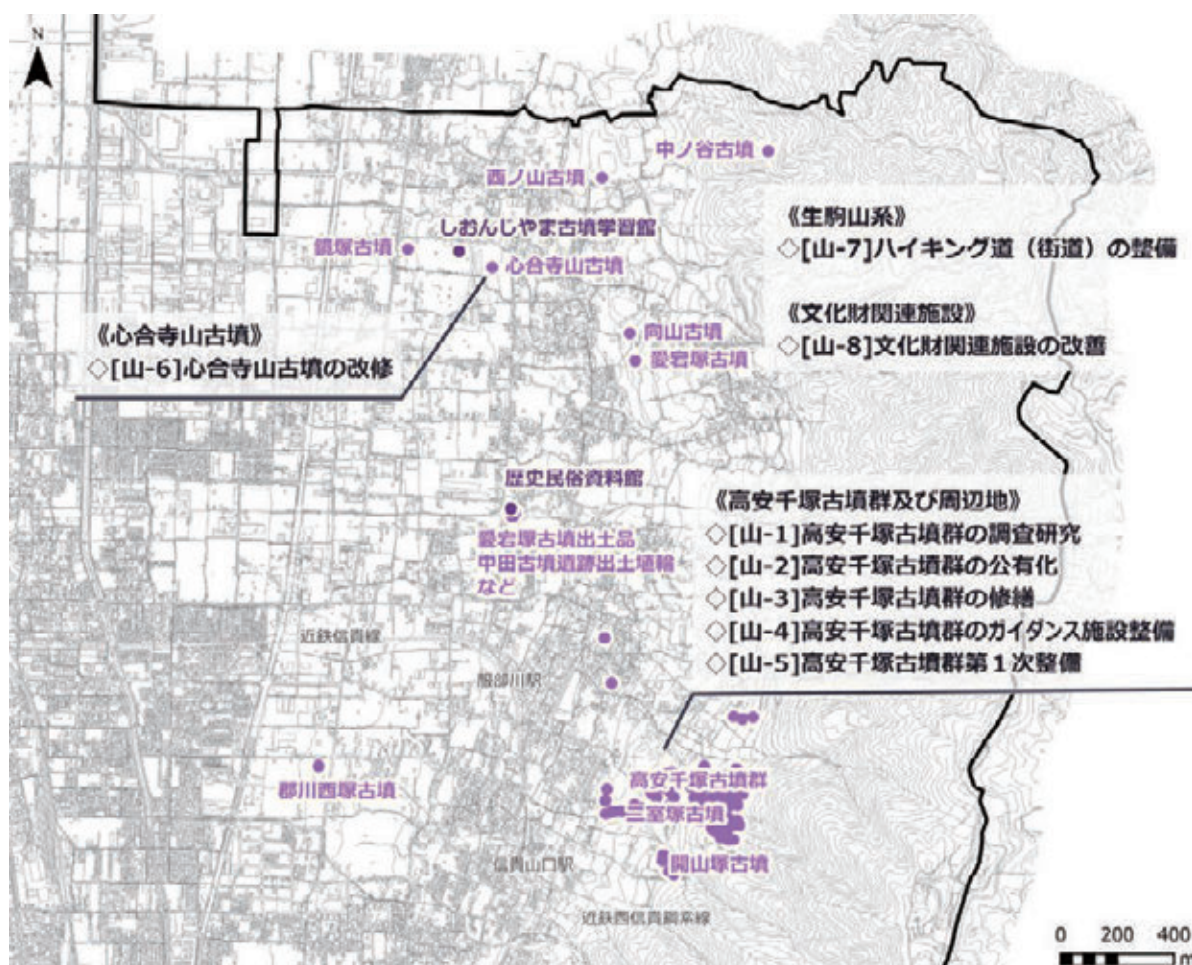


図120 関連文化財群「山ろく of 古墳に眠る豪族たち」の措置

3-3 関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の措置

物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立

方向性
・国指定史跡由義寺跡及び周辺環境の整備・活用

関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」に関する措置として、下記の5つの措置を実施します。

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「国指定史跡由義寺跡及び周辺環境の整備・活用を進める」に関する措置							
仏-1 (1-5)	由義寺跡の調査研究	史跡由義寺跡の指定範囲だけでなく、指定地北側の区域等についても詳細な調査研究を進める。	国、市	市			
仏-2 (2-11)	由義寺跡のガイダンス施設整備	史跡由義寺跡のガイダンスと出土遺物を保管するための施設整備を検討し整備する。	国、市	市			
仏-3 (3-1)	由義寺跡の整備	『由義寺跡保存活用計画』に則り、由義寺跡を市民の学習や憩いの場とするとともに、跡地の魅力が市内外にさらに伝えられるよう史跡整備を行う。	国、市	市			
仏-4 (3-9)	誘導サイン等整備	由義寺跡や大聖勝軍寺等へのアクセスを促す案内標識や誘導標識の設置を進め、活用を促進する。あわせてピクトグラムの導入について検討、実施する。	国、市	市			
仏-5 (3-19)	史跡を活用したイベントの開催	史跡由義寺跡に関連する時代の衣装や文化を用いたイベントを実施する。	国、市	市、 地域、 事業者			

※番号下の括弧内は、関連する「歴史資産に対する措置（第2節）」の措置番号。



図121 関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の措置

3-4 関連文化財群「寺内町の成立と在郷町への展開」の措置

寺内町の成立と在郷町への展開

方向性
・寺内町等の歴史的景観の保全・活用

関連文化財群「寺内町の成立と在郷町への展開」に関する措置として、下記の5つの措置（うち2つ再掲）を実施します。

番号	措置名	内容	財源	取組 主体	事業期間		
					令和4 (2022) ～ 令和5 (2023)	令和6 (2024) ～ 令和8 (2026)	令和9 (2027) ～ 令和10 (2028)
方向性「寺内町等の歴史的景観の保全と活用を進める」に関する措置							
町-1 (2-5)	指定文化財等の 修繕（※再掲）	指定文化財を保存・継承するた めに必要な修繕費の補助を行 う。	国、市	文化財所 有者、市			
町-2 (4-1)	河内木綿の普及 啓発	河内木綿の普及啓発のため材料 となる綿の種の配布や綿繰り機 等の貸し出しを行う。	国、市	指定 管理者、 市民			
町-3 (4-2)	旧大和川付替え に関する発信	旧大和川付替えについて、展示 やまち歩き等の体験学習を通じ て啓発活動を進める。	国、市	指定 管理者、 市民			
町-4 (3-2)	良好な都市景観 形成の推進	景観計画の重点地区である久宝 寺寺内町の景観形成を地域とと もに進めるため、啓発・発信・支 援を進める。	国、市	市、市民			
町-5 (2-12)	文化財関連施設 の改善（※再掲）	展示機能の更新のほか、公共施 設マネジメントに基づき施設の 大規模修繕を計画的に進める。 また、調査によって増加する史 資料の保管場所を確保する。	国、市	市、 指定 管理者			

※番号下の括弧内は、関連する「歴史資産に対する措置（第2節）」の措置番号。



図122 関連文化財群「寺内町の成立と在郷町への展開」の措置

第9章

歴史資産の保存・活用の推進体制

第1節 歴史資産の保存・活用の推進体制

歴史資産の保存・活用は、下記に示す庁内体制、市民や地域、専門家、関係機関、民間団体等との連携のもとに実施します。

庁内連携にあたっては、下表に示す課の所属長等で構成する「八尾市歴史資産保存活用推進会議」を設置し、施策間の連携・調整による効果促進並びに歴史資産の適切な保存と整備・活用との両立を図ります。また、その他の課等における施策についても、連携・調整を図ります。

表20 歴史資産の保存・活用の推進体制

八尾市・八尾市教育委員会	観光・文化財課	(文化財担当専門職員：4人) 【業務内容】観光推進係、文化財係と市史編纂室で構成し、八尾市域の文化財の総合的な調査・保存及び活用に関する事務のほか、市域の観光に関する施策やイベント等の実施を担当
	政策推進課	【業務内容】市政に係る重要事項の調査・研究、総合計画の推進・進行管理、実施計画等の立案・調整、広域行政の調査・連絡調整、大規模事業計画の立案・調整、総合教育会議に関する事務を担当
	やおプロモーション推進プロジェクトチーム	【業務内容】魅力づくり・発信等についての組織横断的な戦略的プロモーション展開についての企画・調整、大阪府や近隣自治体等との連携による広域的な魅力発信の仕組み構築に関することを担当
	広報・公民連携課	【業務内容】市政だより・広報刊行物の発行、報道機関への情報提供、コミュニティFM放送や市ホームページ・SNSなどを活用した市政情報の発信並びに民間企業及び大学等との連携に係る企画・調整などに関することを担当
	コミュニティ政策推進課	【業務内容】地域のまちづくり支援、NPO等市民活動支援、市役所案内業務広聴・市民相談などの事務及び八尾市自治振興委員会・八尾市赤十字奉仕団及び八尾市市民憲章推進協議会の事務局を担当
	文化・スポーツ振興課	【業務内容】八尾市芸術文化推進基本計画に基づく芸術文化の振興、スポーツ活動の普及啓発を行うほか社会体育施設等の運営を担当
	産業政策課	【業務内容】産業振興会議の開催、地域経済活性化施策の企画及び調整、地域経済に係る調査研究・情報分析、中小企業の融資あっせん及び特産物ブランド化推進事業などの農業振興施策、「ものづくりのまち・八尾」ブランド化推進事業、商業団体活性化促進事業などの商業振興施策を担当
	都市政策課	【業務内容】都市計画の各種調査、検討、保留区域の市街地開発事業等に関する調査研究、指導監督等に関すること、国土利用計画法に基づく届出等の事務及び都市景観形成の推進に係る企画、調整及び啓発に関することなどを担当
	都市交通課	【業務内容】公共交通に関する計画進行管理及び公共交通の制度設計のほか、放置自転車対策、自転車駐車場の管理や交通安全教育の推進等を担当
	農とみどりの振興課	【業務内容】都市の緑化推進及び保全、自然環境保全、農業の振興支援等の業務を担当
	危機管理課	【業務内容】危機管理に係る総合調整、国民保護、地域防災計画、防災対策に係る企画及び実施の総合調整、防災思想の普及啓発及び防災遺跡の普及、地域安全、防犯関係機関及び関係機関等との連絡調整等を担当
	教育政策課	【業務内容】教育課題に関する政策の企画、立案及び調整事務、教育情報の広報など教育委員会全般に及ぶ事務の調整及び学校園施設の整備、維持管理及び学校園関係予算の執行管理を担当
	生涯学習課	【業務内容】社会教育団体と連携しながら生涯学習活動・青少年活動の場と機会及び情報の提供を行うほか、図書館の運営を担当

文化財関連審議会等	八尾市文化財保護審議会	(定員10人：選任10人) 【担当事務】市内に存する文化財の保護及び活用に関して、市の諮問に応じ、意見を具申する。
	八尾市史跡保存活用審議会	(定員20人：選任8人) 【担当事務】史跡の保存及び活用についての調査、審議に関する。
	八尾市文化財保存活用地域計画協議会	(定員20人：選任12人) 【担当事務】文化財の総合的かつ計画的な保存・活用の推進のため、地域計画について調査、協議及び連絡調整を行い、意見を述べる。
	八尾市立歴史民俗資料館運営委員会	(定員12人：選任8人) 【担当事務】歴史民俗資料館の円滑な運営を図る。
	新版八尾市史編集委員会	(8人) 【担当事務】市史編纂に係る8つの専門部会の長によって構成され、調査・研究の方向性、史資料の選別、市史の編集や掲載史資料の選択を行う。
関係団体	公益財団法人八尾市文化財調査研究会	(文化財担当専門職員：13人(嘱託等を含む)) 【取り組み内容】市内遺跡の発掘調査や歴史民俗資料館及び埋蔵文化財調査センターの管理運営等を行っている。
	校区まちづくり協議会	【取り組み内容】地区自治振興委員会、地区福祉委員会、民生委員、児童委員地区委員会、小・中学校PTAなどの団体等が構成員で、地域と行政が適切な役割分担のもと協力し、主体的にまちづくりを進めている。
	八尾市観光協会	【取り組み内容】八尾の魅力を市民、市外から来訪される方により知ってもらうための情報発信の拠点である観光案内所を運営している。また、八尾市の観光マップやツアー等を実施している。
	NPO法人八尾市観光ボランティアの会	【取り組み内容】ボランティアガイドの養成や史跡等のガイド、観光案内のサポート、観光マップ等の作成を行っている。
	大阪府文化財愛護推進委員	(八尾担当：6人) 【取り組み内容】文化財に対する理解と認識を高め、大阪府民への文化財保護意識の高揚啓発及び各地域の文化財の防災、保全等の地域活動に協力し、もって文化財の保護の強化を図る。
文化財等施設	八尾市立歴史民俗資料館	【設置目的】美術、古文書、民俗、考古等の文化財及び文化財に係る資料を収集、保存するとともに、展示して広く一般に公開し、文化の向上と文化財等の保護に資する。
	八尾市立埋蔵文化財調査センター	【設置目的】埋蔵文化財の調査、研究並びに出土品等の整理、保存及び活用を図り、市民の文化の向上に資する。
	八尾市立しおんじやま古墳学習館	【設置目的】心合寺山古墳に関する資料の展示と普及啓発を通じて郷土の歴史と文化を広め、市民の文化の向上に資するとともに山ろくの史跡や緑に触れ合う場の拠点施設。
	安中新田会所跡旧植田家住宅	【設置目的】旧大和川の付替えによる安中新田と係わりの深い八尾市指定有形文化財である旧植田家住宅の活用とこれに関連する資料の展示を通じて郷土の歴史と文化の普及啓発に努め、もって市民文化の向上に資する。
	八尾市まちなみセンター	久宝寺寺内町における歴史的遺産の継承及び八尾市のまちづくりについての地域活動の拠点。
	今東光資料館(八尾図書館内)	【活動内容】今東光の文学活動についての資料等の収集、整理及び保存並びに当該資料等の提供活動に関するを行う。
包括連携協定	関西大学	【協定目的】歴史的・文化的資源の活用や知的・人的資源の活用に関すること等福祉、教育、文化、産業、まちづくりにおいて幅広い連携を行う。
その他行政機関		・文化庁 ・大阪府教育庁文化財保護課 ・周辺自治体の文化財担当課

第2節 基本理念の実現に向けた各主体の効果的な取り組み

2-1 基本理念の実現に向けた各主体の取り組み

歴史資産は、先人たちによって形づくられ、市民の生活の中に溶け込み、受け継がれてきたものです。しかし、ライフスタイルに対する価値観の変化や人口減少・少子高齢化による担い手の減少によって、歴史資産を保存・活用する人的基盤は弱まりつつあります。そのため、未指定文化財を含む歴史資産の保存・活用は、行政だけではなく、地域が一体となっていくことが求められます。

そのため、主体者である「市民」・「地域」・「文化財所有者」・「事業者」・「教育者」・「指定管理者」・「行政」それぞれができることを行い、基本理念「歴史資産を活かして拓く わがまちの未来 ～知り・守り・活かし・伝え、次世代に繋げる～」の実現に向けて、ともに歴史資産の保存・活用を進めることが効果的です。そこで、基本理念の実現に向けた各主体の効果的な取り組み例を表21に整理しました。

表21 基本理念の実現に向けた各主体の取り組み例

市民※	【知る】八尾市の歴史資産について学び、理解を深める。 【守る】地域の民俗行事や歴史資産の保全活動、防災・防犯活動に参加する。 【活かす】歴史資産を市民共通の財産として認識して、歴史資産を活用した活動を行う。 【伝える】自分の好きな歴史資産やその魅力について、身近な人に話したり、SNS等での発信を通じて多くの人に伝える。 【支える】ボランティア組織やNPO等の活動への参加等を通じて、歴史資産の保存・活用の担い手となる。
地域	【知る】地域にある歴史資産について学び、理解を深める。 【守る】地域で育んできた伝統文化や民俗行事を継承する活動を行う。 【活かす】歴史資産を地域の財産として認識して、地域の活性化に活かす。 【伝える】地域の歴史資産の魅力を伝える講演会の開催や資料等の作成を行う。 【支える】祭礼などの民俗行事を継承するため後継者を育成する。
文化財所有者	【知る】所有する文化財の価値について学び、理解を深める。 【守る】所有する文化財を適切に保存管理する。 【活かす】所有する文化財の価値を認識して、多様な活用を進める。 【伝える】所有する文化財の価値を伝えるために公開等を行う。 【支える】所有者として文化財の保存・活用を進める。
事業者	【知る】八尾市の歴史資産について学び、理解を深める。 【守る】歴史資産を継承する取り組みに協力する。 【活かす】地域固有の歴史資産を産業振興の有効な素材とした商品開発や観光振興など、歴史資産の多様な活用を進める。 【伝える】関連文化財群のテーマ・ストーリーを活かしたイベント企画や商品開発を行う。 【支える】歴史資産の魅力を広く発信するなど、活用の担い手となる。
教育者※	【知る】歴史資産の魅力を伝えられるように学び、理解を深める。 【守る】学校の授業や行事等に八尾の食文化や民俗行事等を取り入れて、継承に繋げる。 【活かす】歴史資産の魅力に触れてもらうために、歴史資産を活かした「ふるさと教育」を行う。 【伝える】教育活動を通じて、多くの人に歴史資産の魅力について伝える。 【支える】「ふるさと教育」等を通じて、将来の担い手育成に繋げる。

指定 管理者	【知 る】管理する文化財等施設に関する歴史等について学び、理解を深める。 【守 る】所蔵・管理する文化財や施設等を適切に保存管理する。 【活かす】管理する文化財等施設の利便性向上を図り、イベント等多様な活用を進める。 【伝える】管理する文化財等施設の歴史等を伝える企画展示等を行い、普及啓発を進める。 【支える】市域の文化財の展示や情報発信を行う施設の円滑な管理運営を行う。
行政	【知 る】調査研究を進めて、歴史資産の把握を進める。 【守 る】歴史資産が後世に継承されるように、修理修繕や防災施設の整備等を進める。 【活かす】史跡等の整備や歴史資産を活用したまちづくりを実践する。 【伝える】歴史資産の価値・魅力の情報発信等を行い、普及啓発に繋げる。 【支える】市民等が「歴史資産」を発見・認識し、その保存・活用について学び・考え、守り・活かす取り組みを実践する組織体制の整備及び仕組みづくりを進める。

※「市民」とは、市内在住者だけでなく、市内に通勤、通学する人々を含む。

※主体者「教育者」：本計画では様々な教育機会に携わる人や機関を言う。

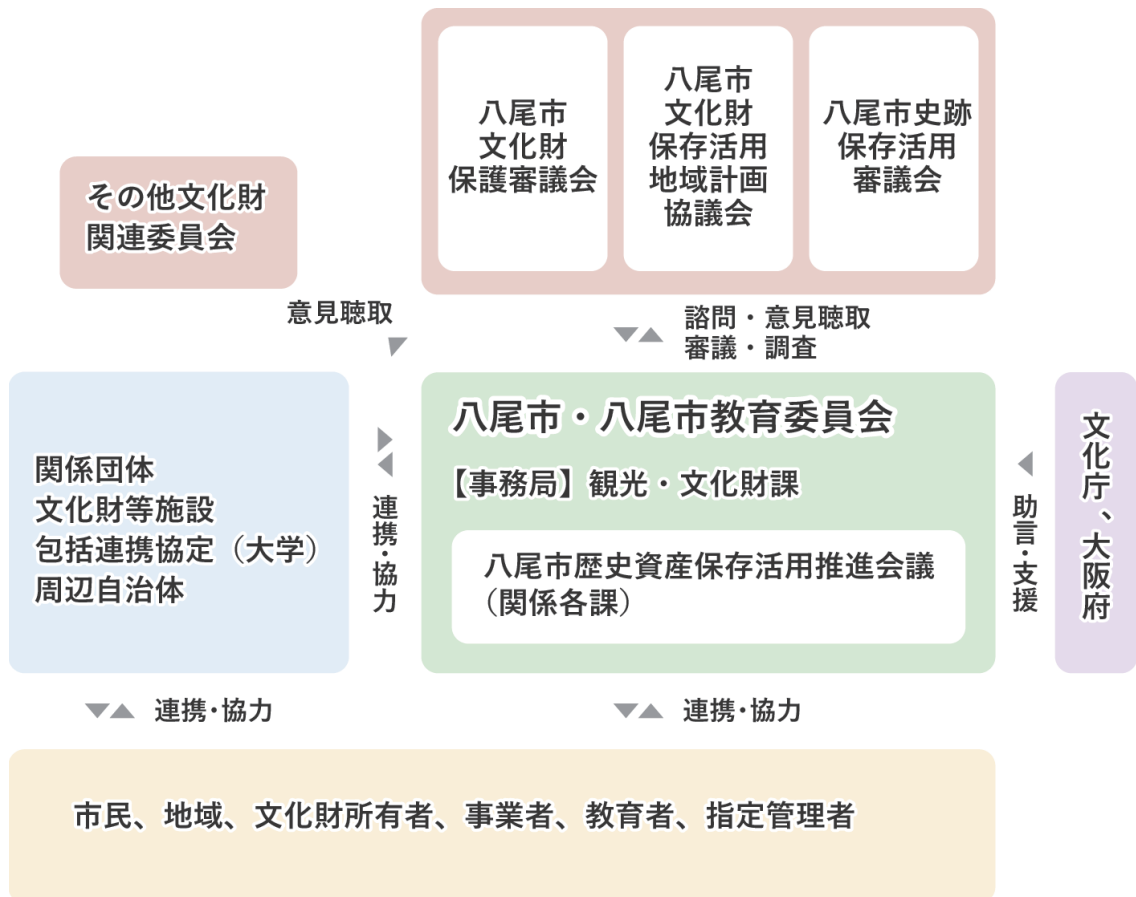


図123 推進体制の関係図

2-2 市民等によるテーマ・ストーリーの活用展開

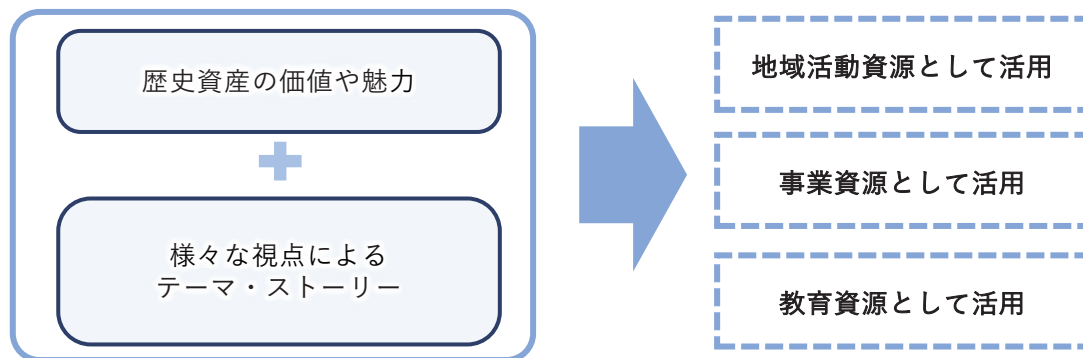
各主体による取り組み例として、歴史資産に関係するテーマ・ストーリーを軸とした活用の展開が考えられます。市民等が活用 に用いるテーマ・ストーリーは、第4章で設定した3つの「関連文化財群」に限らず、歴史資産の様々な価値や魅力、歴史的な繋がりを基に各主体が様々な捉え方で新たに考えるテーマ・ストーリーもあると思われます。

テーマ・ストーリーを軸とした活用を行うことで、歴史資産が各主体の活動資源として活用しやすくなり、事業効果をより高めることができると思われます。また、地域自らが地域にある歴史資産のテーマ・ストーリーを考え、そのテーマ・ストーリーを軸とした活用を展開することは、「わがまちの歴史資産」として歴史資産の保全意識がより高まることに繋がると考えられます。

平成30(2018)年度に開催された「DOKYO2019～道鏡ウィーク in 八尾～」では、道鏡にまつわるストーリーが軸となり、市民等によって、道鏡カレーや七重クッキーなどのグルメ開発、道鏡にちなんだ商店街のスタンプラリーなどが行われました。基本理念「歴史資産を活かして拓く わがまちの未来～知り・守り・活かし・伝え、次世代に繋げる～」の実現に向けて、このような歴史資産のテーマ・ストーリーを軸とした取り組みが、今後行われることが期待されます。



図124 「DOKYO2019～道鏡ウィークin八尾～」のチラシ



※「地域活動資源」：市民や地域住民等による地域活動の資源、「事業資源」：民間企業等の事業活動の資源、「教育資源」：学校教育や社会教育など郷土学習の資源

図125 テーマ・ストーリーによって歴史資産が活動資源となるイメージ

参考資料

【計画作成の経緯】

八尾市文化財保存活用地域計画の作成にあたって、調査、協議等を行う八尾市文化財保存活用地域計画協議会を設置しました。あわせて、庁内関係課相互の連携と施策の調整を図り、計画作成を進めるため八尾市歴史資産保存活用推進会議を設置しました。また、文化財保護法第183条の3第3項の規定のに基づき、八尾市文化財保護審議会の意見を聴取し、また、令和3(2021)年に市民意見を募集のためパブリックコメントを実施しました。

令和2(2020)年度～令和3(2021)年度の2カ年で協議会を6回、推進会議を5回行い、本計画を取りまとめました。

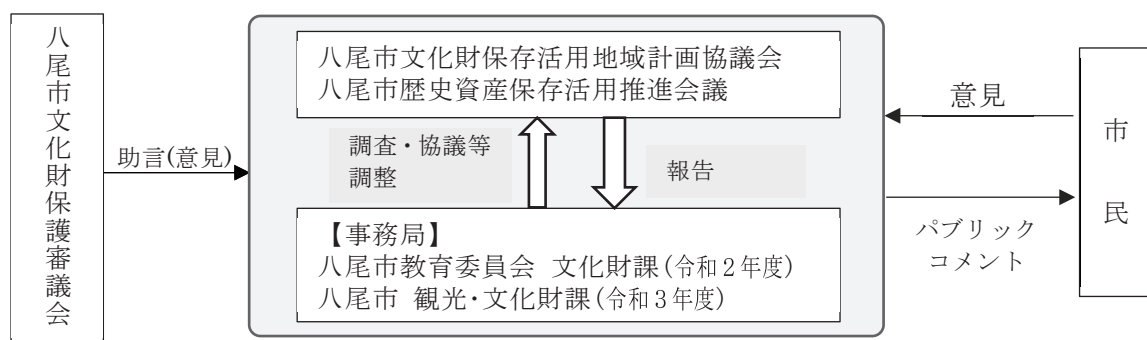


図 地域計画作成体制

表 計画作成の経緯

年度	日程	内容	
令和2 (2020) 年度	6月25日	八尾市文化財保護審議会への報告	八尾市文化財保存活用地域計画の作成について
	7月30日	第1回八尾市歴史資産保存活用推進会議(庁内会議)の開催	文化財保存活用地域計画の骨子検討案について
	8月25日	第1回八尾市文化財保存活用地域計画協議会の開催	文化財保存活用地域計画の骨子検討案について
	10月21日	第2回八尾市歴史資産保存活用推進会議(庁内会議)の開催	文化財保存活用地域計画の検討案について
	11月10日	第2回八尾市文化財保存活用地域計画協議会の開催	文化財保存活用地域計画(序章～第1章)について
	1月15日 (意見提出締切)	第3回八尾市歴史資産保存活用推進会議(庁内会議)の開催(※書面開催)	文化財保存活用地域計画(課題・方針・措置)について
	2月3日	第3回八尾市文化財保存活用地域計画協議会の開催	文化財保存活用地域計画(序章～第4章)について
令和3 (2021) 年度	5月31日 (意見提出締切)	第4回八尾市歴史資産保存活用推進会議(庁内会議)の開催(※書面開催)	主に措置について
	7月12日 (意見提出締切)	第4回八尾市文化財保存活用地域計画協議会の開催(※書面開催)	文化財保存活用地域計画素案について
	10月6日 (意見提出締切)	第5回八尾市歴史資産保存活用推進会議(庁内会議)の開催	主に措置について
	10月6日 (意見提出締切)	第5回八尾市文化財保存活用地域計画協議会の開催(※書面開催)	文化財保存活用地域計画素案について
	12月15日～ 1月14日	パブリックコメントの実施	
	2月28日 (意見提出締切)	第6回八尾市文化財保存活用地域計画協議会の開催(※書面開催)	

■八尾市文化財保存活用地域計画協議会（令和2（2020）年度～令和3（2021）年度）

委員氏名	区分	所属等	備考
伊達仁美	学識経験者	京都芸術大学教授	会長
綿貫友子		神戸大学大学院教授 八尾市文化財保護審議会委員	副会長
永瀬節治		和歌山大学准教授	
恵谷浩子		奈良文化財研究所文化遺産部 景観研究室研究員	
鹿崎正明	(令和2年度) 教育委員会が適 当と認めるもの	慈願寺（文化財所有者） 大阪府文化財愛護推進委員	
西田裕		八尾市自治振興委員会会長	
瀧瀬克也		八尾市校長会	
澤田知英子	(令和3年度) 市長が適当と認 めるもの	NPO法人HICALI理事長 安中新田会所跡旧植田家住宅指定管理者	
宮本忠雄		(一社)八尾市観光協会事務局長	
土屋みづほ	大阪府の職員	大阪府教育庁文化財保護課総括主査	
網中孝幸	市の職員	八尾市政策企画部理事	
田中淳二		八尾市教育委員会生涯学習担当部長	令和2年度のみ
新堂剛		八尾市魅力創造部長	令和3年度のみ

◎助言者（オブザーバー） 北原 翔子 大阪府教育庁文化財保護課

■八尾市歴史資産保存活用推進会議（令和2（2020）年度～令和3（2021）年度）

所属等	令和2年度	備考	令和3年度	備考
政策企画部次長兼政策推進課長	森田忠久	副座長	河野聡	副座長
市政情報課長	北村知美		－	
広報・公民連携課長	－		北村知美	
財政課長	下村利幸		下村利幸	
コミュニティ政策推進課長	的場清信		藤本寿江	
産業政策課長	藤本寿江		後藤伊久乃	
都市政策課長	北尾章		北尾章	
みどり課長	真田洋		－	
土木建設課	－		木村智哉	
教育政策課長	式龍一郎		式龍一郎	
政策推進課長補佐(やおプロモーション推進PT)	高尾あゆみ		高尾あゆみ	
生涯学習担当次長	万代辰司	座長	－	
魅力創造部次長	－		道斎	座長

■八尾市文化財保護審議会

(令和2（2020）年度～令和3（2021）年度)

委員氏名	所属等	専門
井藤 徹	日本民家集落博物館	記念物
山中浩之	大阪府立大学	歴史（近世）
森 隆男	元関西大学	民俗
藤岡 穰	大阪大学大学院	美術（彫刻）
石川知彦	龍谷大学龍谷ミュージアム	美術（絵画）
綿貫友子	神戸大学大学院	歴史（中世）
稲城信子	薬師寺宝物管理研究所	歴史（仏教文化）
長友朋子	立命館大学	考古
瀧浪貞子	京都女子大学	歴史（古代）
杉野 丞	愛知工業大学	建築

■事務局

(令和2（2020）年度～令和3（2021）年度)

年度	担当部局	氏名等
令和2年度	八尾市 教育委員会 教育総務部 文化財課	道斎 課長 足立淳志 課長補佐 藤井淳弘 係長 河村卓 副主査
令和3年度	八尾市 魅力創造部 観光・文化財課	南昌則 課長 富宅敬子 課長補佐 藤井淳弘 係長 河村卓 副主査

八尾市文化財保存活用地域計画

発行年 令和4（2022）年7月
編集・発行 八尾市 魅力創造部 観光・文化財課
〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号
TEL 072-924-8555 / FAX 072-924-3995
刊行物番号 R4-67

